

鹿児島県史料

名越時敏史料一

解題

一

今年度および来年度は『南島雑話』の著者としてよく知られる名越左源太時敏（以下、左源太と略記）の日記である。「名越時敏日史」を二冊として刊行する。「名越時敏日史」（以下、「日史」と略記）は文久元年九月～慶応三年四月までの日記であるが、今年度はその内の文久元年九月～文久三年十二月分を所収する。

先ず底本について断っておく。

東京大学史料編纂所蔵島津家史料中には二種類の「日史」がある。

A本（史料番号島津家本薩藩関係史料一―二―三三―九九）は、文久元年九月～慶応三年四月までの写本であり、ここで底本としているものである。これは細分すると更に二つに分かれる。すなわち、片仮名を送りがなの基本とする本年度刊行分と、平仮名を送りがなの基本とする来年度刊行分である。送りがなの違うことから、厳密に言えば、両者は別系統の写本である。

B本（史料番号島津家本薩藩関係史料一―二―三三―二二）は、文久元年九月～文久三年十二月、慶応三年正月～同四月までの分のみ残っており、途中の文久四年・慶応元年・二年分が欠けている。送りがなは平仮名を基本としている。

送りがなの違いの外に、A・B両本の相違を例示的に示すと、次の点が注目される。

1 文久元年九月二十五日、日史文

A本（前略）先達テ打試シ之節ハ余リ西洋規則ニ泥ミ車之軸半月ニ開キ有之本ノマ、（後略）

B本 (前略) 先達而打試之節ハ余リ西洋規則ニ泥ミ車之軸半月ニ闕き有之(後略)

2 文久元年十月四日、外国へ書翰之写

A本 (前略) 同意ニ於早々回答有ラン事ヲ請、本ノマ、拜異謹言(後略)

B本 (前略) 同意ニ於早々回答有ラン事ヲ請拜「在ノマ、不明字」謹言(後略)

3 文久元年十一月十三日、金子孫次郎和歌

A本 言ニ出ていわぬまことは殊更に 我心にそお○思はる、おもひし
おもひしる、歎

B本 言に出ていわぬまことハ殊更に我心にはお○思ハる、
本ノマ、

4 文久二年一月二十八日、日史文

A本 (前略) 鮫島吉左衛門・松山三□殿・伊藤六郎右衛門殿入来ニテ(後略)

B本 (前略) 鮫島吉左衛門殿・松山三騰殿・伊藤六郎右衛門殿入来ニ而(後略)

5 文久二年二月二十六日、他国製酒造様写

A本 (前略) ブク浮候時分ヲ見合桶ノ上ニ素器ヲ置(後略)

B本 (前略) ふく浮キ候時分を見合桶の上に素器を置(後略)

1では、A本のみ「本ノマ、」の注記が付けられる。2では、B本に判読し難い文字を記して「在ノマ、」と注記するが、A本ではその部分を「異」と読んで「本ノマ、」と注記している。3にも見られるように、B本に「本のま、」と注記されるのは写本や触・法令などを書写した時のみであり、「日史」の地の文では付けられていない。また、4では、B本で文字が入れられているにもかかわらずA本では空白となっている。5では、A本では「素器」に振り仮名が付けられているが、B本では付けられていない。これはB本の筆者が「素器」を鹿兒島では「ソケ」と呼ぶことを知っていたことを示しているだろう。

すなわち、B本においては、注記は「日史」の地の文にはなく写本などに限られること、またB本の筆者が鹿兒島の言語にも通じていることから、B本の筆者は左源太本人であると推定されるのであり、B本は「日史」の原本であると考えられる。また、B本には、袋綴じの端に黒く塗りつぶした線が所々にあり、そこにはそのページに記された内容の見出し文が記されている。見出し文は重要事項に限定されており、後に「日史」内容を検索する場合の便利のために付けられたものであることは明らかである。黒塗りの部分は袋綴じの両側に付けられている。この丁寧な見出し文の付け方もB本が「日史」の原本であるとの考を支えることになるであろう。

したがって、本来ならばB本を底本とすべきであることは勿論である。しかし、当方の都合で途中の欠けているB本よりも、全体が揃っているA本を底本として刊行する計画が進行していたために、底本を替えることは難しかった。

したがって、ここでは、底本の変更はしないが、A本の不明部分などはB本により補うことにより内容の正確を期していることを諒解頂きたい。

二

名越左源太は、文政二年十二月二十八日鹿兒島城下下龍尾町に生まれた。幼名は源太郎、後に時行、盛貞、時敏を名乗り、左源太は通称である。廃藩後、タンタトウの別邸に隠退するが明治十四年六月十六日、六十三歳で死去した。

永井龜彦編『高崎くづれ大島遠島録 名越左源太翁日記』中の「名越左源太翁小伝」によると、左源太は多能な人であり、武の面では、槍術は鏡智流、兵学は機山流（薩摩藩の兵学の流派にはなく、右松の門下とすれば甲州流古流）、剣道は天真流、弓は日置流の奥義を窮め、また文の面でも、和歌を善くし、絵に巧みであり、しかも医術にも通じていたとされる。

家格は大身分（上級家臣）の寄合であり（同「名越左源太翁小伝」）、弘化四年（一八四七）の軍役方改正により、左

源太の父右膳盛胤は御勘定奉行、左源太は赤山靱負・郷田仲兵衛・有川勇四郎と共に軍役方掛物頭に任ぜられている。

文久二年正月の名越家の家族は、当主の左源太（四十四歳）および妻お種（三十九歳）には老父（七十六歳）、老母お枝（五十八歳）が健在であり、左源太夫婦には嫡女お藤（二十三歳・川上家へ嫁す）、二女お筆（十八歳・町田家へ嫁す）、嫡子主税（十六歳）、二男郷十郎（十三歳・町田家へ養子）、三男吉次郎（七歳）、四男徳熊（四歳）の四男二女がいる。また、左源太の姉は二階堂家に嫁し、弟は町田内膳である。このように、川上・町田・二階堂家などの姻戚関係を結ぶことにより名越家は藩の役職でも安定した地位を占め、上級家臣として安泰が続くはずであった。

しかし、左源太の軌跡は、嘉永朋党事件（高崎崩れ）により大きく変化した。

嘉永三年三月四日、左源太は謹慎、免職を命ぜられ、同月二十七日遠島が申し渡され、即日、前之浜停船中の大祥丸に乗船した。なお、当時大目付職にあった父右膳も役職免となったが、これは「倅に対し且役柄等之訳も有之、かた／＼二依而之事」と見られていた（『島津斉彬文書』上巻三二三ページ）。

嘉永朋党事件は幕末薩摩藩の内訌事件であり、町奉行格御鉄砲奉行動山田一郎左衛門清安・物頭町奉行動近藤隆左衛門・船奉行家老座書役動奥掛高崎五郎右衛門温恭を中心としたグループが、当時の薩摩藩政事を批判し、世子である島津斉彬を家督に就けようとした動きに対し、藩主斉興が磔刑・切腹・遠島・役免・慎など五十余名を処罰し弾圧した事件である。

山田など三人に対する罪状については、「右三人事専頭取ニ而致密会、徒党を結、御政事向を致誹謗、既御国家御騒乱にも相及勢之筋等、色々有間敷義を書認、前文勘兵衛方江差遣、公辺も響合候様取計、御隠居御家督之義相工、且重御役等可致殺害申談いたし、其外種々不謂悪意之企」（『島津斉彬文書』上巻 三八五ページ）と断罪しており、評定所呼び出しの際して切腹したにもかかわらず、三人に対しては、改めて士分剥奪の上、薩摩藩の処刑場である境瀬戸で磔とし、近藤隆左衛門は悪意が深いとして鋸挽き磔とした。

この嘉永朋党事件に左源太はどのように関わっていたのであろうか。その経緯を一応振り返っておこう。彼に対する処罰令には次のようにある。

名越左源太

右前条同断二付、御咎目向大目附より相調へ候所、隆左衛門其外折々致密会申談之上、悪意相企候形には不相見候得共、隆左衛門書面之内、一郎左衛門・左源太・五郎右衛門日夜肝胆を碎候との趣有之、隆左衛門等悪意之企、自身於別荘承り、右通名前も書載有之候に付、於其場差留候上、名前も切除候得共、又々右同人より名前書載之形ニは相（不脱力）見得候得共、御身辺に相拘事二付、則成行可申出之所、是迄押隠居候段、別而如何之至二付、遠島被仰付候（『島津斉彬文書』上巻 三八七ページ）

すなわち、左源太は近藤などの一味ではないが、左源太は自身の別荘での会合に列席し近藤などの企ては承知していた。そのため、企ての差し止めを近藤などに求め、連判から自分の名前を削除させていながら、その企てが藩主の身辺に關することであることを十分承知しているにもかかわらず、隠して申し出なかった、と言うことが処罰の理由である。

左源太は「近藤モ同席ニテ心安ク、山田ニモ同然、高崎モ心安ク仕居申候」（『島津斉彬文書』上巻 三一二ページ）とあるように、近藤など三人とは至って心安い仲であったことがこの事態を引き起こしたのであるが、これに対して左源太はどのように抗弁しているであろうか。

取り調べの状況を『名越時敏謹慎並遠島一件留 全』（自嘉永三年三月四日至同年三月二十七日）（東京大学史料編纂所史料 島津家文書Ⅱ三四五）で見えてゆく。

嘉永三年三月四日、左源太に対して、先ず「右者被聞召通趣有之何分申渡迄之間慎罷在候様可申渡候」と慎みが命ぜられ、五日には、「右者」近藤隆左衛門其外致密（密力）会御政事向を致誹謗、右之趣公辺へ相響候様取計候由相聞得候付、右旁委細相糺形行明日書付を以可被申出事」と、密会について知っていることを書付にして申出ることを命ぜら

れたので承知し、親類の二階堂源太夫・平田正十郎より、つぎの書付を提出した。

一 私事亡近藤隆左衛門其外致蜜会御政事向を致誹謗、右之趣公辺江相響候様取計候由被聞召、右旁委細相糺形行可
申上旨承知仕、左二申上候

去年四五月の比二而も御座候半、近藤隆左衛門私宅へ参一刻致面会度承候付、致面会候処、たんととふ屋敷致借用
度旨承候二付、何も差支無之御越可被成、乍併珍敷事二御座候、誰様御同伴之事哉と申候得ハ、山田一郎左衛門・
高崎五郎右衛門参答と之事候二付、山田二は同役、高崎二は右松門人二而為存者二御座候間、私二も参候而ハ如何
有之候哉と申候処、些企之事も有之候得共、差支不申段承申候二付、御企ハ如何之事哉と申候処、当時海老原甚驕
慢二有之候得共、終二御取扱無之、誠二以氣之毒之事二候間、少将様どふそや被遊御家督被遊御取扱候様近藤より
申上候含二付、文言旁山江取直方相頼、高崎二も御家老座へ罷出候間、何か相談之賦と承、是ハと相驚候得共、発
語承候上不差越候而ハ相成間敷存申候二付、弥私二も可参旨隆左衛門江致返答候処、夫成直二隆左衛門ハ罷歸申
候、跡二而又篤と相考申候得は、何れ之筋御部屋柄様之御身柄二而右様之御取計ハ決而難被遊御事と乍恐奉存候、
ケ様之儀二候得は、第一御父子様御不和二被為成候も難計、此儀二付而は押而相留候段存意細々書付二而差出候
所、皆一統尤之事と承申候、ケ様二御差留申候迎何そ口外ハ一切いたし申間敷、御納得可被成旨申候候処、一郎
左衛門より承申候ハ、是を此通二被召置而ハ何れ之筋驕慢致増長ハ案中二候間、是非何とか手段ハ有之間敷哉と承
申候得共、私二は初発より全為存事二而無御座候而、為参事猶更何之存意も無之旨申申候、左候而近藤より又々
申候は、一郎左衛門申候通夫成被召置候而ハ同様驕慢可致増長も難計、是非此節差上申度、左候而差上候書面ハ隆
左衛門一人よりと相見得候得共、山田・高崎・私二も相談之趣申上度承、近藤より差上候書面致一見候様承、皆々
致一見候二付、私二も致一見候処、弥心外之文言二而強而差留申候処、先左様二而候ハ、其筋二いたし置可申迎隆
左衛門即席二而私名前切抜申候、依而私其席二相加居候時宜合少々不興二も相考候得共、余事之嘶二相成、夜入

共々罷帰申候、尤外二他日取会右類之儀致晰合候儀も無之、同席江常々罷在候得共、隆左衛門・一郎左衛門より申掛候儀も無御座、私より尋申候儀も無御座候段承届申候、此段申上候、以上

三月六日

平田正十郎

二階堂源太夫

右の史料では、①近藤隆左衛門が「たんととふ」の名越家別宅の利用を申し入れ、左源太は承知した、②左源太は同伴の者が山田は物頭と同役、高崎は兵学の同門であり、いずれも心安い人であることから同席を求めたところ、近藤は許可した、③企ては、斉彬の家督に関して上申することであることは知っていた、④企てにより藩主父子の不和が生じるとして、左源太は企てを差し止めるべきとの書付を提出し同席の者の一応の納得をえた、⑤左源太はこの件については他言しないことを申し出た、⑥しかし、近藤が差し出すとされる書面には心外の文言などがあつたので抗議したところ、近藤は左源太の名前を削除した、⑦その後、この件については話もなく、また左源太よりも尋ねることはなかった、と、左源太は会合に同席はしていたが、政事向きを誹謗し、藩主父子の不和になるようなことについては反対していたことを主張した。

しかし、裁許掛中村喜太右衛門より「蜜会相企御政事向を致誹謗、又は書面ニ有之候名前切除、且前以より為何訳も無之候ニ、亡近藤隆左衛門疎忽ニ蜜事可致発言訳合無之」と、以前よりの企てへの関与から近藤が密事を発言したのではないかと疑われ、更に詳細に弁明することが求められた。

これに対して、三月七日、またつぎの書面を提出した。

この書面の前半では、先出の史料内容を略述した後、「(企てに)最初より相加り候儀無之、即日出会之場所江右之企差留ニ差越候儀は有之候得共、何方ニおひて右様相企候儀全不存段申出候」と、全面的に企てについての関与を否定した。これに続き、再問の件については、つぎのように弁明する。

一右之形行迄二而、外ニ蜜会等取企御政事向致誹謗候儀一切無之、尤公刃江御響合ニ相成候様ニとの儀、何様之手筋ニ而為取計事共全不存段申出候

一名前切抜候訳合前文ニ申上候通、以前より右企之儀共全為存事ニ而無之、其上書面致一見候所心外之儀共ニ而、勿論前以為何儀も不承候ニ名前書載來候儀甚以押々之致方、何も存念有之私を引入候向ニも相見得、屹と差留候所、左様ニ候ハ、其通いたし置へく承候へ共、前条不納得之事故、仮令不用之書付也とも名前難書載置相除可給旨申聞候処、隆左衛門即席ニ而切除申候段申出候

一隆左衛門屋敷借とメ差越、疎忽ニ蜜事致発言候訳合毛頭不存、尚勿論兼而同人より何様之儀逆も為承事無之、右ニ付而は如何様同役ニ而心安申馴候処より蜜会ニ引入之含ニ而、屋敷借等ニなぞらへ右様之儀態と不図為申聞候ニ而も可有之哉、前以より何も全為存訳合無之候得は、存寄毛頭無之段申出候

ここでも、政事向きの誹謗は一切なく、また公義へ訴える手筋などについても全く知らないこと、近藤の差し出す書面に左源太の名前が記載されていることや、別宅借用の事柄も左源太を密会に引き入れ一味とする陰謀ではなかったかとも述べて、近藤らの企み事との関与を全面的に否定した。

この書面に対しても、つぎの二点についてさらに疑点がだされた。

一不聞得申分ハ、屋敷借り位之事ニ格別太切成事を申者ニ無之、就而ハ前広相談等不承候而ハ不聞段致承知候一
格別太切成発言乍承同意ハ不致候得共、書面見届名前為切除迄ニ而は、どふも申分不聞得、夫程之事ニ候ハ、言上ニ而不申上候而不相成事を、名前切除候迄ニ而口外ハ不致と迄ニ而ハ同意之姿ニ相見得、不相聞得と之旨致承知候

第一の疑点は、近藤は屋敷借用くらいの用事で密事を漏らすような人ではない。企てについて前以ての相談が左源太になされていたのではないか、と言うことであり、第二の疑点は、同意していない書面の名前を削除させただけで、口

外しないと約束することは書面に同意していると言ふことではないか、と言ふ点にあった。

これに対して、第一の疑点については、以前より企ての席に加わつたことではないとした上で「隆左衛門疎忽ニ致發言候儀、何様之所存ニ而為申出シ事も全相分り不申、昨日も申上候通、私を引入ル迄之儀ニ而も候半か、心意難察、此儀ハ何分ニも不能存慮段承届申候」と、近藤の深意は分からないが、左源太を引き入れるためではないか、との考えを持ち出している。第二の疑点については、初めよりこの企てを差し止める考えで出席し、近藤らも一応納得したので、「言上申上候儀も全氣寄不申」であつたとした。

この再々弁明書に添えて、三月八日、つぎの書面を提出した。

今日御出會之儀ニ付而は初発より之人数ニも無之、罷出候而申上候儀別而如何とハ奉存候得共、承候上ハ適々存付有之、ケ様之大事ニ差扣居而も却而不本意不忠之至極と存申候而、不顧愚意左条ニ申上候

今日御企之儀ニ付而は、思召之事とも致承知篤と相考申候所、少将様御家督之儀共御家老衆中被仰談候上ニ而、少将様何も御構ひ不被遊、御家督之御事候ハ、何も申分無之儀と奉存候得共、御家老衆方よりハ何とも不被仰上候而、下役より申出候儀ヲ御部屋栖様ニ而御取用ハ有之間敷候得共、若シ御部屋栖様ニ而色々被遊御構候様ニとも相聞得候而ハ不可然、他国へも御悪名共落散り申儀も難計、左候得ハ是迄之御賢名も無ニ相成候筋ニも相当候半哉、若又御國中ニもれ聞得、上様御聞ニ入候儀も有之候ハ、別而如何、第一御父子様之大御不和ニ被為成、御領國中之大騒動、却而御企之儀も御取止之方可然奉存候間、此儀は御取止之方ニ押而御進め申上度相考申候、ケ様ニ申上候迎、此儀を何ぞ少逆も語り申含ハ夢更無御座候

名越家別宅での会合に際し左源太が近藤らに示した意見書である。ここでは、斉彬の家督の問題は、斉彬の賢名を無にする事になりかねず、また、藩主父子の不和を招き、領内の騒動となるので、この企ては取り止めるべきであると

この意見書に対してもつぎの疑点が示された。

一屋敷借りニ参発言いたし候節ハ、海老原驕慢之次第断いたし、差留候書付ニは少将様御家督一件相見得、左候ハ、発言之節何とか不承候而ハ不相聞得旨承知いたし候

一差留候書付之内ニ、ケ様差留候迎此儀何ぞ少迎も語り申含夢更無御座候段承有之、言上全氣不相付被申出候儀、不相聞得旨承知いたし候、右ニ付而不致言上候儀格別成御役柄も相勤ながら、言上全氣寄不申と之申分不相聞

三月九日、二階堂源太夫・平田正十郎・相良典礼を通じ、先に左源太より申し上げたように、「此節之儀ニ付而は是非差留候含ニ而、其段相達申候所、弥尤之儀と即座二聞得、最早何も事相済候ニ付、御届向之儀ハ全氣寄不申段申上候」と、左源太の意見に同意し、企ては差し止められたと判断したことから、藩へ届け出る必要はないと思った、との回答書を提出した。

すなわち、左源太は、近藤らへの意見書提出、四人集会の場での左源太の名前削除などの行為により、近藤らの企ては中止され、これにより全て事は済んだと考えたのである。

なお、これに対しても、「夫程之書面（近藤の上申書）乍見、御役柄も乍勤、口外致間敷と之處、どふも聞得兼候」、「海老原一件承り屋敷不致持参候ニ付、御家督一件不承向ニ候」と疑点がだされた。

前者に対しては、見聞の内容を藩へ伝えなかったことは役目柄怠慢であるとされたため、「恐入有之」と謝らざるをえなかった。後者は、屋敷借借を近藤が依頼した時、近藤が海老原の驕慢についての話と斉彬の家督の話の双方があったのか否かが差し出した弁明書の中では曖昧であるとして問いつめられたのであるが、これには「少しいミ違」があるとし、明確に弁明しなかった。

以上見てきたとおりの裁許方との遣り取りがなされた後、三月十日、左源太への役免が申し渡された。さらに二十六日になると、月番御用人小笠原轍より、明日矢五太夫殿宅へ出頭するようにと命ぜられ、二十七日、つぎのように申し

渡された。

大島江遠島

名越左源太

右被聞召通趣有之、右之通被処遠島候

右之通大目付於宅評定所申渡之格を以親類江申渡答候、大島下り前之濱出帆御船大祥丸より放囚人二而差越候条、

船本迄は宰領相付、本船江乗付候儀共如例可申渡候

三月廿七日

豊後

大島への遠島処分となり、大島へ着船した後は「放囚人」として生活することになるのであるが、乗船までの様子についてはつぎのようにある。

五ツ前時分右役々宅江被参候付、同刻無刀中帯垂駕籠より出立二而、右物頭并与力兩人同道二而津畑迄被差越、本船江乗付有之、尤乗船之上島元迄足軽田中直次・宅間金之丞、両人才領として被差越候由二而、右兩人本船江乗付居候、且船中島元江不被相列候而は相済間敷吟味有之、手人川村助次郎事渡辺彦兵衛下人之場二而御法之証文等差出、船中重水主として船問やより筋々江願出御免之上列越相成、本船之儀廿七日朝乗付より廿八日迄滞船二而同日大鐘時分前之濱出帆之事

船中および大島で左源太の世話をするために、家来の川村助次郎が、左源太父右膳の用頼代である渡辺彦兵衛（彦太郎カ）の下人として証文を差し出し、大祥丸の重水主として同行する手はずが整った。

以後の様子は、左源太自身の日記である先出の『高崎くづれ大島遠島録』により知ることができる。

三月二十七日、六ツ半時に大祥丸に乗船した。多数の見送り人があり、一部の者は船中泊する者もあった。翌日も見送り人と会い、七ツ時前之浜を出帆し、夜四ツ時山川湊へ着船した。翌二十九日には、山川湊まで乗り付けていた福留

吉右衛門・村田仲右衛門を名代として開聞宮に参詣させ、御札守、御造酒を頂戴し、船玉大明神へも御造酒を捧げて航海の安全を祈った。

風待ちのため山川に滞船し、出帆したのは四月八日である。十日には口永良部湊へ強風のため入港し、その後汐待ちをして、二十八日同湊を出帆、翌二十九日朝四ツ過に大島名瀬に到着した。名瀬では島津登の家来という飯屋付役の柴工左衛門、富寿丸船頭鳥越伝左衛門の二人が出迎えた。島津登へは左源太の鹿兒島出帆に際しても渡辺彦太郎より知らせがなされており、両家の交わりが窺えるのであり、この出迎えは島津登より柴・鳥越へ何らかの連絡があったことを予想させる。津口横目の阿野元與は、今晩は風雨で浪も相応にあるので船中泊を勧めていたが、鳥越は彼の島妻宅の宿泊を勧め、津口横目への届なども手際よく済まし鳥越の所に世話になり、吸物二つ・取肴井五つに焼酎の接待を受け、五月七日まで鳥越宅に滞在して手厚いもてなしをうけた。

五月八日には、安政元年八月赦免の報が届くまで、大島居住の場となる宿として、飯屋より一里余の所にある小宿村の藤由気宅へ移った。当日は、宿元の藤由気宅にて、茶菓子、「大しゆんかん」に百合のせんを白砂糖にてたて申し出候、「吸物四つ、丼四つ、肴、こが焼・牛房・ぶた・刻昆布・こぐし焼の盛具、鶏飯、みそ漬け大根の馳走で大接待を受けた。

十二日には、大島到着以来のもてなしなどへの謝意として、藤由気へ百田紙一束・錦絵五枚・花かんざし一本・扇子二本・刻煙草五包・花染手拭一つ・団扇一本、船頭伝左衛門へ百田紙一束・びん付六竿・刻煙草五包・花染長手拭一つ・袋一つ、柴工左衛門へ刻煙草・手拭・びん付、藤進へ巻煙草四つ・藤巻筆一本・びん付五つ・鯖干物三つ、藤進二男養志へ刻煙草五包・びん付七竿・鯖干物二つをそれぞれ遣わした。

左源太の大島居住は、「放囚人」ということもあり内々には相当援助され、不自由がないように配慮されていた。五月朔日の記述にはつぎのようである。

一中山氏（甚五兵衛・代官）伊地知氏（八右衛門・見聞役）にも則見廻申度被存候へ共、对役所其儀も則ハ難出来
 旁伝言趣共有之、伊地知氏にも態々伝兵衛被呼候而、拙者不自由之品は有之間敷哉、何々は何程致持参候哉と被
 聞候二付、差当格別不自由之品も有之間敷、米も四俵持越候得共壹俵は船中用に致取掛候得共、未少しは残り居
 候段伝左門申出候処、下人を召連れ来候由二付米少く候半かと被聞候事共二付、伝申出候は、表向は難申上候得
 共内分に而御聞可被下候旨申出候所、何も不差支可申出旨承候二付、申出候は、下人内実は船中の筋にて連来候
 間又々此節差返し申之由、左候得は暫は飯料も続き可申と申出候由、旁皆丁寧にて仕合之事

家来の助次郎は、飯炊きの外には特に用事もないので、鹿兒島へ連れ帰ることを大祥丸船頭児玉惣左衛門へ依頼して
 おり、六月朔日、助次郎は大祥丸へ戻った。飯炊きについては、「追々子供え手習共教、七、八人にも相成候得ば、飯
 は彼の者共随分繰廻しに焼き（炊き？）申候由、此涯は自身之飯炊も却て楽に相成可申と存候」と、手習いの子供が繰
 り廻してやってくれると期待した。

手習い人については、「藤進孫彦人則（刻？）より手習を頼と申事に候、当年八才之由」（五月九日）と早速頼まれ、
 また、「（人名の脱けたるならん）申者今日手習初仕筈御座候に付いろはの手本を書具候様承申候間認遣申候」（八月十
 六日）ともあるが、手習い人数は多くなかつたようである。

宿元である藤由氣を始めとする周辺の人々から、野菜を始めとして山の幸・海の幸、加工食品の差し入れが頻繁にあ
 り、菓子類については「毎日菓子類を呉申候、至極丁寧にて御座候、私のために毎日菓子類仕事か、又は兼てか様之村里
 に御座候哉未分明に相分り不申候」（五月二十日）といぶかっている。また、焼酎・酒を酌み交わすことも多い。左源
 太の持参した酒は大島では珍品であり、「藤由氣昼過私処へ来申候間酒をかん鍋煮つ吞ぜ申候酒は余程大切に御国にて
 泡盛呑候ごとく少しつ皆呑申候」（五月十五日）・「夕方亭主へ酒吞せ申候亭主藤由氣大好にて御座候得共酒は余程大
 切にいたし候、小茶碗に半分位つ、五つ六つ位漸く呑申候」（五月十七日）との記述がある。

島での日課は、初めの頃は定まっていなかったが、五月末頃より次第に定まってくる。七月九日の一日はつぎのようである。

朝六つ前より馬場の掃除、庭へは水打掃除、寝敷衣服等疊、屋内の掃除、陀羅尼経一篇拝読、髪結、御両親様へと御辞儀申上、終日養生訓写方に御座候、夕方より藤進来暮帰申候、暮より嘉美行と兩人にて書物共見申候、四つ半時分御両親様へと御辞儀申上、臥申候事

屋内外の掃除、髪結い、両親への御辞儀、陀羅尼経拝読は毎朝の日課であり、その後、読書・絵の手習い、書写（養生訓）、外出など、日により区々である。

左源太が絵の巧者であることは伝わっていたのか、小宿居住早々、宿元の藤由気より六枚屏風の絵を依頼され（五月十一日）、立田川の絵を翌日には描き上げている。また、「丑太郎・安熊と申候子供兩人来、絵を望申候、則書申候」（五月二十六日）、「宍太郎・丑太郎来申候、狐の絵に鹿の絵を望み申候間則ち書申候、跡にて唐紙に一字づ、三枚書申候、靈寿華と申字にて御座候、醉翁と申二字も書申候、夫を宍太郎・丑太郎・安千代へ具申候」（七月二十八日）と、子供の頼みにも気軽に応じていた。鳥越伝左衛門頼みの寿老人・虎の絵（六月六日）、藤寿頼みの柳に駒の絵、荒武氏依頼の絵を美濃紙十枚（七月十五日）、津口横目阿野元與殿依頼の絵を百田紙六、七枚（五月二十日）などと、絵についての記事は散見される。

文の面では、「藤由気事唱歌の弟子に相成込古今歌借用遣申候」（五月二十二日）と和歌を教え、「暮より四つ時分迄亭主に算術を習ひ申候」（七月十九日）と算術伝習もある。特に嘉美行への算術教育は熱心であった。

また、「藤由気昨日より腰を違せ申候而難儀仕居申候間、按摩取ばばが真似を仕り私撮申候処、直に奇妙に能成申候」（八月四日）と、医術の心得が役立っている。

経済的面で貢献としては砥石の発見である。つぎのようである。

九ツ時分より助次郎召連濱へ盆石拾ひに出申候所、為勝砥過分に御座候を取返(帰?)申候所、是は珍敷者と亭主共申事に御座候、過分に御座候をいまだ村中の者共誰も存不申由、砥は御国より取寄砥壹斤を砂糖壹斤に取替仕由御座候、石壹つ十斤御座候へは砂糖十斤の由御座候(五月二十五日)

左源太は、大島生活でそれまで行つたことのない種々の体験をしているが、生活の厳しさはそれほど経験していない。二時間程の稲刈り加勢を「珍敷面白事に御座候」(六月二十四日)とし、「亭主庭打見物に出、私にも少打申候」(七月朔日)と、農作業もそれを生活の糧にする必要のない、いつでも止めてもよい楽しみ事にすぎなかつた。

誘われて見物に出ることも多く、鰻取り(七月二日)、浜へシヨク取り(七月五日)、干潟での魚取り(八月朔日)、八月踊(八月十三日)、角力の地取(八月十四日)、高蔵へ細工見物(八月二十六日)、ドンガ踊(十月六日)などの記述がある。「南島雑話」の著者に相応しく島の神事の見聞もある(九月十三日)。

左源太には、悪戯好きな一面もあつたことをつぎは示している。

嘉美行と兩人にて蚊帳を以蠅取仕候所大抵一合計取申候間、皆生の俣にて紙袋に入軍勢十五万と書付申候て藤進へ持参仕、是程生捕候間取扱の儀は頼ぞと差出申候処、私帰申候跡にて藤進手自紙袋共掃を以池に押付申候所、袋は次目のりはなれ申候て蠅は幾かたまりも浮上り皆共飛立そこらあたりは蠅だらけ屋内にもたちまち過分に重み申候て藤進家内へ入申候所よめよりあなたのせなかはどうしたものと申候に付何様有之候かと申候得はせなかは蠅ばかり真ぐらくいたし居候と申候由、か様に不出来の事はなきぞと藤進後來漸にて御座候、漸の通是は先不出来なるべしと互に腹を押え笑ひ申たる事にて御座候(七月二十五日)

この蚊帳にて蠅を捕る方法を実見したいと藤進から求められると、嘉美行と兩人で捕つて見せたりもしている(七月二十八日)。

解 しかし、望郷の気持ちは強かつた。

遠島者には武士の象徴である刀などの帯同を許されないので、正良銘の刀、無銘の脇差は乗船に際して二階堂源太夫・相良典礼が預かった。腰の軽さに現在の立場が思いやられ、帰藩の思いが募ったであろう。

旅宿を立いつるに付、いつとても刀の事を思ひ出て、しはしたちやすらへは

いまはわが腰のあたりのさびしくて　いて行かどに立そやすらふ

との和歌が出てくるのである。この望郷の気持ちは、「今朝味噌の中より通宝を一文見付申候、当島には外に無之宝を得、外御守とをなし袋に入尊信仕、御造酒ども上げ申候、一度は是も世に出申事も可有御座存申候」（七月九日）との記述に現れ、一文銭と自らを重ね、もう一度世に出ることを願ったのである。

左源太の赦免は安政元年七月末に出され、その報は八月下旬に小宿村に届いた。しかし、帰船の時期ではなく、翌二年四月二日に小宿村を出発し、六月一〇日赤木名湊を出帆、一九日、日向国諏訪湊に到着し、志布志・古江を経て同月二十一日帰宅した。五年の大島生活であった。

左源太は小宿村で世話になった宿主藤田気の養子嘉美行を連れて大島より帰国し、医道稽古の後大島で開業させている。文久二年六月十四日には、嘉美行が医道稽古として再び左源太を頼って上国し、眼科について更なる修行をすることを記しており、帰国後も大島との関係は途切れることはなかった。

三

さて、本年度刊行分の「日史」には薩摩藩のみならず日本全体にとっても政治の転換点ともなる薩英戦争を挟む時期を含む。

「日史」には左源太自身の行動や家庭の様子と共に見聞した事柄が細かに記述され、いかにもメモ魔である左源太の面目躍如の感がある。特に幕府・藩の布達なども多く書写され藩の動きについても知りうる資料となっていることは重

要である。したがって、薩英戦争について、左源太がどのように記述しているか興味があるところである。

文久三年六月二十七日には、「昼七ツ時分異国船渡来、御相図鳴候ニ付直ニ御定之潮音院辺見締ニ參、沖江段々異船相見得谷山辺へ相繋ル、潮音院へ今晚一宿夜明シニテ候、戦兵御相図ニテ各在宿之賦候処、拙者所ヲ在宿ト心得相集リ候段承候」とあり、翌日には「今日昼時分谷山之方ヨリ沖小島ト砂揚場調練場之間ヲ通り前之浜へ異船七艘乗入候（略）今晚八ツ時ニ護摩所へ宿陣イタスベク候間、九ツ時迄之間ニ各拙宅へ集リ呉ラレ候様相達候、刻限通り無相違被相集、八ツ時繰出シ、今晚ヨリ護摩所へ宿陣候事、拙者ニハ横ニハ臥不申候」と、戦闘直前の緊迫した様子・行動を記しているのであるが、以後の記述はない。その後の記述は戦争による被害・対応・褒美などの記述のみである。

薩英戦争の戦闘場面などについての記述は残念ながらないのであるが、それに至るまでの薩摩藩における軍備充実、調練、士気振策の状況、および左源太の関わりについては知りうる。

大島より帰国後から文久元年までの左源太の動きについては不明であるが、文久元年以降、「日史」が記されるようになってからは水を得た魚のように活躍の場が広がり、藩治においても重きをなしていった。

大島帰国後、左源太は御弓奉行、御側御用人・御軍役奉行動に就き、内之浦地頭に任じられた。以後、文久元年十月、当番頭、同二年七月、月番座奏者番兼務、同年十一月、御用人勤奏者番勤務、同年十二月、五番小姓与番頭寄、同三年二月、六番小姓与番頭寄と役職を上げ、軍事面で重きをなしていた。

文久二年九月十八日には内之浦・始良を合わせた一組の物主となり、十月二十七日は「今日者御軍役奉行新納氏ヨリ御用ニテ罷出候得者御手当帳拜見被仰付候、末川久馬殿一陣之惣物主ニテ、外物主ハ末川主税殿・志岐藤兵衛殿・拙者外一誰カ名前未存セス候、大砲物主ハ島津権五郎殿ニテ候、諸郷備諸役者職掌太概一冊今一日拝借イタシ罷帰候」とあり、諸郷の軍事組織についても知悉する立場にあった。

また、二年十二月には、各郷より郷士年寄・組頭・横目各一名が出張し軍備調練を受けることになっており、その指

南は地頭・物主が当たることになっているが、左源太は諸郷から指南を依頼されている。十四日には重富・帖佐・宮之城・蒲生の各郷、十五日には大崎郷、二十二日には佐多郷の指南が依頼された。出張の郷士年寄などに対し、絵図面で細々指南し、また、砲術館でも指南している。

藩の軍組織の改編については、文久三年正月、城下六組の方限替えが行われ、更に、

一小番・新番・御小姓与打込、拾五歳以上六拾歳迄五人組イタシ申出候様被仰付候、左候テ、可成同組ニテ組合候様被仰付（以下条文略）

と、五人組の指示が通達された（二十日の条）。

同二十七日には

一今日大番頭御座御引取ニテ御小姓与番頭打込被仰付候、伊集院巨殿ニハ大番頭ニテ六番御小姓与番頭兼務被仰付、与頭ヨリ島津仲・島津壬生・川上源十郎・関山糺・島津良馬大番頭寄被仰付候（後略）

と、城下と諸郷の軍事を一体として把握することが意図されており、三月二十六日には城下六組の兵力の把握がなされている。

このような兵力の把握と共に、御家老・若年寄・大目付・大番頭・御小姓与番頭・御趣法掛御側御用人・御側役・御軍役奉行・御軍賦役・郡奉行へ対し、「方今不容易時内外多端之御処置御変革之折柄ニテ繁務之事候間、以来七ツ時御暇被相定候段被仰出候（後略）」と、従来の八ツ時暇を一時遅らすことにしており、また異国船渡来に備え、出役の場が定められ、臨戦態勢が整えられていた。

これに伴い、訓練も頻繁に行われ、三年三月十二日には「夜前九ツ前八ツ時ヨリ砂揚場調練場へ出候（中略）四ツ過太守様御入有之、直ニ我々御目見相濟、陣屋へ入候得ハ一番貝二番貝御名代御本陣ヨリ吹立、御先手ヨリ相初り、御旗本・三郎様御旗本・御城下守衛、八ツ過相濟、夫ヨリ川尻相渡り島津仲殿同列ニテ下遠見番所ヨリ水軍隊調練致見物

候、上様ニモ弁天濤台場ヨリ御覧（後略）」と実戦同様の訓練がなされ、藩主もそれを閲覧した。

四月二日には、イギリス軍艦が横浜へ渡来し「不容易重大之事件申立」たが、この皇国の大難の切つ掛けが生麦事件にあることは恐れ入る次第であるとして、「兵端相開候節八天下回家之為、抽他藩一統粉骨碎身夷賊誅伐有之候」と久光御筆の仰出がだされ、また藩主よりもこれを受けた「仰出」が出された。翌三日には「御筆仰出六番八拙者宅ニテ弘方イタシ候ニ付、八ツ前御暇ニテ帰宅（中略）弘メ人ハ永井八二郎ニテ候、八ツ半相済（後略）」と与への通達がなされておられ、イギリス船の渡来の際の心構えが作られていった。以後の訓練は、対応すべき相手が明確になったことによりより厳しく激しくなっていた。薩摩藩において、このような準備がなされていた時に、イギリス軍艦が来薩したのである。

（安 藤 保）

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「名越時敏日史（解題のA本）」（文久元年九月～文久三年十二月）を底本とし、「鹿児島県史料 名越時敏史料一」として刊行するものである。

一本書の目次は、「名越時敏日史」目録をもとに、作成した。

但し、目録がない文久二年十月から文久三年十二月までについては目次を補充した。

一文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、「イ」に挙げる「日史／（名越時敏日誌）・解題のB本」で補正した場合は、特に表記しなかった。

なお、本文中に挿入される挿絵や花押などについては、B本の方を優先した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

（原本史料） 旧記雑録（旧記雑録・続編島津氏世録正統系図）ともに東京大学史料編纂所所蔵

「日史／（名越時敏日誌）・解題のB本」（東京大学史料編纂所所蔵）

「石室秘稿」（東京大学史料編纂所所蔵）

「薩英戦闘日乗」（東京大学史料編纂所所蔵）

〔出軍御手当帳〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔諸郷大砲備一組人数賦〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔刊本史料〕

旧記雑録前編〔鹿兒島県史料 旧記雑録前編〕一〇二

旧記雑録後編〔鹿兒島県史料 旧記雑録後編〕一〇六

旧記雑録追録〔鹿兒島県史料 旧記雑録追録〕一〇八

続徳川実紀（国史大系『續徳川實紀』第四篇）

国史纂論（『標註国史纂論』五）

維新史（『維新史』第三卷）

孝明天皇紀（『孝明天皇紀』第三・四）

徳川礼典録（『徳川禮典録』中）

水戸藩史料（『水戸藩史料』下編全）

薩藩海軍史（『薩藩海軍史』中）

東西評林（日本史籍協会叢書一四四『東西評林一』）

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

イ 「名越時敏日史」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あげとした。

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、原則として底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用

いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、原則として底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別し、文意の通じない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。

カ ルビは、底本(A本)もしくはB本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 付箋・貼紙は、右肩に(付箋)などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み(摩滅)・(破損)と傍注を付した。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 「名越時敏史料一」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

鹿児島県史料 名越時敏史料一 目次

名越時敏日史(文久元年九月〜十二月)	三	西洋斤数覚	一一
田町へ被召置候浪人警固骨折二付御褒美御書付	三	佐多ヨリ異船相見得候届書	一一
和蘭人シーボルト奇説	四	栄ノ尾ヨリ御帰殿御道筋御通達	一一
右二付書籍調拔書	四	山川異船一件	一三
文久元酉年六月二十六日公義ヨリ外国人へ之書翰写	六	甲冑調文賦書	一四
贈飯島塩田山田有裕之詩	七	温石	一五
佐多異国船届書	八	三位様御隠居後御服合	一五
唐金鍋下引仕様	八	支那国尺	一五
加味理中丸掛合	八	秩父家其外家格等已前之通被仰付候御書付之写	一六
布屋之法	九	和州桜菓子箱二書付有之詠歌二首	一八
大風掛合	九	和泉様御事公辺へ御届相成候事	一八
古語	一〇	将棋盤寸法	一九
西洋尺覚	一〇	和泉様御事以来麒麟之間へ被為人御家老座へ御通不被 在候事	二〇
媚字	一〇	和漢三才図絵拔書	二〇
仏語	一〇	筑前国知識仙厓画讃之事	二一
路銀之心得	一一	近衛様御像ヲ税所龍右衛門画事	二一
地頭所内之浦へ逢候書付	一一	江戸落書之歌	二二
前之浜測量間数	一二		

君馬坐銘	二二
唐紙ニ有之候対句	二四
上書之儀ニ付仰出	二六
和宮様御下向仰出	二九
惟新公へ御目見之夢	二九
大島守衛人数	三一
大島久慈村へ漂着唐船之事	三二
磯中之儀御庭同前ト仰出之写	三三
馬印之図	三三
祇園洲台場大砲打方薬量彈着	三四
白塩焔年中出来高	三五
御立馬之基御小荷駄正数鞍百口之事	三五
山川締方似寄候名前之事	三六
左衛門殿御城代一篇被仰付候事	三六
元平安氏刀強様シ之事	三八
摂津殿へ諸掛リ被仰付候事	三八
安田氏ヨリ異人一件之書状	三九
御老中様ヨリ露西亞へ書翰之大意	三九
松前之隠居軍馬飼之方	四一
関勇助論ノ歌	四五
大久保正助御徒目付ヨリ御小納戸ニ成ル	四五

御筆仰出并御家老御添書	四五
賄賂之儀ニ付御達	四七
御家老島津伯耆殿依願退役	四八
十一月三日御初入部後初而稻荷神事ニ付仰出之事	四九
給地高五千石并御金貳万両究士為御救被相下候儀ニ付御達	五〇
米高料ニ付御困米申請被仰付之御達	五二
当九月諸人上書之儀ニ付仰出	五四
御改革年限嵩之御達	五四
各藩評判之言	五四
関西有志者之廻文	五六
金子孫次郎和歌	五七
内藤紀伊守江御褒詞	五七
流行もの輪尽し	五八
御軍制ニ付仰出	六六
名越時敏日史(文久二年正月〜二月)	
元日拙著詠歌三首	七三
当年家内中年輩并誕生日	七四
山犬之図	七六
差杉之御通達	七六

吉次郎当年七歳七所ヌイ之事	七	仰出	八五
加藤家稽古初人数并梅田家同断	七七	江戸上御屋敷御焼失二付御参府御月延御免仰出	八六
二之丸御殿廻御成就之上和泉様御住居仰出	七七	和泉様御首途御発駕仰渡	八七
正月十一日雪之詠一首	七八	御上納金四万両御用捨被仰付候御通達之写	八七
江戸上御屋敷御焼失二付御差控之事仰出	七八	喜入撰津殿御用部屋へモ相詰候様被仰付候御通達之写	八七
正月十一日御役替名前	七九	和泉様御休泊仰渡	八九
正月十三日河俣氏発句拙者歌	八〇	一向宗自訴申出候様二卜之儀仰出	九〇
河俣氏発句拙者詠歌	八〇	和泉様二之丸御移徙仰出	九〇
江戸上御屋敷御焼失二付此節御金御拝借御祝儀御通達之写	八〇	磯御馬乘馬場之事	九一
磯御出御通達之写	八一	御老中安藤候浪人ヨリ手疵二被逢候事	九一
河俣氏ヨリ被贈候発句	八一	和宮様御入興御日限仰出之写	九一
御用人数	八二	勝山英之進殿安芸殿御養子并和泉様一之丸御住居之事	九一
和泉様二丸御住居二付仰出	八二	重富屋敷吹聴之事	九二
御下国之節御左右申之事	八三	楽水殿乘輿御免之事	九二
山吹之間御座御覽之節当番頭承知之起	八四	重富家之儀何篇和泉様へ御伺相成候様二卜之事	九三
小松帯刀御役替御書付振	八四	和泉様御子様方二之丸へ御列レ上リ之事	九三
伊勢何某へ御達シ之御書付写	八四	其身無挽願事支配へ相付願出候様二卜ノ事	九三
吉井何某同断	八五	和泉様御出府御宿割被召替候事	九四
和泉様御上リ二付仰渡	八五	着座門首十五ヶ寺之事	九四
江戸上御屋敷御焼失二付当秋中御参府御月延御免恐悅	八五	入来院恰島津左内御役入之事	九五
		野屋敷一里塚之方屋番家作替之事	九五

島津周防殿御子様御同様之御会釈被仰出候事	九六
島津図書殿何篇御一門同様被仰付候事	九六
安田氏江戸状之写	九六
二階堂家御姉様御法名	九七
提道具作用皮程之事	九八
板鼻主税殿島津御称号拝領之事	九八
農家借受酒食取ハヤスマシキト之事	九八
島津主税殿御役人之事	九九
二之丸御門通融之事	九九
和泉様二之丸御住居ニ付仰出之事	九九
諸堂社へ疵付間敷ト被仰出候事	一〇〇
和泉様御子様方此様之字相用ヒ候様ト之事	一〇〇
島津岩松殿姉御本丸御住居仰出	一〇一
和泉様御首途御発駕被相替候事	一〇一
諸座鑰箱名札引替之発端	一〇二
和泉様二之丸御移徙ニ付仰出	一〇三
右御同断ニ付日記	一〇六
和泉様二之丸御移徙之事	一〇六
和泉様へ御高三万石御差分并御金貳万両御差統之事	一〇七
和泉様此様之字相用候様被仰出候事	一〇七
上巳贈物等之儀ニ付仰出	一〇八

丸田氏江戸状安藤対馬守江狼藉者切り掛り候事	一〇八
二月二十六日詠二首	一一一
他国製酒造様	一一一
御国酒造様	一一二
新酒造様	一一二
焼酎造人	一一二
味噌之事	一一二
風りんノ愚詠二首	一一三
島津石見妻於治殿外両人御子様方御同様之御会釈	一一三
御側役小松帯刀殿和泉様御付	一一四
町田図書殿民部と名替	一一四

名越時敏日記（文久二年三月〜六月）

島津内藏殿其外御役替	一一七
和泉様御首途ニ付仰出	一一八
太守様和泉様蒸気船天祐丸ヨリ山川辺御出之事	一一八
宝久丸破船兩人助命届書	一一九
太守様御筆仰出	一二〇
不容易企イタシ候者之事ニ付従和泉様仰出	一二一
二階堂部其外御役替	一二三
容貌之事ニ付従和泉様仰出	一二四

川上東馬殿其外御役替	一二四	和泉様御道中ヨリ之仰出	一四二
御小姓与番頭寄発起之事	一二五	伏見刃傷人数双方名書	一四三
俄甘酒仕様	一二五	太守様五社御参詣	一四四
木村探元書状	一二六	伏見上意打事件	一四六
拙者御弓奉行婦役之節村田嘉兵衛歌	一二六	御軍役御改正	一五〇
拙者御側御用人軼役之節右同人歌	一二六	麻疹流行	一五〇
從殿下將軍家へ被仰渡候御書付之写	一二六	和泉様御事三郎様御改名之御通達	一五一
拙者松島湯治ニテ皆吉氏へ贈リシ文	一二六	於伏見相働候人数并永田佐一郎江御感状	一五二
島津内藏殿へ鉄炮中リ付	一二七	御上納金	一五二
拙庭并戸埋メ候場所之事	一二七	上御屋敷御殿廻御焼矢ニ候得共御上納金ハ御勤之件ノ御通達	一五三
撰綿丸効能書	一二九	射場奉行被仰付	一五四
公方様御婚礼被為濟候ニ付太守様一種一荷御拜領之事	一三〇	麻疹流行ニ付御通達	一五五
和宮様御台様ト奉称候事	一三〇	落書	一五六
茄子砂漬仕様之事	一三二	三郎様京都御発駕之御通達	一五九
栄之尾御湯治仰出之事	一三三	於直殿御事於貞様と奉称三郎様御実子御通達被仰出	一五九
父上様御死去之事	一三六	小松帯刀御側詰被仰付候御通達	一五九
物主之儀ニ付仰出	一三八	麻疹病注意之話	一六〇
和泉様御家内様へ御引取公辺御届之事	一三八	当番頭詰衆并御番人名前	一六〇
池水始テ越候様相成候日之事	一四〇	麻疹流行ニ付御施薬等之御通達	一六六
和泉様京都御逗留仰出	一四〇	三郎様御出府之御通達	一六七
和泉様勅書御頂戴仰出	一四一		

大雨落雷 一六八

内之浦物主巻組諸御手当届覺 一六八

道鑑様五百年忌御法事相濟御祝義之御通達 一七六

名越時敏日史（文久二年七月〜九月）

和泉様江戸御都合向ニ付太守様御筆仰出 一七九
年中着服覽 一八一

名越時敏日史（文久二年十月〜十二月）

九月晦日御役替 二五五

有馬新七其外同類七人死体埋捨被仰付候事 二五八

柴山龍五郎其外拾九人御赦免之事 二五九

公方様来二月御上洛 二六一

十月十一日奇怪飛物鳴動之事 二六二

山本孫兵衛頼娃織部御役御免之事 二六二

吉川源右衛門中山甚五兵衛御役御免之事 二六三

中山中左衛門大久保一藏御役替之事 二六三

出軍御手当帳巻册内之浦江被仰渡候事 二六四

出軍御手当帳写 二六五

諸郷備一組人数賦 二六八

内之浦其外一陣組合仰渡 二七二

御筆台場之事其外仰出 二七三

三之字遠慮仰出 二七五

三郎様御実名仰渡 二七五

諸郷備諸役者職掌大概 二七六

御用人勤被仰付候事 二八三

取納売入直成被定候事 二八三

公義御変革之仰出 二八五

御參勤割合 二八六

御領国移地頭并地頭代抑移地頭付役当分相勤候人之名
前 二八八

衣服御変革并御目見等之儀二付仰出 二八九

雪降之愚詠 二九〇

十一月九日測量稽古被仰付候人名前 二九〇

重富御内用承候様承知之事 二九一

二之丸御茶屋二而拙者鎗術御覽拝領物之事 二九二

金目替候事 二九二

御姫様方御発輿二付仰渡 二九二

荅翁殿御死去之事 二九三

御流儀炮術歩兵訓練此度御取止仰出 二九三

島津主計島津良馬御役替 二九四

御筆ヲ以御軍事改革被仰出候事 二九四

不勤弁軫役昇進申出間敷仰渡	二九六	給地米売買二付仰渡	三二〇
困置之米買払候様仰渡	二九六	表御用人并書役名前	三二一
国分其外七ヶ郷御鷹場御引取	二九七	帖佐蒲生重富江拙者ヨリ調練指南イタシ候様承候事	三二二
障姫様寧姫様江戸御発輿	二九八	三郎様御儀太守様御後見之事	三二二
太守様来早春御参府之仰出	二九八	式百石以上現在米困米売米等之儀仰渡	三二三
年頭御式素袍烏帽子相用候様仰出	二九九		
釈菜御取止仰渡	三〇〇	名越時敏日史(文久三年正月〜三月)	
造士館之事二付仰出	三〇〇	元且自詠三首	三二八
公方様御上洛二付太守様供奉御願二付仰渡	三〇二	花山院様額之文字并芭蕉句	三二九
弓場二而御軍備調練之事	三〇三	来客之人句	三二九
酒会沙汰之儀仰出	三〇四	砲術取締惣而御免之事	三三〇
絹布類不買下売買毛為致間敷仰渡	三〇四	正月十一日地頭繰替被仰付候人数	三三一
順聖公御贈官之事	三〇四	宜湾親方詩歌	三三一
順聖公御贈官仰渡	三〇五	琉球通宝致取遣候様被仰付候事	三三三
斉彬公御贈官位御承知御書付之写	三〇六	諸士一統攘夷之策略被聞召上度被仰渡候事	三三三
二之丸二而御軍備御上覽	三〇六	勅書写拜見被仰付候事	三三四
拙者雪之詠	三〇六	内之浦江蒸氣船老艘沙掛之届書	三三四
新筒張調候向八奴大雷帽子打取仕立候様仰渡	三〇七	内之浦蒸氣船出帆之届書	三三四
供廻之儀二付仰渡	三〇七	勅書写	三三五
龜服用候様仰渡	三〇八	勅使持参御書付写	三三五
重富屋敷御軍役調練伺案文	三〇八	勅定之書付写	三三六

御演達書写	三三七	喜入撰津殿御内用之儀有之京都ヨリ江戸江出府被仰付候事	三三九
御書付写	三二七	縮緬羽織着用一切不相成段被仰渡候事	三三九
太守様御乘廻ニ而加藤白尾江御蹈前	三二八	三郎様御上京御休泊之事	三三九
暁姫様寧姫様御光着ニ付仰渡ニ通	三二八	島津周防殿一往御家老座江出席被仰出候事	三四一
五人組合被仰出候事	三二九	周防殿御家老座出席ニ付而被仰渡候事	三四二
六組方限被相替候事	三三〇	周防殿御家老座御出席ニ付而御承知振	三四二
暁姫様寧姫様御光着御刻限之事	三三〇	出勤七ツ時御暇相成候事	三四三
暁姫様寧姫様御光着之事	三三一	相囀砲打揚候節被仰渡候事	三四三
大番頭御座御引取ニ而御小姓与番頭打込被仰付候事	三三二	地頭職又者御役替等之節御手当帳拜見伺ニ不及段被仰渡候事	三四六
御小姓与番頭御近習通被仰付候事	三三二	寺社奉行其外モ七ツ時御暇被仰出候事	三四六
造士館星帳毎月御用部屋へ差出候様被仰渡候事	三三三	三郎様江上書差上候処御前江被召出候事	三四七
五ヶ条御筆仰出	三三四	明細帳差出候様被仰渡候案文	三四八
御筆五ヶ条仰出御添書	三三四	暁姫様寧姫様初而五社御參詣之事	三四八
砲術館以上上演武館卜唱候様仰渡	三三五	御役人勤初而被仰付候事	三四九
三郎様御上京ニ付御首途御発駕仰出	三三六	異国船来着之節之事ニ付而御請書	三四九
太守様御参府被召延候事	三三六	梅田九左衛門ニ而拙者名前御呼出罷出候事	三五〇
子二月御上洛仰出	三三七	三郎様仰出	三五〇
御上洛之節久能山御社参	三三七	太守様御筆仰出	三五二
御軍艦ヨリ御上洛	三三七	御家老衆御添書	三五二
御軍役御手当ニ付地頭所内之浦ヨリ申承候書付之写	三三八		

町田内膳指宿地頭被仰付候御書付	三五三	弁天濤江大砲被居付候事	三六八
御兵具奉行改名之事	三五四	調練御次第書	三六九
御兵具奉行席新規被召立候事	三五四	忠久公御影殿青杉公御社御造立掛被仰付候御通達	三七〇
島津図書殿海岸防禦惣頭取其外御免之事	三五四	三郎様御上京之上御下向之節日州細島ヨリ御上陸仰出	三七一
島津元丸同断事	三五四	ロンドル粉之事	三七二
調練ニ付諸手当	三五四	加藤家江宅見分ニ参仕合人数名書	三七二
御切米御扶持米被下置候師家	三五五	鉄炮数并人体等之事	三七三
御用人造士館江出席之事	三五七		
勸農之儀ニ付仰出	三五七	名越時敏日史 (文久三年四月〜七月)	
異国船御手当之次第	三五九	順聖公御贈官口宣御到着之事	三七六
什長并諸役者之事	三六一	三郎様京都御立早々御下向之事	三七六
町田内膳一陣惣物主御免之御書付	三六二	大砲打方不時御覽之事	三七八
三郎様御上京前之浜御乗船仰出	三六二	三郎様夷賊誅伐之儀御筆仰出	三七九
奢侈被相止候公義仰渡	三六三	太守様御筆夷賊誅伐仰出	三七九
田安大納言殿御官位一等御辞退	三六四	太守様三郎様御筆仰出之御添書	三八〇
重豪公御筆仰出	三六四	鉛申請之事	三八一
二ノ丸調練被仰出候事	三六五	蘭仏亞李葡へ大久保豊後守ヨリ達書三通	三八一
御丸内御取広仰出	三六五	三郎様御光着之仰渡	三八二
砂揚場調練之事	三六六	三郎様御光着之事	三八三
金目相替候仰出	三六七	御役人七ツ時御暇被仰出置候得共四ツ出勤八ツ御暇被仰出候事	三八四
砂揚場調練之次第	三六七		

書籍方御藏書目録	三三八
貴久公忠良公御筆仰出	三三七
三郎様於京都御届書	三三八
三郎様京都御立之節御留守居ヨリ御届書	三八九
異船誅伐夷賊為征伐軍艦被差向候仰渡	三八九
掃攘之觀慮諸大名承知之御書付并御沙汰書	三九〇
攘夷基本相立候様御沙汰之事	三九一
水戸中納言関東守衛下向之事	三九二
水戸家老大場一真齋水戸殿江隨從仰出之事	三九二
英夷開兵端候節者尽力決戰	三九二
伝奏衆ヨリ水府江御達書之写	三九二
大樹俄參内	三九二
攘夷之詔万石以上以下江御達相成候事	三九三
時世之落書	三九三
三郎様老人御祝	三九四
御家折烏帽子相用候様仰出	三九四
陣笠総角付御旗本備二相掛候奥向迄相用候様被仰渡候事	三九六
因師伝左衛門江御金被成下候御書付之写	三九六
大樹京都御逗留仰出	三九七
大樹京地御発駕仰出	三九七

大樹御発駕御延引暫御滞京仰出	三九七
大樹帰府之事故々以勅諭被召止候事	三九七
貝役彦人ツ、繰廻被仰渡候事	三九八
端午饗応向之儀仰渡	三九八
不時御備立御覽ニ付仰出	三九九
御備立御覽之節駈付場	三九九
士分以上家来等ニイタリ年輩御礼ニ付申出之留	四〇一
早鐘ニ而調練場調練之事	四〇五
攘夷五月十日拒絶御達	四〇六
一橋中納言殿関東下向	四〇六
太守様此涯不被遊御参府旨御届書御老中御落手相成候御通達	四〇九

名越時敏日史 (文久三年八月〜十二月)	
三郎様御発駕前御筆御口達書之写	四二六
此節垂墨利加人へ御注文相成候大砲挺数	四二七
従田原氏之書状之写	四二八
京都ヨリ申来候書付之写	四二八
多羅尾ヨリ差出候書付写	四三三
於薩州鹿兒島接戦之新聞	四三八
異船来着之節御定之事	四四六

(表紙)

名越時敏日史

文久元年辛酉
九月朔日ヨリ
十二月晦日ニ至ル

文久元年辛酉九月朔日ヨリ十二月晦日ニ至ル

日史 名越時敏

○ハ札合濟ノ印

○目録

- 一 田町へ被召置候浪人警固骨折ニ付御褒美御書付
- 一 和蘭人(シーボルトカ)シイボトル奇説
- 一 右ニ付書籍調拔書

一文久元西年六月二十六日公義ヨリ外国人へ之書翰写
一 贈甌島塩田山田有裕之詩

九月三日

一 佐多異国船届書

一 唐金鍋下引仕様

一 加味理中丸掛合

一 布屋之法

一 大風掛合

一 古語

一 西洋尺覚

一 媚字

一 仏語

一 路銀之心得

一 地頭所内之浦へ達候書付

一 前之浜測量間数

一 西洋斤数覚

九月六日

一 佐多ヨリ異船相見得候届書

一 栄ノ尾ヨリ 御帰殿御道筋御通達

九月七日

一山川異船一件

外ニモ処々日史之内へ異船一件留込有之候、各朱二

テ異国船一件卜記置、

一甲冑調文賦書

一温石

一三位様御隠居後御服合

一支那国尺

一秩父家其外家格等已前之通被仰付候御書付之写

一和州桜葉子箱ニ書付有之詠歌二首

一和泉様御事 公辺へ御届相成候事

一将基盤寸法(棋九)

一和泉様御事以来麒麟之間へ被為入御家老座へ御通不被

在候事

一和漢三才図絵抜書一説子
一袖脯

一筑前国知職仙厓画讃之事(識カ)

一近衛様御像ヲ税所龍右衛門画事夢の奇談

一江戸落書之歌加賀ハ出ず之一

一君馬坐銘山本正誼著

一唐紙二有之候对句

一上書之儀ニ付仰出

一和宮様御下向仰出

一惟新公へ御目見之夢

一大島守衛人数安政元寅年

一大島久慈村へ漂着唐船之事

一御老中ヨリ外国へ被遣候書翰之写浜江飯館
建方之件
享保九年

一磯中之儀御庭同前卜仰出之写

此仰出ニ潮音院が鼻をかくはんがはなトアリ、

一馬印之図

一祇園洲台場大砲打方藥量彈着

嘉永寅年
一白塩燗年中出来高

一御立馬之基御小荷駄疋数鞍百口之事

一山川締方似寄候名前之事

一左衛門殿御城代一篇被仰付候事

一元平安氏刀強様シ之事

一撰津殿へ諸掛リ被仰付候事

一安田氏ヨリ異人一件之書状

一御老中様ヨリ魯西亜へ書翰之大意

一松前之隠居軍馬飼之方

一関勇介論ノ歌

十月廿三日比 一大久保正助 御徒目付ヨリ御小納戸ニ成ル

十月廿四日 一御筆仰出并御家老御添書

一賄賂之儀ニ付御達

一御家老島津伯耆殿依願退役十一月朔日

一十一月三日 御初入部後初而稻荷神事ニ付御出之事御

通達

一給地高五千石并御金貳万両究土為御救被相下候儀ニ付

御達当七月仰出ナリ

一米高料ニ付御困米申請被仰付之御達

一当九月諸人上書之儀ニ付 仰出

一御改革年限高之御達

一各藩評判之言

一関西有志者之廻文

一金子孫次郎和歌

一内藤紀伊守江御褒詞

一流行もの輪尽し

一御軍制ニ付仰出

日史第一

名越時敏

文久元年辛酉九月

朔日 快晴、

○ 朝六ツ時トクイハセ計合、夜具取納居間ヨリ内玄喚マテ掃除、

夫ヨリ写物、父上様御機嫌伺、五ツ時ヨリ月代髪結・

手水等相仕廻、四ツ前出 殿、八ツ後退出、直ニ帰

宅〔頭注〕異船山川ニ来ル、昨日届有之候山川児ケ水之英船昨四ツ過出船之

由昨七ツ過相達候、山川児ケ水ヨリハ拾五里之路程、

三時ニ届有之、早飛脚ニテ候、薪水等モ所望無之、

誠之汐繋リ船ニテ何事モ苦情申立モイタサス、無事

之船ニ候、

右異船一件モアリ、

一今日者御軍賦役坂元彦五郎殿御用有之、左之通、

(御褒美御書付)

○ 金子貳百疋

坂元彦五郎

右者水戸浪人共田町御屋敷へ被召置候節、為警固方

数ヶ月相詰致骨折候ニ付、為御褒美右之通

拝領被仰付候、

右御格之通可申渡候、

九月

(喜入八高)
撰津

右之外、多人數同断御用御褒美被仰付、名前等不承候ニ付略ス、

一先月江戸飛脚便ヨリ、安田助左衛門殿ヨリ被遣候書付左ニ書留置、

和蘭人「シーボルト」奇説

○ 義経主は絶代の英雄に有之、各は 日本におひての功績之外ハしられましく、外臣某多年しらへ得候趣今こゝに咄し可申、抑義経ぬし奥州ニ而虚死して蝦夷に渡り、「シペリヤ」辺より「ダルタリヤ」にいたり、おりふし蒙古固有之君長無道にて人心叛離せる機会にのり、天より降世せし真主也と同断行カの傳則ペンケイサン人民を諭し服せしめ、夫より終に中国を一統して元の大祖となれり、西洋にて其名を「チンキユスカン」といえるは即チ源義経の訛音なり、源を転して国号を元と称す、後にまた印度地方を制

服し、回々国を滅し蹤跡西洋に遍く、其極に魯西亜

に主となり、後胤「ヘイトル」にいたり大帝を称し、

今は至而世界第一之巨邦たり、其功勲の大なる古し

への歴山王アレキサンデルの上にあるへし、況やまた近く仏郎察の

「ナボレラン」偽帝ギのとき寔に 天壤隔絶と云べきのミ、其証とするへきものは魯国に義経の太刀鎧・

ペンケイサンの薙刀、其他従者の武器伝えて歴然たり、加之その経歴する地方に証とすへきこと少から

す、よく味ひて和漢西洋の書籍を閲せは其証を得ることあるべしと云々、

右之趣、蕃書調所越前藩市川斎宮・盛岡藩大島惣

左衛門公命ニテ為物産学罷越候処、或時之物語ニ

御座候旨斎宮申聞候付趣意書取差上申候、以上、

(朱書)「一」ノ間、原書ハ前ノシイボルトルノ説ニ朱書

込ナリ、今コ、ニ別記ス、

「本朝通記

常盤嘗為義朝之妻一産三子、長曰今若時ニ、次曰

弟若時六、季曰牛若時ニ、

弟若時六、季曰牛若時ニ、

弟若時六、季曰牛若時ニ、

弟若時六、季曰牛若時ニ、

弟若時六、季曰牛若時ニ、

右、永曆元年也、

保元三己卯義経生、文治五己酉閏四月奥人泰衡伐二

源義経、義経自尺^{ス時二三拾}、

元太祖^{本朝}建永元丙辰^{寅カテツ時ニ義経四}当建^{拾九才}

国史纂論拔書

源義経逃^テ去^リ奥^ニ託^ス藤原秀衡、秀衡館^ニ之衣川、無^{シテモ}何

秀衡卒、文治五年頼朝奏請^テ勅^{シテ}秀衡子泰衡^ニ誅^{セン}義経、

閏四月晦泰衡遣^テ兵襲^リ衣川墨、鷲尾経春等力戦^{シテ}死、

於^レ是義経刺^{シテ}殺^ス妻子^ヲ、遂^ニ自殺^ス、時年三十一、泰衡伝^ニ首^ヲ鎌倉、

史論曰、義経智勇兼備、雖^ニ韓白^ト無^ク以過^ラ焉、故

能^ク鑿^{シテ}平氏^ヲ於西海^ニ建^ス不世^ノ之勲^ヲ、然^{トモ}恃^リ功專恣^ニ不

思^フ善後^ノ之策^ヲ、醜^ク釀^リ讖慝^ヲ、兄弟^ノ不^レ能^ク相^{コト}容^ル、身^ヲ為^ス

亡虜^ト、流離狼狽^ト可^ク勝^テ痛^ク惜^ム、世^ニ伝^フ義経^ノ不^レ死^ス於衣川、

館^ニ、遁^テ至^リ蝦夷^ニ、不^レ知^ル其^ノ果^シ然^ト否^ト也、今^ニ考^ル東鑑^ヲ、

閏四月己未藤原泰衡襲^リ義経^ヲ、殺^ス之、五月辛巳報^ル

至^リ將^ニ致^ス首^ヲ于鎌倉^ニ、時源頼朝慶^ニ鶴岡浮圖^ヲ、故遣^リ

使^ヲ止^メ之、六月辛丑泰衡使者齎^リ首^ヲ、至^リ腰越^ニ添函^ヲ、

盛^ク之、浸^ス以^テ美酒^ヲ、頼朝使^ニ和田義盛^ヲ梶原景時^ヲ檢^シ

之^ヲ、己未至^リ辛丑^ニ相距^ル四十二日、天時暑熱、雖^ニ

函^ヲ而浸^ス酒焉^ヲ得^ズ不^レ壞爛腐敗^ス、孰^カ能^ク弁^{セン}其^ノ真偽^ヲ哉、

義経機警^ト絶^ト人^ニ、臨^リ危^ニ踏^リ險^ヲ而^{シテ}不^レ死者^ノ數^ヲ其^ノ必^ズ不^レ

授^ル首^ヲ於庸劣泰衡^ニ矣、頼朝奸雄揚^リ言^ヲ天下^ニ以^テ獲^ル

其^ノ首^ヲ、則^{シテ}是^ヲ以^テ鎮^ス庄^ノ人心^ヲ、不^レ必^ズ窮^ク詰^セ其^ノ美^ヲ也、

不^レ然^ラ何^ノ其^ノ稽緩^ト至^ル此^乎、蓋^{シテ}使^リ泰衡襲^リ殺^ス義経^ヲ、然

後^ニ声^ヲ其^ノ党^ヲ於義経^ノ之罪^ニ而取^ル之^ヲ、此頼朝成算^固

已^ニ瞭^ク然^ラ於胸中^ニ、亦^ニ可^ク推^シ而知^ル也、至^リ今夷人崇^ニ

奉^リ義経^ヲ祀^テ而神^{ニス}之、揆^ル之^ノ情理^ニ其^ノ或^シ然^ラ矣、

右二付、書籍調書抜田原明章見合ナリ、

シベリヤ

○一瀛環志略云、西卑里亞、亜細亞之北境也、西起^ニ烏

拉嶺^ニ、東距^ニ大洋海^ニ云々、長約^{オヨソ}壹万三千里、寬約^{ヒサシク}五

千余里云々、元代有^ニ漠北^ニ、^{此人誰ゾヤ、恐ク}潘王^{ハ近ク成思汗}、嘗

探^リ悉^ク其^ノ地^ヲ、欲^ク跨^リ嶺^ヲ制^ス扼^ス之^ヲ、以^テ險^ヲ遠^ニ而止^ス云々、

一函識云、魯西亞韃靼一名止白里亞、封境最大云々、

一函識補云、蒙古之成思汗云々ハ即チチンキユスカン

ナルヘキヤ、

一海国図志書籍方ニ御座候西伯利国強大云々、

タルタリヤ

一海国図志ニ云、即チ韃靼里見得申候、韃靼王ノ事牙模ト申由、

一洞庵海防臆測云々、 元統ニ支那ニ威属ニ韃種ニ云々、

昨夕罷掃草臥之折柄ニも御座候得共、ヂンキヨス

カン又ハベンケイサンノ事、誠ニ希世ノ銘事故見

合候処、右之通見当候ニ付奉入高覽候間、右之書

夫々御取寄得と御尊閱奉合掌候、

○ 六月二十六日外国人へ書翰写

貌利太泥尼カ格外公使カ並格各使

全権ミニストルエキセルレンシー

ルーセルフアルトアイルコツク江

以書翰申入候、貴国各使館へ及狼藉次第茂有之、其

地不穩趣モ相聞申事ニ付、警衛向尚又十分心ヲ尽ト

云得共、御今之如ク各国公使所々寺院へ散在被致テ

ハ懸念不少、各ミニストル館造相就迄之際、我カ

大君遊覽之別国浜下唱ル我官内引移ラン事ヲ望ム、

兩國交際其許之安全ナラシム事ヲ大君深く配慮有リ

テ、格別ノ厚意ヲ以仮ニ住居セシメント計ラセ給ニ

ハ、其地之形勢極テ城郭ニ等ク門塙モ有之、平様諸

人出入モ少ケレハ警衛之弁宜ニモ相成、且火災之患

モ薄ク、其許等ニ於モ安心有ラン事ヲ欲スル懇篤之

志ニ至レハ其真情ヲ慮察有之度、依別紙絵圖之場所

江仮ニ居館取補理ヘ積リニ候、同意ニ於早々回答ア

ラン事ヲ請、拜異謹言

文久元酉年六月廿六日

久世大和守 花押

安藤对馬守 花押

同文言

英夷 仏夷 蘭夷

右者此桂右衛門殿へ江戸ヨリ来り候書付之写、

一八ツ後退出ヨリ帰宿、終日写本、暮ヨリ

父上様御方御寢酒御相手ニテ五ツ過御暇、尤、父上

様ニモ御臥入、母上様ニハ跡ニテ平佐於津屋との御

打寄ニテ御寢酒被召上、於津屋とのニハ二十日計跡

ヨリ泊居候、拙者ニハ夫ヨリ又々写本ニテ九ツ時隊候事、

二日 晴、

朝六ツ前起、日記留次トモイタシ候得者六ツ打時計

合候、今朝ヨリ六ツ少シ下ル、夫ヨリ諸事毎之通ニ

テ写本明朝之内少々イタシ候、七左衛門・善左衛門

一刻ツ、出候、四ツ前出 殿、八ツ後退出、又々昨

夕刻佐多之鼻入輪之内へ異国船相見得候由山川ヨリ

届有之、未委細之儀ハ不相分、追々届可有之候、八

ツ後帰宅候得者伊地知才右衛門殿八ツ前ヨリ被来居、

主税素読日ニテ被待居候、主税ニモ造士館ヨリ帰候

故、外二階之様伊地知氏モ被參候、七ツ過被帰、八

ツ後帰宅、食後為腹養屋敷内暫步行、夫ヨリ写本央、

若党奉公之菊次郎過シ、巳年被贈山田十介詩持来イ

タシ候故左ニ写置也、

右異船一件モアリ、

○ 上甌島塩田菊次郎今年十有二、善作歌詩、余不

堪欣賞賦古詩五章贈之、以期望其才有成焉、

青々其苗在彼中畝方藎方滋以待甘雨

青々其苗在彼中水勿令秀茂惟其耘耔

青々其苗在彼中田勿助之長以待有年

青々其苗万畝同色田祖有神以秉蠡賊

苗乎苗乎我待其秀秀而実兮将盛于豆

青々其苗五章章四句

安政丁巳季冬 七十三叟山田有裕 □□

一夕ヨリ福昌寺門前江乘廻ニテ參、松岡氏へ忠元勤功

之大概返濟、夫ヨリ清水馬場・仁王堂馬場・上之馬

場シマバ乗廻、暮帰宅、暮ヨリ

父上様御方毎之通罷出御寢酒共被召上、五ツ半時分

御臥シアソハシ候ニ付御暇、吉次郎モ御座へ打臥シ

候ニ付持直スヘキトイタシ候へハ、拙者ト臥スヘク

ト申候ニ付暫ク添ヒ臥シ、又書籍ニテモ見ハヤト存

含候処、枕ヲ付ルヤ否哉拙者ニモ其儘打臥候事、

三日 晴、暖ニテ時服堪兼候、

曉七ツ過キヨリ起、古書留類シラベ方イタシ夜明候、

六ツ時ヨリ掃除共毎之通ニテ相濟、直ニ群書輯録十

八之巻綴方并序文輯録ナト一ツニ綴込候訳柄トモ書

綴り候、夫ヨリ月代等イタシ四ツ前出 殿、八ツ後

退出、直ニ帰宅、父上様御方今朝ヨリ度々罷出候、

御機嫌毎之通御差障リ不被為在御座候、今日ヨリ海

防廳測写方共イタシ候、七ツ過松岡氏并税所三省殿

一刻ツ、入来候、被婦又々写本、同刻佐多ヨリ異国

船届書、左之通、

覚

佐多

先刻御届申上置候異国船、旗印并上陸出帆之模様モ
只今迄相見得不申、矢張致汐掛居候ニ付、尚又役々
本船へ乗付、成丈手様等ヲ以テ出帆申論、追々形行
御届可申上候得共、先今朝之形行申上候、以上、

酉九月二日辰刻

横目 川辺造右衛門

与頭

園田次郎右衛門

郷士年寄
宮里佐次右衛門

唐金鍋等ニト引仕様

一 錫八匁 一 鉛十匁

右者鍋ヲ能洗ヒ候テ右両種入、煮解候上ボタンヲ
造候テ、夫ニテ松脂ヲ付候テ、右解候ヲ引揚候テ
鍋中ヲ引廻ス也、田原直助殿ヨリ承記置也、

加味理中丸

- 一 白朮 拾六匁 一 茯苓 拾六匁
 - 一 乾姜 拾六匁 一 桂枝 拾匁
 - 一 人參 三匁 一 木香 四匁
 - 一 小茴香 四匁 一 川棟 三匁
 - 一 烏梅 三匁 一 山椒 三匁
 - 一 甘草 三匁 一 神麴 拾匁
 - 一 陳皮 拾匁 一 香付子 拾匁
- 右糊丸ニシテ拙者服用可致相應候段、嘉美行ヨリ
承置、

一暮ヨリ毎之通父上様御方へ罷出候得ハ、暮前御寢酒於津屋との被差上被召上候由ニテ、最早御臥遊シ候ニ付拙者方ニテ母上様・於津屋との其外家内中打寄酒ドモ取ハヤシ候処、五ツ前前お村様御出ニテ四ツ半御帰、お津屋との同断、無程臥候事、

四日 快晴、

朝六ツ起、五ツ過ヨリ登殿へ参、四ツ前出 殿、八ツ後退出、(頭注)「異船之内」佐多島泊へ掛蒸気船、時未ノ上刻山川児ケ水へ陸ヨリ四五町之処へ参碇ヲ入候由届有之、先日児ケ水へ掛候船之由候、八ツ後宅へ佐多ヨリ届書ニ、未申風吹出少々浪高二罷成候処、掛場相廻只今山川児ケ水之様乗行仕候ニ付、為見届則役々乗付追船差出云々之段相見得、浪高二堪兼児ケ水之様相廻候ト相見得候、八ツ後飯共給候テ、腹ナラシノタメ居間柱并机・書物箱其外箱切類フキ方等イタシ、直ニ写本ニ打立候、
右異船一件モアリ、

布屋之法

一盆ニ皂角サイカシ・水一升ヲモリ、ウドンノ粉一斤ヲ放チ、夏ハ五日、冬ハ十日浸シ、臭ヲ以度トス、漉メ取り白芨五匁・明礬三分ヲ煎、滓ヲ去リ、初メ浸ストコロノウドンノ粉ニ和シ糊トナス、桐油・黄蠟・白膠各三匁ヲ入、鍋ニテ煮、熱タル時水ヲ去リ冷ルヲ候テ水ニ浸シ藏ス、用時ニ臨テ湯ヲ以テ調へ、稀汁トナシ用ユ、

皂角水

皂角一斤・水三升ニテ煎シ、一升トナルヲ度トス、

浄水之法

石灰一斤・明礬二斤・膠八十匁ニ水三升ニテ煮トキ、法糊ノ上ニ三度ヒクナリ、

大風調合掛合

田原直助殿ヨリ承リ記ス、

硝石 百六十錢 硫黄 卅三錢
木炭 卅五錢二分

今日新納家ヨリ承り、左ニ記ス、

陸宣公諫徳宗曰、無猛制人不携懷所感也、無重賞人不照悉所無也、

耶律楚材曰、生一事不如省一事、起一利不如除一害、

西洋尺覚

西洋尺、炮術書中ニ載ス所、始竹下氏聞シニ異ナル
コトナシ、爰ニ記ス、

末ニ西洋斤数・支那国尺アリ、

一ステレーフ 我三厘三毛

二ステレーフ 我六厘六毛

一ドイム 我三分三厘

一パルム 我三寸三部三毛

或百ステレーフ

一エル或百トイム 我三尺三寸三厘八毛八糸六九

一エル日本尺ニテ三

一ドイム三部三厘

右今日竹下清右衛門殿へ承り記ス、

○媚史記倭幸伝、土官亦有之、

右今日字典ニテ見当り、爰ニ書留、

○飛三日輪而破暗、振金剛以摧迷、

右、霧島花林寺之先住書タルヲ坂元彦五郎殿所持
之由承ル、

一暮迄写本、夫ヨリ 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、

五ツ時御寝ナサレ候間御暇ニテ、又々九ツ時迄写、

直ニ臥候事、今日者両度拙者方迄父上様御出候事、

五日 快晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ書物取調等イタシ、

五ツ打候ニ付 父上様御方へ一刻罷出、夫ヨリ月代

ドモイタシ仕廻方相済、五ツ半時分出

殿イタシ候得ハ、イマタ兒ケ水之異船滞船イタシ居

候由、山川役々共為對話小舟乗寄候へハ乗付候儀相

断、調練杯イタシ居候由、三度迄參候得共同断之由

候、就テハ押々乗入候儀モ出来兼候由申出候、何レ

ノ筋類船見合居候筋被察候、八ツ後退出、帰宅候得
ハ内膳殿入来、七ツ前被帰候、一昨日古郷湯治ヨリ
帰之由候、夫ヨリ写本、

右異国船一件モアリ、

○ 主従八人之道中一日之路銀何程ニ候哉、承候テ
左之通、

四匁旅込ニシテ一日三拾弍匁ツ、

荷物之人馬チンハ一日之算用出来不申候得共、人足

馬迄十三人ニテ候間、九州路・東海道ヲシ込ミ、江

戸迄之大賦卷人前二両ツ、ニ宛行、二十六両ニテ候、

駕三人 具足弍人 両掛弍人

合羽籠卷人 竹馬一人 馬弍人

○ 先達而地頭所内之浦へ相達置候書付

異国船渡来碇舶等之節、御当地へ届向其外諸手当事

兼テ精微吟味モ有之、自行届居候筈ナガラ此節下之

関・筑前博多又ハ長崎辺追々異船致渡来、測量等モ

イタシ候由、就テハ御領国へモ不日ニ渡来モ難計、

其節女童等猥リニ致動擾候様有之、応答振其外手当
事届向等不行届之儀共有之候テハ別テ不可然事候ニ
付、兼テ精微ニ吟味可有之候、上陸・測量等イタシ
度申出候得ハ時宜相当之致返答、可成可申断ハ勿論
之事候得共、於 公辺モ当時御親睦之困柄ニテ、通
商迄モ被差免御丁寧之御会釈モ有之候ニ付テハ、強
テ上陸・測量等差留候テ理不尽ニ事ヲ破リ、御領内
ヨリ戦争ノ基本ニ相成候而ハ被為対

京都・公辺へ御申訳モ不被為在御事候ニ付、渡来之
節長々及滞船時機共ニ候ハ、拙者直ニ差入、彼是致
指揮応機変、相当之取計モ致ヘク事モ可有之候得共、
夫迄之間折角穩便之致取計、無事早目ニ出帆有之候
様、役々取扱專要ニ候間、此涯手当向等委敷致談合、
一郷中不致動擾様達方等有之候事、

右通、無事平穩之取扱專一ニ候逆、緩怠ニ陥リ防
禦御手当向等疎意奉存候テハ別テ如何之至候間、
年若之面々等兼テ信義ヲ專トシテ礼讓ヲ相守リ、
学文武芸致出精、御手当向等嚴重行届候様深切ニ
心掛、御奉公筋銘々精力之限り相勤候様可有之候

事、

一 夕方池漏り塞キ、暮ヨリ 父上様御方へ罷出御寢酒

御相手申上、今晚六ツ半御臥故御暇申上候テ、八ツ

時迄写本、八ツ過臥候事、今日者

父上様拙者方へ一度御出候事、

六日 朝曇後霽、

朝六ツ前起、掃除方等毎之通、夫ヨリ高ツブリ大腰

抜ニテ池漏り塞キ、夫ヨリ茶一二碗給候テ写本、五

ツ時ヨリ仕廻方、五ツ半出

殿、異船未出帆之模様不相分、一昨日又巳午之方ヨ

リ白帆之異船一艘竹島之様乗掛候テ又引戻シ、東ヲ

差乗行候段穎娃役々ヨリ之届有之候、八ツ後退出、

直ニ帰宅、写本打立候、

右異国船一件モアリ、

○ 祇園洲御台場ヨリ

一新波戸九町二十間

一 弁天波戸十二町二十間

一 大門口御台場十八町五十間

一 調練場三十町

一 袴腰中心二十八町十五間

○ 弁天波戸御台場ヨリ

一 洗出御台場一里六町五十五間

一 烏島中心三十三町二十間

一 神礁三十三町五十一間

一 沖小島一里半八町

○ 調練場御台場ヨリ

一 神礁二十二町四十間

一 沖小島^{ツッコシマ}一里十一町五間

右伊地知才右衛門殿測量、

西洋斤数覚

前ニ西洋尺、末ニ支那国尺アリ、

ポンド 一ポンドハ日本斤数ニテ二百目ニ当ルナレトモ二百目
ノ方少重シ、何十ポンドニナリシ時違フ

ランス ポンドノ十分ニシテ一ナリ

ロフド ランスノ十分ニシテ一ナリ

ウイフチイ　ロフトノ十分ニシテ一ナリ

右竹下清右衛門殿ヨリ承り記ス、

一暮ヨリ　父上様御方へ罷出御寝酒御相手、五ツ前御
臥遊シ候ニ付御暇ニテ、九ツ前迄写本イタシ臥候事、

一今夜寅之刻時分佐多ヨリ大宿次ニテ大根占・花岡・

垂水ヨリ来候異船相見得候届書左之通、

○　　覚

佐多

白帆異国船老艘

右者、今七ツ時分硫黄島之方ヨリ相見得、爰許御

崎沖五六里程モ相隔、種子島之様差向通船仕、追々

程遠ク罷成、最早帆影等モ相見得不申段、遠見番

人并浦人共ヨリ申出候間、此段御届申上候、以上、

酉九月五日申下刻　　役々

名前略ス

○　　(忠義)
太守様今日栄之尾御立ニテ明日御帰

殿之筈候、先日　仰渡左ニ書写置、

(頭注)「御湯治ヨリ御掃殿ニ御通達」
来月六日栄之尾　御立、国分地頭仮屋

御泊ニテ、翌七日同所ヨリ御乗切ニテ加治木　御休、

重富并吉野庄屋役所御小休等ニテ被遊御通行、韃鞨

冬々筋サヨミ坂、大龍寺馬場、豎馬場筋北郷浪江角

ヨリ北郷作左衛門前通、吉野橋御厩下北御門御入、

桜之間・御中門ヨリ被遊　御掃殿筈候条、此旨御役

人限并詰衆へ可致通達候、

八月

(喜入入高)
根津

七日　陰、

○　朝掃除等毎之通、四ツ前出勤、昨六日申之下刻山川

異船一件、山川兎ケ水仕出之御軍賦役野村彦兵衛殿

ヨリ之御用封今日九ツ前相届、未異船ハ相替儀無之

候得共、昨日者所役々共本船へ乗セ付候由、然処鶏

并玉子・家鴨・肴・牛之飼草所望イタシ候由ニテ、

鶏ハ遣ス筋致返答候段申来候、八ツ後退出、直ニ帰

宅、写本共イタシ候、

昼ヨリ荒田島津家お広との被来候テおたね同道ニテ

五社參・明神參杯イタサレ、暮帰被來候テ夜八ツ前被帰候、おミつどのニモ被來、未幼少之事ニテ夜更遠方被帰候モ難儀ニモ可有之ト存候ニ付留置泊ニテ候、前おむら様ニモ申上候テ御光來、同刻御帰ニテ候、お広との屋敷内之ヨシ、おなかとのと申ば、とのニモ被來候、

安田助左衛門殿甲冑調文明珍鼎輔賦書

○一御兜 大円山三十二間鉄鑄、

代金八両、御兜・御鍬代料兩様、

一御鍬 日根野形五段下り、山道吹返、日根野形鉄鑄、

一御頬 半頬鉄鑄下ケ、四段下り、鍬同断、

代金二両壹歩、

一御胴 楯ナシ、上イカリ、下スワリ、鳩胸、五枚

胴四所蝶番ヒ、上二段、下一段、アガキ鉄

鑄、

代金八両貳歩、

一御袖 中袖、七段下り、仕様鍬同様鉄鑄、

代金壹両貳歩、

一御草摺 前三間、後四間、五段下り、

鉄鑄仕様袖同断、

代金御胴兩様、

一御籠手 義経籠手、鉄鑄、

代金貳両、

一御臈当 三本篠、向篠大キク下折鎖入、鉄鑄、

代金壹兩貳歩、

右御注文書之通ニ仕御入用、

代金貳拾三兩貳歩、

丑五月

明珍鼎輔

八日 四ツ暫小雨、終日曇天、暮ヨリ雨風アリ、

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ少々書見共イタシ、

五ツ半出勤候得ハ、只今山川異船昨巳刻過出帆之届

為有之由仕合ニテ候、北風ニテ辰巳之方ニ差向、出

帆ニテ未申ニ取直シ船影不相見得候由、八ツ後退出、

夫戸柱町田家・二王堂伊藤家へ參候テ七ツ時分帰宅、

飯共給、直ニ写本ニ打立候、

一上様ニモ昨日御帰

殿被為在御座候ニ付、今朝ヨリ 御座之間

御目見毎之通罷出候、

右ニ山川異一件アリ、最早出帆、
(船脱カ)

○ 温石^{ワシヤク}

右者筑後高良山ヨリ出産之者一番也ト、長ク不冷

候由、立花家御領分柳川也、出産之場ハ主人ヨリ

留場ニ相成居候由、仍テ壳向ニ出候者ハ近辺ニ有

之候ヘケ石杯ニテ候得共、余程宜由候、留場内之

者亦格段之由、問屋杯ヘ分テ相頼候得ハ随分夫モ

相談出来候由之嘶今日折田平八殿ヨリ承候、

三位様

右 御位階御昇進之砌、御隠居後之御事故御束帶

之場ハ帽子并直綴メサセラレ候様被蒙 仰候ト税

所七郎右衛門殿咄也、帽子ハ黄檗宗和尚杯之

如此者ニ似候由、

御直綴ハ大抵如図者之由、矢張兼テ之十徳ニ腰ヨ

リ下ヒダ

ノ取りタ

ル者ニ為

有之由、

承候儘爰

ニ記ス、

○ 支那国尺

前ニ西洋尺并又西洋斤数等記ス、

宋尺 黄帝ノ所制 縦黍尺ナリ

我八寸

夏尺 帝堯ノ所制 縦黍尺ナリ

我八寸

唐尺 一名商尺

我一尺 本邦中古以来専ラ用ヒタル曲尺是也

周尺 神主ニ用ル 尺是ナリ

我六寸四分

漢尺

我八寸八部八厘八毛強

鈔尺 一名裁衣尺

我一尺〇六分六厘六毛強

銅尺 一名量地尺

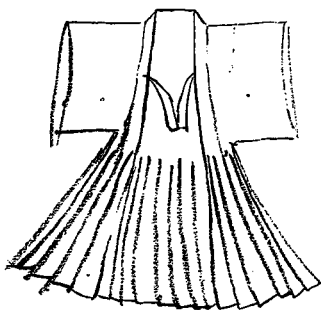
我一尺〇三分七厘強

曲尺 一名造管尺

我一尺

清尺 當時順天府 二用ル尺乎

我一尺一寸二分三厘



一明日ハ内膳殿御差図御用被致承知候段、町田八之進

殿入来候テ被為知候、依テ暮ヨリ祝儀ニ參候、段々

兼テ出入之人々被来候、内膳殿ニモ夜前腹痛ニテ昼

參候時分ヨリ被臥候、四ツ過帰、九ツ前臥候事、

九日 曉風雨烈シ、

朝六ツ前起、五ツ打直ニ出勤、無程内膳殿御用承知、

大目付へ御役替被仰付、御役料高式百石被仰付候、

四ツ時毎之通

御座之間 御目見申上候、先日山川へ異船来着之節、

御軍賦役野村彦兵衛殿・長谷場助七殿被差出置候處、

昨日帰之由ニテ今日ヨリ出勤、滞船中之事共承候、

何レモ先日ヨリ届等有之候通相替儀モ無之、此節之

船ハ唐人乗合無之、只手様迄之通弁ニテ為有之由候、

鶏ヲ呉トイフ事杯ハ羽タ、キノ真似イタシ、カツカ

コウ申候由、大抵夫杯ニテ通シタルトノ事候、四ツ

半帰宅、

○ 秩父家其外家格等已前之通被

仰付候御書付之写

亡木藤市右衛門

親類江

右者依科一世遠島被処置、直子無之候ニ付相果候節、

名跡不被召立旨被仰渡置候得共、此節深

思召之訳被為

在、別段之御取訳ヲ以市右衛門名跡被召建、本之通

代々御小姓与被入置候条難有可奉承知、吃卜養子承

立願出候様被仰付候、

右御格之通可申渡候、

二月

(島津久包)
登

亡伊地知新太夫

親類江

右者新太夫事、先年依科遠島被処置、赦免之上島居

付被仰付置候處致病死、直子無之候ニ付名跡不被召

立候旨被仰渡置候得共、此節深

思召之訳被為

在、別段之御取訳ヲ以名跡被召建、代々小番被入置、

進上物之儀、此以前小番家格之節之通被仰付候条、

二月

登

屹卜養子承立願出候様被仰付候、

右御格之通可申渡候、

樺山相馬

二月

登

右者亡祖父先年樺山主税名跡相統被仰付置候得共、

御取返ニテ曾祖父左京名跡相統被仰付、主税儀存生

内被

亡限元軍六

亡同平太

亡勝部軍記

親類江

聞召通趣有之、御取扱為被仰付者候ニ付世代相除、

右者軍六・平太・軍記事、被

ヲ以

聞召通趣有之、小番家筋ニ候得共、御小姓与へ被相

御赦被

下御咎目被仰付候処相果、男子無之候ニ付名跡不被

仰付、本之通主税名跡相統被仰付、同人世代書載、

召立候旨被仰渡候得共、此節深

石塔・位牌相立拝掃イタシ候儀不苦候旨被仰付候、

思召之訳被為

向々江可申渡候、

在、別段之御取訳ヲ以名跡被召建、代々御小姓与被

二月

登

入置、進上物之儀ハ此已前御小姓与ニテ罷在候節之

通被仰付候条難有奉承知、屹卜養子承立願出候様被

一九ツ半時分ヨリ戸柱町田家へ祝ニ参候テ、夜入五ツ

仰付候、

過帰宅、四ツ半臥候事、

右御格之通可申渡候、

福留軍四郎、先日京都ヨリ下り土産物トモ呉候

内、和州吉野山葛ニテ製候桜菓子一箱呉候、其

箱之内へ二首ノ歌書付有之、

○ むかし誰か、る桜の種を植て

吉野を花の山となしけん

よしの山神代のまゝの桜花

いまにつきせぬ峰の白雲

十日 雨、

暁七ツ時ヨリ起写本トモイタシ、六ツ時ヨリ掃除毎

之通、七ツ過ヨリ登殿へ立寄、五ツ半時分出勤、八

ツ後退出掛戸柱町田家へ参、七ツ時帰宅候得ハ左之

通御通達来、書写、

○ (久光)和泉様御事、御会釈向格別重被

仰出、猶又御政事向万端被遊

御相談、来年

御参府之上者

御留守中厚被成御心得、諸事被為行届候様御取計被

遊度

公辺へ御届被為済候段御到来候、此旨奉承知候様表

方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

九月

(喜入久高)
撰津

一八ツ後松岡喜左衛門殿入来、七ツ時分被帰、安田喜

藤太殿ニモ同刻入来、無程被帰候、夫ヨリ暮迄写本、

夜入父上様御方ニテ御寢酒御相手申上候テ、五ツ過

御暇、夫ヨリ書見共イタシ、四ツ過臥候事、

○一先年何之御用ニテ為有之哉、從 公義

御目付御当地へ暫之間下り被居候由、其節拙者曾祖

父恒篤様御用人ニテ彼方へ御掛り、毎日御出会有之、

後々余程懇意ナラセラレ被帰候後モ生概書状之取替

シモ有之、其内ニハ詩歌モ入居、余程珍敷書状ニテ

二尋三尋ツ、モ有之、彼書状過分ニ有之候処、父上

様御ニ才之時分、二才之者トモ参彼状珍敷トテ惣テ

人々分候テ持行タルト御断ハ承知仕居候、唯今ニ相

成候テハ残多事ニテ候、右ニ付テ世人之咄シニ、一

ニ志ひニニそバ三ニ左源太ト、兼テ彼ノ御目付之被

申候トノ事承居候事ナルニ、先夜森喜右衛門殿ヨリ
彼ノ御目付之歌被読タル事アルヨシ存居候哉ト被申
候ニ付、不存段申候処、其歌、

一二志ひ二ニハそバきり三ニ鶴遊との重富御
隠居おもひ

かけぬハ名越左源太との歌有之由候得ハ、此左源太

様ニハ余程御出来之御方ニテ為有之筈ト、先日モ嘶

シ為有之由被申候、

十一日 雨、

朝六ツ起、掃除等毎之通、右日史共留候テ

父上様御方へ罷出候得ハ最早五ツ時相成候ニ付、直

ニ仕廻打立、五ツ半時分出殿、先日ハ不留置候、去

ル八日夕上甌島馬込ト申所へ蒸気船碇ヲ入候段、其

夜四ツ時分仕出シ之届昨早朝相達シ、直ニ御軍賦役

折田平八殿・御軍役方御家老座書役永田十郎殿被差

出候テ、昨七ツ時分出立之由候、然処今日ハ昨四ツ

時分出船、亥子方へ走行、船影不相見得届有之候、

役々等乗付候テ筆談等イタシ候得トモ、唐人モ乗合

無之候故不相通、日本語ニテ只長崎ト申事迄通候由、

彼方ヨリ差出候書付相添届申出候得共、横文字ニテ

何モ不相分候ニ付、石河確太郎へ釈イタシ候様相達

候処、蘭学者ニテ英文字ハ能ハ不相分候得共、此位

ノ者ハ字引ニテ見合候得ハ随分可相分ト之事ニテ持

返釈イタシ差出候趣、

○ 長崎ニ於テ親和イタセシ

軍艦ニテ能キ天景ヲマツ

ト申事之由候、八ツ後退出、直ニ帰宅、八ツ時ヨリ

伊地知才右衛門殿・平田玄裕殿并玄滴来候、徳熊些

風邪氣ニテ間違両所へ申遣兩人被来候、師弟之衆ニ

テ随分都合ハ不悪候、お筆ニモ戸柱へ祝儀ニ参候由

ニテ彼方へハ一刻参候テ来候、夜入四ツ過帰候、夫

ヨリ八ツ時迄写本イタシ臥候事、

○ (横) 将基盤寸法

縦壹尺貳寸 横壹尺壹寸

但、脇式部、

十二日 小雨、

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ少々虫相見得候書
物有之埃抔共イタシ、五ツ時ヨリ仕廻方イタシ候、

今朝中山甚五兵衛殿一刻入来、五ツ半出勤、八ツ後
退出、直ニ帰宅候得者内膳殿一刻入来、東次郎左衛
門殿同断、徳熊昨日ヨリ少々不快故、彼是ト雜用取
紛、大鐘比迄何ラスルトモ不知、夫ヨリ写本、暮ヨ
リ

父上様御方へ罷出御寝酒御相手申上候、六ツ半過ヨ
リ木尾氏入来、四ツ時分被帰候、昼又ハ今朝兎玉佐
平次殿・伊藤六郎右衛門殿・同万次郎殿入来之由候、
四ツ時ヨリ写本共イタシ、九ツ前臥候事、

○ 仰渡

(久光)
和泉様御事、是迄御登

城之節、桜之間脇二階へ御控相成来候得共、以来麒麟
之間へ被為人候様、左候而、是迄御家老座へ御用
之節ハ御勝手ニ被成御通候様被 仰出置候得共、以
来御家老座江御通不被為在候様
御直ニ

御沙汰被為 在候、此旨向々へ可致通達候、

九月

(川上久封)
筑後

右者先日被 仰出候御会釈向、格別重被 仰出候
仰渡同時ニ致承知候得共、取後候ニ付爰ニ記ス、

十三日 間々小雨瀟、夜入月漸出、

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ日史共留候テ又外
ニ書見共イタシ候、五ツ打仕廻方、四ツ前出勤、八
ツ後退出、直ニ帰宿、則写本ニ打立候、

○ 和漢三才図絵抜書

うころもち 田鼠 鼯鼠

隠鼠

うころもち
鼯鼠



別ニ有名隠鼠者、
同名異種、
和名字古呂毛知、

一 柚脯俗云ゆべし、

○ 筑前之國ニ知識ノ僧アリ、名ヲ仙崖ガイ(崖カ)ト呼、尤、書画

ニ達ス、或時其國ノ家老親ノ賀之祝ニ掛ヘキトテ、
画ト讚トヲ憑ム、受ガヒテ書タルヲミル、画ハ白骨
也、其讚乃句ハ、

ぢい死ね親死ね我死ね子死ね孫死ね

ト書タルヨシ、然レハ右之家老見テ、是ハ存外之画
讚、イカナル事ゾト問ヘハ、自分ハ是共カ丁度相当
ノ事ナルヘシト認タリ、ケ様ニ順々ニ死ヌル程家ニ
ツキテ能事ハアルマシトイヘハ、ソハ随分尤之事ナ
レト今少シメテタキ事ヲトイヘハ、是程メテタイ事
ハアルマシケレト何ヲ望マル、トイフ、鶴デモ書テ
讚ヲトイヘハ、アノ百姓(朱書)ノキラウ鳥○ヲ申タルヨシ、
今日坂元彦五郎殿嘶、百姓ノキラウ鳥丈ガ力アリ、
面白キ嘶故爰ニカイ留置也、

○ 一 近衛様御像ヲ画候様税所龍右衛門ヘ被仰付候節奇談
アリ、是ハ 御像ヲ画キ差上ヘキトノ事ニテ机ニ寄
リカ、リ、数十篇図取イタセシニ心ニ叶ヒタルナシ、
イカニスヘキヤトヒシノト込入、工夫ニ迫リ筆

ヲ額ニアテイシガイツトナク眠リトナリ、忽チ机上
ニ夢ヲ結ブ、其夢忽然トシテ白髮ノ老翁白衣ヲ着タ
ルガ目前ニキタリ、イヘルハ、其方ハ

近衛殿ノ御像ヲ画クニ甚身心ヲ腦(腦カ)スト見ヘタリ、イ
ヅクヲカク書ヌレハ能ク似給ヒヌルゾトイワレテ忽
チ消失ヌ、是ハ奇怪ノ靈夢ナリト、則筆ヲトリテ老
翁之教ニ馴ヘハ能モ似寄タルヤウナリ、下絵近衛様
ノ尊覽ニ入レシニ、右之靈夢モ取次セシ人マテ嘶セ
シニ是モ御聽ニ入、像ハ尤能出来タルガ奇怪ノ靈夢
符合セリ、拙者ニモ同夜ニヲナシ白髮ノ老翁白衣ヲ
着タルガイヘルニハ、貴殿ハ当分薩摩ノモノヘ御像
ヲ御書セナサル、ナリ、自分参リテ能モ似給フヤウ
ニ教ヘタリトイヘル故、御夢ニソナタハ誰ゾト問ヒ
給ヒヌレハ、ソコノ住吉也トイヒタレハ夢サメヌト
仰セアリシトナリ、

近衛様御屋敷内ヘ住吉社アルト也、是モ右同人ノ嘶
承ル、

一 七ツ過シツクイ搗調ヘタル由承ル故、家来共ヘ下知

シ水溜之漏リ塞キ共ニイタシ候、夫ヨリ又写本、暮ヨリ父上様御方へ罷出候、荒田おふきどのモ七ツ過ヨリ被来候、持明様參詣致サレタルヨシ帰掛ニテ候、夜入四ツ前被帰、無程父上様ニモ御臥シ遊シ候ニ付御暇イタシ、夫ヨリ又写本トモイタシ、九ツ時臥候事、

○一右一息臥シ目覚、様々思フニ、七十而従心所欲、不踰矩、孔夫子サヘ七十二成給ヒ漸心ノ欲シ給フ所ニ従ヒ給ヒテモ、矩ヲ踰ザル様ニ成リ給フ、夫マテモ矩ヲ踰給ヒシト察スヘキ御所行ハ知ラネド、イカサマ御自身ニハ心ノ欲シ給フマ、ニシ給ヘハ、矩ヲ踰給フベキ御事モ御覚ヘノアリタルヤ、然アレハ凡庸ノ拙者等ハ能々万事ヲ謹ミテ、我身ヲ三省セネハナラヌト思ヘハ、則起出テ論語正解ヲ引明納得スヘシト繰返シ、註解ヲ見ル時ニ起出タル時ハ時計ノ刻限ハツ半、大鐘打立木ヲ打候テ臥セル也、
一今朝未徳熊不宜候ニ付、久木田玄直へ申遣、無程来候、父上様ニモ今日者拙者方マテ兩度御出有之候、

○ 加賀ハテず薩摩ハかへり娘ハこず

異人浪人いかに將軍

右之落書為有之由、イカサマ加賀様ニモ御參勤無之ガ、

十四日 間々霽、タヨリ風烈シ、

朝六ツ起、五ツ過ヨリ花舜軒御墓へ參詣、四ツ前出殿、八ツ後退出掛平佐おつやどのへ一刻立寄、直様帰宅候得ハ伊地知才右衛門殿被參居候、無程被帰候、今朝拙家代々之墓之後、福昌寺東之方へ有之候君馬塋之銘書写故爰ニ写置也、

前二

君馬塋

福昌寺有埋 先朝公馬塋、然無封域、恐其愈久而失其処也、乃命營其地、為塚壙広輪一丈九尺、後有公馬死亦当埋此、因立石為之、表題曰、

君馬塋而書於其陰、蓋狗馬有功於人、故死則埋之、故曰敝帷不棄、為埋馬也、敝蓋不棄、為埋狗也、凡

馬皆然而況於公馬乎、故曰路馬死埋之、以帷礼也、
若乃雕玉為棺、文梓為槨、則過矣、是為銘辭、

寛政癸丑之歲七月某日 山本正誼謹撰

一七ツ後お村様御出、相良市之進殿同断、今朝伊藤万
次郎殿・宮里十兵衛殿被来候、拙者事客之間々ニハ
写本ニテ候、暮ヨリ父上様御方へ罷出、御寢酒之御
相手毎之通、五ツ過 父上様ニモ御臥居、吉次郎ニ
モ臥候テ、殊ニ少々風邪氣ト相見得候ニ付、拙者方
へ列行添寝ニテ暫臥、又起出四ツ半時分臥候事、
一父上様今日ハ一度拙者方へ御出有之候事、

十五日 風烈シ、

朝六ツ起、屋内掃除毎之通、夫ヨリ写本、五ツ半出
勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、写本、七ツ過山下伊右
衛門来、阿久根之者ヨリ頼之由ニテ、唐紙三枚持来
字書具候様申候、拙者日比ニハ写本迄ニテ認候儀難
成候得共、随分可書調旨受合置候、直ニ右之字書方
イタシ候得者久々之事別テ不宜込入候、夕市来之大

久保一輔来、又夜入来候、五代孫之丞殿ニモ暮ヨリ
被来候、八ツ後モ一刻被来候、夜四ツ時分各帰ニテ
候、無程臥候事、

十六日 風烈シ、暖気、

○ 朝六ツ起、屋中掃除毎之通、五ツ半出勤候得者又申
酉之方ヨリ蒸気船相見得、佐多島泊之様走込、船不
相見得候ニ付、イカ様致碗船候半ト之届山川・颯娃
ヨリ有之候、此節ハ風モ烈シク候間、無相違汐繫リ
可有之ト存居候処、八ツ後帰宿、夕方ニ佐多之早打
之届有之候、役々昨日乗付候処、長崎出帆大坂へ通
船之筈候得共、風波強乗行相叶不申、風波ヲ避汐掛
イタシ居、洋次第二ハ出帆之様子、手様等ニテ漸ク

相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達
テ佐多ヨリ児ケ水之様汐掛イタシ候英吉利船ニ相違
有之間敷段申出候、七ツ時分隈元直次郎殿・松林院
殿入来、川村助市ニモ来候、八ツ後昨日之字又々書
調、此節ハ兎哉角有之候、夫ヨリ写本、暮ヨリ父上
様御方へ罷出、五ツ過御臥遊シ候ニ付御暇、夫ヨリ

写本ニテ候、四ツ過又論語正解一見、九ツ過臥候事、今朝伊藤六郎右衛門殿・同万次郎殿一刻ツ、被来候、父上様七ツ後一度拙者方へ御出之事、

十七日 曇、暖氣、

暁七ツ過起候得者蚊多候ニ付蚊帳ハリ候テ、拙者ニハ起出、立木百本計打、夫ヨリ写本、六ツヨリ屋内毎之通掃除、五ツ半出 殿、四ツ時毎之通御座之間御目見、佐多蒸氣船滯船不相替矢張居候、对州へ参居候英吉利共先達テ惣テ引取シ一左右有之候、八ツ後退出、直ニ帰宅候得者伊地知才右衛門殿被来、主税方ニテ素説被為致候、夕被帰、八ツ半加藤権兵衛殿被来、七ツ半被帰、市来湯治ヨリ昨日帰之由候、此節八山田十助殿ニモ被参居、丁度同時ヨリニテ毎日取会、互ニ詩歌共ニテ慰ミ面白為有之由被申候、先刻 父上様今日八前内記様へ御出ニテ候故御迎ニ罷出候、暮前御帰、夫ヨリ 父上様御方へ罷出毎之通、母上様ニハ暮ヨリ戸柱町田家へ御出、四ツ時過御帰、

夫迄ハ 父上様御臥遊シ候後モ罷出居候、才右衛門殿ニ枚屏風ニ張ヘキ字ニテモ画ニテモ持合ハ無之哉之旨承候ニ付見合候処、楽童子之書タル字ニ枚遣シ候、句柄面白候故写置、

○春声来枕上 秀色入簾中

○松柏当庭秀 芝蘭入室香

十八日 間々小雨、暖氣、

朝六ツ起、掃除等毎之通、朝有馬新右衛門殿被来候、五ツ半出 殿、御座之間 御目見毎之通、八ツ後退出、直ニ帰宅、夫ヨリ終日写本、暮ヨリ 父上様御方へ罷出、御寢酒御相手毎之通、五ツ過父上様御寢有之候得共、四ツ前御暇イタシ候、今日ハ 父上様両度拙者方迄御出有之候事、四ツ過臥候事、

十九日 晴、少々冷氣催、

朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、夫ヨリ写本、五ツ半出勤、佐多異船ハ昨早天申之方へ向ケ出帆之由、顯娃ヨリ之届有之候、九ツ前御暇、平佐へ一刻立寄帰

宅、直ニ写本、七ツ過蛭子社へ参詣、又々写本、大

鐘時分於艶のおたねとの実母・於広の於種妹、島親子於鶴津左中殿妻トノ

荒田御姉様御親子おふさ御出、八ツ前御帰、御姉様

お里様、二階堂源大夫殿妻御親子ハ御泊リニテ候、郷十郎ニモ四ツ

後ヨリ来、暮過帰候、八ツ半過臥候事、

父上様今日者三度拙者方へ御出有之候事、

二十日 快晴、暮ヨリ肌持余程宜冷気相催、

朝六ツ前起写本、六ツ時ヨリ屋内掃除毎之通、又々

写本、七左衛門一刻出候、京都本ノマ、欠

泉十五歳筆掛物等木佐貫軍四郎道具之由ニテ為見候、

年ニハ珍敷画人ニテ候、伊地知八郎右衛門殿ニモ一

刻入来、中途迄同道ニテ五ツ半出勤、八ツ後退出、

直ニ帰宅候得者、今朝武之橋川上家おあいどの・お

くわ野屋敷椎之実拾ヒトシテ被参候由ニテ、荒田御

姉様・おふさ先達テヨリ泊リ居ラレ候、荒田島津家

之おミつとの列合、おたね亭主前ニテ参ラレ候由、

拙者ニハ帰宅、直ニ又写本ニテ候、

一今日ハ

(忠義)太守様福昌寺御仏詣アラセラレ候、

一七ツ過比父上様拙者方へ御出、御茶共被召上、七ツ

半時分御隠居之様御帰、暮前野屋敷ヨリ皆々帰ニテ

賑々敷候、暮ヨリ 父上様御方へ罷出毎之通御寝酒

之御相手、五ツ半時分御臥遊シ候ニ付御暇イタシ候

得者、おたね事、昼ヨリ少々腹痛イタシ候処、先刻

下シタル由申候間、玄迪へ来呉候様申遣、則灸治共

イタシ、玄迪モ来候テ差テ之事ニハ無之由承候、九

ツ時分臥候事、

二十一日 快気、

朝六ツ起、掃除等毎之通相済、書物調物共イタシ、

五ツ時両種持来、誰人ヨリカト申候得ハ名モイマダ

シラヌ医師衆目通イタシ度トノ事故、袴トモ着用面

会イタシ候得ハ、内膳殿へ表医師内意頼ニテ候、イ

ト安キ事随分可申通、シカシ只今見事之両種給リ御

志シハ別テ辱候得共、ドフモ御請ハイタシカタク御

返シ可申、御内意之儀ハ委細致承知候、必ス為御持

御返リ可被成ト申断候、無程被帰、又々家来ヲ以請

取具候様被申事候得共、イヤ返セノト申付候、四ツ前出勤、八ツ後退出、夫ヨリ矢三次頼之手本書、七ツ過ヨリ明日鉄炮仕廻、暮迄相掛り候、天氣宜候ニ付持合之塩^(箱カ)燗干シ共イタシ候、大鐘時分荒田おみね^(御姉様)の御姉様被来候、御姉様御事モイマタ御泊リニ候得共、内膳殿へ為祝儀おふさどのも御召列御出ニテ候故、おみねとのにも戸柱之様被参候、

○ 只今仰渡相成候写

上書之儀、
順聖院様御代被仰渡置候得共、尚亦以来御為ヲ存シ何事ニヨラス致言上度面々ハ致封書、御側役へ相付可差出候、右ハ上下之情意通達之

思召ニテ被仰付候間、倉忽之儀無之、実意ヲ以テ及言上候様、士以上之面々江可相達旨被
仰出候条、此旨向々へ不洩様早々可致通達候、

九月

(川上久封) 筑後
(喜入久高) 撰津
(川上久運) 但馬

(頭送)「内匠殿角力ノ春風ニ刀クセラレタル話」
一折田平八殿今日晰、先年越前之安次ノ銘アリ之刀ニ

裏之方中心ニ鷲ニ片糸トゾウガンニ書タル被見候由、余程能出来タルノニ有之、何ノ訳モワカラス扱物ニ候得共、夫成リ見捨置レ候得ハ坂本休兵衛殿御求候由、跡ニテ被承候ハ加治木之内匠殿最良之春風善兵衛ト申候角力取へ秘藏之刀為褒美被具、鷲ニ片糸ハ片素糸ニテ鷲ヲ提テ、鷲ヲ切テモ能鷲ハ切レテ、糸ハ切レ捨ラスト申事之由、右等ノ事聞レ于今残多トノ晰、

一大日本道中細見記

但、折本ナリ、長谷場助七殿所持、余程宜敷ノニテ候、

一雑話アリ、或ル上乘リ衆大坂ニテ歎イツクニテカ取合ニ酒ノハギライタサレ、茶碗一ツツ、呑廻シノ約東ニテ候処、一人中々一ツツ、ニテハ堪兼ラレ、重ネテ廻フト重ネテ次ノ方へ譲ラレ候得者、其人男ノ返報十増バイト十アマリ重ネラレタルト云フ事アリ、

一御姉様方暮前戸柱ヨリ御帰りニテ、拙宅ヨリ今晚五ツ過御帰ニテ候、拙者ニハ毎之通暮ヨリ 父上様御方へ罷出、五ツ半父上様御臥シ遊シ候ニ付無程御暇、書見等ニテ四ツ過臥候事、

二十二日 晴、

朝六ツ前起、五ツ半時分ヨリ潮音院下鉄炮ニ出候、御軍役方ヨリ之企人数八人ニテ候、人数不足故集成館ヨリ竹下清右衛門殿・平田左右衛門殿・田尻清左衛門殿出張有之候、此方ハ永田氏・田中氏・成田氏・

安藤氏ニテ候、五十筒ニ五部ヲ六筒射候、暮帰宅、夫ヨリ父上様御方へ毎之通罷出、五ツ時分御臥シ遊シ候ニ付御暇、今日者久々之鉄炮、殊ニ終日ニテ些ツカレタルヤウニ有之、何モイタサス、シカシ四ツ時分迄ハ起居候テ、此日史共留候位ニテ臥候事、一今日モ父上様一度ハ拙者方へ御出有之候由、

二十三日 晴、

曉七ツ半起写本、六ツ時ヨリ毎之通掃除、又々写本

イタシ、五ツ半出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、今日ハおたね荒田島津家祭祀ニ参候、吉次郎・徳熊・主税ニモ参候、おミつどのモ先達テヨリ泊リ被居候処、今日帰ニテ候、今朝伊地知才右衛門殿入来、七ツ後山口真齋来候、暮ヨリ平左衛門来語居候間、四ツ前父上様御方へ罷出候処、最早御臥遊シ候故、暫御断申上候而御暇イタシ、写本イタシ候、八ツ前おたねナト帰候、土産物ナト給、無程臥候事、父上様今日ハ両度拙者方へ御出之事、

二十四日 晴、

朝六ツ起、六ツ半ヨリ二階堂源^{行光}太夫殿へ参候、昨日大目付衆ヨリ源太夫三男弥九郎、已前ニハ造士館へ致出席候処、日比ニハ無精ニ有之候間、学文武芸為致出精候様、拙者ヨリ源太夫へ達シ置ヘク旨、登殿ヨリ御沙汰之段致承知候ニ付、則源太夫殿詰所へ参候得ハ、昨日ハ荒田ハ祭祀ニテ出勤無之、昨日ハ客来等モ可有之ト存候間、右達方ニ今朝参候、四ツ前出勤、

御座之間 御目見等毎之通、今朝定式飛脚到着、江戸相替儀無之候、(頭注)品川御殿山下下奥館用トシテ御借シ渡シ、品川御殿山因州様御下屋敷辺八万坪、異館取立用トシテ御借シ渡シ、御治定相成候由、且又御老中様ヨリ魯西亜へ被遣候御書面文意書取、对州一件横浜之ミニストルへ對話相成候処、存外之仕方之段相驚候由之事共申来候、八ツ後退出、直ニ帰宅、夫ヨリ写本共イタシ候、暮ヨリ父上様御方へ罷出毎之通御寢酒御相手、主祝誕生日ニテ形之如ク祝ヒイタシ候、五ツ半時分御暇ニテ、四ツ過臥候事、父上様今日モ一度拙者方へ御出之事、

二十五日 朝曇後晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時分ヨリ砂揚場へ参候、今日ハ佐土原ヨリ御頼相成候野戦炮打試有之候テ也、式封度ニテ候、先達テ打試シ之節ハ余リ西洋規則ニ泥ミ車之軸半月本ノマニ開キ有之、其所ヨリ折レ、此節右者作替有之候得共、又腕金請候処不宜、些ハネアカリ不用立候、葉モ余リ強故ト申事候、六十目ニテ定葉ニ候処、六十五匁ニテ候、矢行ハ余程宜ク

軽弁ニモ有之、百五十間ヨリ平直ニテ能行、余程宜簡ニテ候、式封度ハ五百目ニ少シ不足之由候、帰掛川上源十郎殿へ一刻立寄、中途ニテ八ツ聞帰宅、夫ヨリ書見共イタシ、暮ヨリ父上様御方へ罷出毎之通御寢酒之御相手、五ツ半御臥遊シ候ニ付御暇、四ツ過臥候事、父上様今日ハ一度拙者方へ御出之事、

二十六日 晴、

朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ半出勤、御座之間 御目見等毎之通、八ツ後退出、八ツ後伊地知才右衛門殿・児玉佐平次殿・有馬新右衛門殿・永田十郎殿替ル／＼被来候、今朝伊藤万次郎・河俣仲太夫殿被来候、拙者間々ニハ写本共イタシ候、暮ヨリ父上様御方毎之通ニ而、五ツ半時分御暇イタシ、夫ヨリ腹ニ灸治イタシ、四ツ過臥候事、

二十七日 雨、

朝六ツ起、屋内掃除毎之通、五ツ前辻元新兵衛来候、五ツ半出勤、八ツ後退出、写本又ハ書見等イタシ候、

暮ヨリ 父上様御方毎之通、五ツ半御暇、四ツ前灸治、四ツ過臥候事、

二十八日 快晴、今日ヨリ少々肌持宜冷氣アリ、

朝六ツ起、屋内掃除毎之通、五ツ半出勤、八ツ後退出候得者内膳殿入来、今朝才右衛門殿ニモ同断、七ツ前ヨリ江戸状書ニテ候、大鐘比ヨリ宮里十兵衛殿被来、夜入五ツ過被帰候、暮ヨリおミち様・おせつとの御入来、四ツ過比御帰ニテ候、無程臥候事、今日ハ父上様両度拙者方へ御出、夜入五ツ半時分御隠居之様御帰ニテ候、

一 九月九日後モ余程暖氣ニ有之、昨日迄単物ノミ着用イタシ候処、昨日之雨ヨリ少々冷氣相催、今日初テ綿入着用之事、世間皆人如是、

○ 和宮様御下向、当中月中タルヘキ旨、従

公儀被仰渡候段申来候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

九月

(川上入封 筑後)

二十九日 晴、夜入雨、

朝六ツ起、屋内掃除毎之通、五ツ時大乘院

(義忠) 惟新公へ参詣、帰掛伊藤六郎右衛門殿・近藤七郎左

衛門殿へ一刻ツ、参候、伊藤万次郎殿へ同断、一刻

帰宅、平服ニ相成直ニ五ツ半出 殿、八ツ後退出、

八ツ後才右衛門殿、夕方ヨリおのりとの被来、夜入

四ツ時分被帰候、四ツ過臥候事、今日ハ 父上様両

度拙者方へ御出有之候事、

一 昨夜之夢珍敷候故留置、何方ニテ歎、

惟新公示現流之剣術遊シ候ヲ拝見、誠之御上手ニテ

御名人トモ可申上様之御達者只々感心仕候、夫ヨリ

山坂御行キ誠之御達者、御跡ヨリ誰カ老人御供仕居

候、御隠居之御様子ニテ黒御羽織被為召、御中帯

ニテ御脇差迄被為帯候、御元氣様誠ニ感心、拙者御

尋申上候ハ、御前様ニハ

惟新様ニ候得者、御年齢ハ三百計モ被為成候半ト

申上候へハ其通之事ト御沙汰ニテ候、奇妙成夢故

爰ニ記ス、

晦日 快晴、

朝六ツ前起、六ツヨリ屋内掃除等毎之通、五ツ過伊
地知才右衛門殿入来、同道ニテ四ツ過野屋敷へ絵図
取ニ参候、今日ハ外廻リ之分漸相済候、荒田川上家
ヨリモおあいとの・おくわ、椎之実拾ヒトシテ被来
候、五六人ニテ椎之実式升計被拾候、八ツ後美代氏
ニモ宅へ被来候由、暮過帰候得者町田監物殿大鐘時
分ヨリ被来居候由、夜八ツ時被帰候、直ニ臥候事、

十月中第二

朔日 朝雨後霽、

朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ過和泉様^(久光)へ御祝
儀ニ罷出、夫ヨリ出勤、今日ハ

上様少々御風邪氣ニテ 御出座不被為在、御礼御請
不被遊候、格別深々敷御事ニテハ不被為御座由候、
八ツ後退出候得ハ美代氏・内膳殿・六郎右衛門トノ・
万次郎殿・才右衛門殿・相良吉十郎殿・税所三省殿
被来、夕ヨリ内膳殿へ参候、今晚泗川之戰朝鮮軍記

読方有之、八ツ過帰、直ニ臥候事、

一大迫吉之進、名越半助殿家来ニテ候処、拙者家来ニ
相成度段承候ニ付、半助殿方へモ引合候得ハ拙者方
へ相抱候テモ何ソ差支無之段承候ニ付可相抱旨申置
候処、今日参候事、吉之進兄ニモ同断之筈候得トモ、
是ハ今日ハ不参候、

二日 晴、

朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ半時分出勤、八
ツ後退出、大鐘比ヨリ内膳殿被来、暮前被帰、暮ヨ
リ父上様御方へ毎之通罷出候、塩田清次郎来候、四
ツ前帰候、母上様今晚些御腹痛故、玄迪へ参呉候
様申遣候得者先日ヨリ些不快外出不致候、今日ハ不
参段承候、母上様モ木香丸共差上置候処、格別之御
事ニモ不被為在候故、今晚ハ喜悅へ按摩共御取セ、
夫ニテ宜卜之御事故、女共兩人御側居能氣ヲ付居候
様申付御暇申上候、父上様今日ハ拙者方へ一度御出
之事、

三日 晴、今朝ハ些冷氣アリ、

朝六ツ起、毎之通掃除、母上様御機嫌夜前ヨリ少々御快候得共、未御腹合不宜候ニ付、平田氏へ被參具候様申遣候得者、直ニ被来候テ御様被相伺候処、格別之御事ニテハ不被為在候ニ付、御服薬共遊シ候得ハ無程御快氣トノ事ニ候、拙者ニモ十日計跡ヨリ少々風邪塩梅ニテ鼻水出、気分ニハ格別障ル程之事ニハ無之候得共、余リ世話敷候間見貰薬用トモイタシ候、深敷事ニテハ無之ト之事ニテ候、奥山藤左衛門殿一刻入来候、五ツ半出 殿、八ツ後退出、今朝伊地知才右衛門殿ニモ被来候、又々浄光明寺へ參詣、帰掛伊藤彦助殿へ見廻候、無程帰宅、書見又ハ書物紙折方トモイタシ候、昨日ハ桜島之横山仲之助母・妻・子共三人列来候、昨日ハ書落候故爰ニ留置、暮ヨリ父上様御方へ罷出御寝酒御相手毎之通、五ツ過御暇、今日ハ父上様一度拙者方へ御出之事、

〔^{茶書}安政元寅年ナリ〕

○ 拙者大島滞在之砌、守衛方ニテ渡海之人数・名

前外ニモアリ、

宇檢方宇檢村滞在

伊集院伊膳

与力

西小十郎

伊地知筑兵衛

足輕十人

宇檢方名柄村滞在

萩原藤一兵衛

田尻善助

安藤直左衛門

医師

中山柳宅

宇檢方久志村滞在

松岡十太夫

石神矢之助

西方久慈村滞在

左近允新七

有馬藤右衛門

大和浜方津名久村滞在

薬丸半左衛門

岩切清五郎

前田源次郎

大田悦之進

右ハ、琉球守衛方トシテ滞島被仰付置候人数為交代、
右人数着島之上右之通止宿滞在相成候、

永徳丸乗付

汾陽次郎右衛門

平川助七

永山清右衛門

税所三省

与力
竹下善之丞

三鷹丸乗付

吉田清十郎

西田弥四郎

宇都宮清太

伊地知喜右衛門

平原三藏

栄松丸乗付

篠崎甚七

竹内宗助

市来正一郎

松徳丸乗付

足輕十人

右者交代相済、右之船々へ乗付相成候、

寅六月十四日

此寅年ハ当年ヨリ八ヶ年前之事也、

松岡十太夫殿大島ヨリ書状之内書抜

一去ル十二月九日雨、西風ニテ時化立居候処、屋喜内

口へ馬艦風之船相見得、追々乗込、私旅宿久志村下

へ碇ヲ下候ニ付、所之者共罷越、唐船之由承、早速

島役共乗付候処、江南省蘇州府之者共拾壹人乗ニテ

山東へ為商買差越、大豆油并豚・落^(花カ)地生等積入帰帆

之折、難風ニ逢漂来之由ニテ、本船ハ小馬艦ヨリ少

シ大振ニ有之、諸所痛損モ有之候得共、随分取締候

ハ、乗返リモ相調向ニ承居候処、西風強浪高二相成

碇ヲ摺切、暗礁ニ底ヲ為痛水船ニ相成、無抛唐人共

ハ久志村神木屋へ相卸云々、

右之漂着モ左源太拙者島滞在中ニテ、折柄松岡氏

へ見廻候処、下へ唐人參居候間、髪ニハ手拭ヲ冠

リ逢候事モ有之故爰ニ留置、色々其節之晰モ有之

候得共略ス、拙者大島之日記委敷為記置卜覚居候、

シカシ御勘氣中之事故、唐人へ面会ハ憚リテ不書

留敷、

四日 曇、未之刻ヨリ雨降、

朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ半出勤、四ツ後

御暇、九ツ時ヨリ内膳殿其外上方寄集人数ニテ良英

寺下於射場鉄炮荒不出来ニテ候、暮帰宅、夫ヨリ

父上様御方へ罷出御寝酒御相手毎之通、父上様一

度拙者方御出有之候、四ツ半臥候事、

(六頁文書に同じ、本文略)

五日 雨天、間々日天暉、

朝六ツ起、五ツ半出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、今朝木尾氏入来、八ツ後伊地知才右衛門殿被来候、

○ 磯中ハ御庭同前之事ニ付被仰渡之写

磯中ハ御庭同前之事故、磯へ罷居候者共之内磯方御用不相勤者ハ此節為被召移事候条、御用之外猥ニ磯へ罷通間敷候、乍然磯江被召置候者之身近キ親類、無抛用事ニ付見廻候儀且又使^{ツカヒ}ラモ遣候儀ハ不苦候、あそひ又海苔貝取ナト参候儀ハ一切可致無用、天神参詣ハ不苦、右ニ付テ鳥越・花倉・田之浦かくハんかはな江制札被建置答候、此旨可致通達候、以上、
(朱書) 「享保九年辰」四月 (伊集院久起) 藏人

御側方

右之後、天保八九年・嘉永比ニモ座頭ヨケ落シ候

節、御庭同前之場所柄モ不憚ト之事被仰出候由、

一七ツ過ヨリ甌島本木原惣次郎ト申候先年拙者番所ニ召仕置候者・木原勇右衛門来候テ酒共出シ夕方帰候、才右衛門殿ニモ主税素読相濟被来、同シク寄合候、是モ夕方被帰候、暮ヨリ 父上様御方へ罷出、五ツ過御臥遊候ニ付御暇、四ツ過臥候事、



六日 曇、

曉大鐘起、六ツ時迄書見、夫ヨリ毎之通掃除、五ツ時ヨリ馬上ニテ大門口当分聞前二番組人数大砲打方ニテ台場へ参候、四ツ時ヨリ打方初り、中途ニテ九ツ聞帰宅、夫ヨリ都之城之家中於伏見御城普請之節、秀吉公之御像鼻紙ニ図取置候、正図写方ニテ夕方相濟候、七ツ過ヨリ辻元新兵衛来、夜入四ツ時帰候、

近在へ都テ御預ケ相成居候、

一鞍百口分

内、六拾口 皆具揃

四拾口 損物

右、御軍役方為御用前々ヨリ被召分置、兼而御馬

遠乘其外吉野御馬追等之節、右之鞍道具相用事、

尤、損物追々取繕有之賦、

一鎌四拾五匁

一斧拾五挺

一なた式拾挺

一三ツ椀百人前

一丸盆百人前

右、御厩御藏内へ御格護相成居候、

嘉永寅六月

右之通二候、

十日 晴、

朝六ツ前起、六ツ時ヨリ毎之通屋内掃除、夫ヨリ体(定)

植トモ少々イタシ、永田氏へ遣シ候、草物四色苞ニ

作ラセ候、五ツ半出勤、八ツ後退出、帰宅之上ハ皮

細工人取寄、半首ニ成候様牛之皮切ラセ候テ白灰ニ

漬置候、夫ヨリ田中治右衛門殿へ遣候万年青植付候、

内膳殿へモ今朝飛龍ト申候万年青遣候、夫ヨリ種々

草物トモ植替候、夕方ヨリ荒田御姉様御出、おひさ

とのニモ被来候、今夜御泊ニテ候、父上様今日ハ三

度拙者方へ御出ニテ候、四ツ半時分臥候事、

一先日山川締方ヨリ申出之趣有之、両人名前ニテ候処、

忝人ハ三原彦之丞、忝人ハ三原彦之進ト申人ニテ候、

珍敷名前之衆同所へ被揃候ニ付、奇妙ニ存書損共ニ

テハ有之間敷哉ト相糺候得共、書損ニモ無之別人ニ

テ、右之衆同所へ被相詰候由、似寄候名サへ珍敷ニ、

同所へ同勤ニテ被參候儀奇々妙々也、

十一日 曇、

暁大鐘過起、五ツ過伊藤彦助殿・登殿へ一刻ツ、立

寄、直ニ出勤、八ツ後退出之事、

○ 御通達之写

御城代

鳥津(久敷)左衛門殿

右之通、一篇之勤被

仰付、御役料高是迄之通被下置候旨

御名代島津安芸殿ニテ被

仰付候、

一御船奉行ニテ御家老座書役勤

兼田伝兵衛殿

物奉行ニテ御薬園奉行勤

長崎御付人ニテ御家老書役勤

市来正之丞殿

右、以来

右同人

今日寺社方取次

右之通、今日御役替被仰付候、

御座之間御札被仰付、五節句・月次御一門方御札相
濟、島津図書引統疊目は迄之通ニ而御札被仰付、年
頭・八朔ハ家格之通可相心得候、且

御留守年ハ

一八ツ退出ヨリ帰宅、軍役道具・旅道具取揃ドモイタ

御座之間御札準シ、於鶴之間島津図書引統謁御家老

御祝儀御札等可申上候、左候而、登

シ候、今朝植村仲藏殿・田中治右衛門殿入来、八ツ
後町田喜次郎殿入来候、夕ヨリ薬丸猪之助殿被来候、

城之節、水仙之間下之休息所へ罷在候様被

仰付候、

夜入四ツ半時分被帰、九ツ時分臥候、父上様今日ハ
一度拙者方へ御出有之候、御姉様御親子矢張御泊ニ
テ候、

右之通、今日被仰付候条、此旨表方へ致通達、奥掛・

御勝手方へモ可相達候、

十二日 曇

十月十一日

(川上久通)
但馬

暁六ツ前起、

一今日有川七之助殿御家老座書役ヨリ御作事下目付被

仰付候、

一郡奉行田畑平左衛門殿今日御用之所旅行、

一喜人家之先祖奥元平ト波平安氏(勤之丞後安行)ヘ

刀被頼候節、兩人召呼段々馳走共イタシ、二オトモ

ヲ呼候テ出来候刀ヲ別而ノ強様シ被致候由、初メ元

平ガ刀ヲ被様候処、元平ハ真面目ニ相守居候由、然

ル所様方モ無難相濟、安氏ガ作タル刀ヲ様シ候得ハ、

安氏ハ氣一張ニ打ヤリノ折レハシ申サント申後、

打向酒ヲ給居候由、是モ無難ニ相濟タルト也、元平

余程立腹ニテ、ケ様之儀ハ御大人之不被成者也ト即

座ニモ申、翌日モ又其事ヲ六ヶ敷何様之御心得ニテ

被成候哉、打折候テ我々共ヘ恥ヲ御アタヘナサル、

ノ被成方ト存候由、改リ候而申タルヨシ候、大島ニ

テ奥十郎殿咄之由、折田平八殿被嘶候、ケ様之大胆

者故刀モ能出来候ト為被申由、

一朝五ツ前ヨリ荒田喜人家ヘ昨日段々掛被仰付候御祝

儀ニ參候、夫川(ヨリ脱カ)上源次郎殿ヘモ參候、前夜ニ女出生

之段、今早朝申来候ニ付參候、夫ヨリ新濤台場トヘ大

砲小屋成就見分ニ參候、惣頭取新納家、御軍賦役ハ

折田氏、御軍役方御家老座書役田中治右衛門殿・御

作事奉行谷山次郎右衛門殿被參候、夫ヨリ弁天濤台

場ヘモ參候、是小屋ノ相痛居候ニ付、新濤同様雨

覆小屋出来相成候賦ニテ見分、下目付ニモ被參、御

大工頭其外大工杯參居候、九ツ時分帰宅、夫ヨリ野

屋シキヘ福留七兵衛・同平左衛門・岸良喜右衛門列

參候而、御軍役供人数携用之水筒作ニテ都合拾六荒

形出来相成候、帰掛暮六ツ過伊藤六郎右衛門殿ヘモ

一刻參候、帰宅、四ツ過臥候事、今朝田中治右衛門

殿・伊藤六郎右衛門殿・同万治郎殿被来候由、野屋

敷ヘハ主税ニモ參候、掛橋善十郎殿・岩山何某同道

ニテ来候事、

○一昨日喜人家承知之掛左之通、

一御流儀砲術方掛

一琉球掛

一琉球産物方掛

一御軍役方掛

一鑄製方掛

一御改革方御内用掛

一御製菓方掛

一犬追物掛

一御勝手方掛

一演武館掛

一造士館掛

一佐土原掛

一天祐丸掛

十三日

曉大鐘過起、昨日七左衛門ヨリ差出候昨年秋ヨリ当

秋迄諸帳面一見イタシ候、六ツ打直ニ毎之通屋内掃

除、今朝六郎右衛門殿一刻入来、四ツ前出勤、七ツ

前退出、直ニ帰宅候得ハ美代藤兵衛殿被来候、今日

比志島静馬殿ヨリ拙者御役料之名寄帳被相渡候、

○ 先月安田氏ヨリ来候江戸状之内写

品川御殿山辺畠地并因州様御下屋敷共、都合八万坪

条約之国々領事官ノ住地ニ貸シ与ヘラル、儀治定仕

候由、尤、家作ハ各本国ヨリ取建候哉ニ御座候、

一箱館地之儀、至極盛之様子ニハ候得共、交易ハ更ニ

無之、魯西亞旅館ハ箱館山半腹ニ美麗ニ出来、平生

フレカツト船一艘・蒸気船壹艘ツナキ置外、国々之

非常ヲ懸念之体被察、先達テ対州魯西亞之風聞コン

シユル承リ、甚心配イタシ、当地ニ於テハ決テ其様

成事ハ為仕不申、全体本国之者共右様乱賊同様之所

業ヲ致咎ハ更ニ無御座候由申出候段、両三日以前箱

館ヨリ罷帰候者嘶ニテ御座候由、

右之通承得巷説、区々之内正説ニ相聞得申候間、

御心得ニ申上越候、以上、

九月五日

助左衛門

拙者名当

○ 八月廿二日急翻釈対州一件ニ付、御老中様方ヨ

リ魯西亞執政へ書翰之大意左之通

書状式通嘆吉利・亜墨利加へ

頼被遣候積之由ニ御座候、

先達テ貴国之軍船対州へ碇泊シ、船々修造ヲ名トシ

テ長々滞船致シ、殊ニ対州ハ諸物払底之地ニハ候得

共、修造ニ用ユヘキ材木其他飲食ノ諸物相送候処、

尚又陸地ニ家ヲ建テ恣ニ山路ヲ開キ田園ヲ踏荒シ候

所業更ニ其意ヲ得ス、原来条約ヲ結ヒ候国々ハ何レ

モ諸事談判之上ナラスシテ不法之行ハ無之筈、既ニ

蝦夷地境界之事ニサへ貴国ヨリ態々使節モ有之候付

テハ、対州之船ハ全ク政府之命ヲ受来レルモノトハ不被察、只船將之私意ニテ可有之存候、弥於其儀ハ召返シ相当之咎有之度、若又政府ヨリ申付ニ候ハ、条約ニモ触候間、早々被呼戻右無余儀筋柄等使節ヲ以被申越度存候事、

仰出候、

正月廿五日

御首途

二月四日

御発駕

御宿割

九州路日数拾四日

中国路日数廿日

大坂御滞中五日

牧坂二日
(松カ)

伊勢路東海道日数拾八日

一折田平八殿土地ニモ不馴シテハ不濟者ト被申候ニ付、何様之事ニ候哉ト申候得ハ、江戸ニテ先年伊木七郎右衛門殿へ取合候処、右之家来丸羽織之上ニ鞭差羽織致着用候処、気色相替甚被叱候ニ付、羽織二枚着用夫程御叱リハ何様之御事候哉ト被申候得者、江戸ニテ羽織二枚致着用候事公義御法度之由被申候由、

十四日 暁雨、夜明ヨリ快晴、今日ヨリ冷氣アリ、

暁六鐘過起書見、六ツヨリ掃除等毎之通、朝五ツ時

ヨリ花舜軒御墓へ參詣、四ツ前出勤、御座之間 御

目見等毎之通、

外二明日御用人数

仕廻次第出立 御參勤御供ヨリ

(鳥津久包)
登殿

○ 上様 御首途・御発駕・御宿割等左之通今日被

大目付ニテ寺社奉行動 大目付ヨリ

(町田久憲)
内膳殿

御用人 御側御用人ニ而御趣法方掛ヨリ

福崎助八殿

御鉄炮奉行 御用人ヨリ

三原藤五郎殿

御側御用ニテ御趣法方掛御軍役奉行兼務御用人ヨリ

岩下佐次(方平)右衛門殿

御參勤御供 御用人ヨリ

(喜入久衛)
摂津殿

○一松前之御隠居(松前道広)祐翁様ハ別テ之馬数奇、余程功者ニモ

為有之人之由、兼テ軍馬二本キ銅方モ被致候由、馬

屋屋根ナシニテ雨ニ湿レ居候様イタシ、投草ニテ馬

場ハ中ヲ一筋石段ニイタシ間々夫ヲ乗り、馬之裾場

ニハ池ヲ作り夫ニ被引入候ト也、

十五日 快晴、

暁大鐘前ヨリ起、日史トモ留候、今日ハ御差図御用

致承知居候ニ付、六ツ半時出 殿、五ツ過御用致承

知当番頭へ御役替被仰付、御役料高是迄之通被下置

候、八ツ後ヨリ御三役方御礼廻、七ツ過帰宅、段々

客人等有之候事、外ニモ段々御役等有之、昨日之場

ニ留置也、

十六日 快晴、

暁大鐘ヨリ起、五ツ過ヨリ出 殿、当番夕詰詰統ニ

テ初泊リイタシ候、弁当共先例之通差出、物頭鎌田

愛太夫殿・御目付同名十五殿父子被来、外ニ表坊主

兩人来、書役井上弥兵衛殿・久保勇右衛門殿被来候、

四ツ半時分臥候事、

十七日 快晴、

今日ハ明番ニテ四ツ過御暇、帰宅、九ツ時分ヨリ西

田ヨリ(草牟田之)團ム田方紙屋谷洪谷家へ参、勢ヒ坂ヨリ冷水

城ヶ谷礼廻ニテ、七ツ過帰宅候事、

○ 昨日之御役替

御勘定小頭 御葉園奉行ヨリ

伊地知仁兵衛

○

田畑平左衛門

御勘定方小頭 御近習番ヨリ

寺社方取次 御小姓ヨリ

伊集院良助

伊集院勇藏

御勘定方小頭 御小姓ヨリ

右松十郎太

十九日 快晴、

御勘定方小頭ニテ御番勤 御勘定小頭ヨリ

朝六ツ起、六ツ半時分上方礼廻、四ツ過帰宅、今日

一福永直之進

ハ初夕詰ニテ八ツ過ヨリ出 殿、当番仁礼家へ代合、

御勘定方小頭ニテ御番勤

相詰泊、堀四郎左衛門殿へ代合、暮前帰宅、

山口喜三左衛門

御勘定方小頭 道奉行ヨリ

今日之御役替

四本彦兵衛

○ 助教 訓読師ヨリ

道奉行 御作事奉行ニテ御裁許掛ヨリ

今藤新左衛門

市来清十郎

御葉園奉行 助教ヨリ

左近允新七

十八日 快晴、

助教 訓読師ヨリ

今日者初当番ニテ五ツ過ヨリ出勤、夕詰島津仁十郎

伊地知龍右衛門

殿へ代合、七ツ時退出、夫ヨリ上方礼廻、暮六ツ過

御作事奉行 御使番ヨリ

帰宅、今日之御役替、

迫水善左衛門

唐船改ニテ御家老座書役奥掛 郡奉行ヨリ

御細工奉行 御供目付ヨリ

平岡八郎太夫
奥御小姓 御小姓ヨリ
御水殿御付へ御付替 御小姓
(忠公、重徳)

凶師崎源兵衛

折田与八郎

大山

御供目付 定御供ヨリ

奈良原喜左衛門(清)

二十日 快晴、

晚大鐘ヨリ起、今日者

太守様福昌寺恵証院御仏詣御供ニテ日出前ヨリ出
(忠孝) (灯カ)

殿、四ツ時 御出、九ツヲ北郷哲五郎殿前ニテ打御

帰 殿相成候、無程御暇、直ニ帰宅、先達而ヨリ些

風邪気分ニテ候処、相重リタル様ニテ頭痛杯イタシ

候ニ付、大鐘比臥入候、

○ 浪人高山彦九郎正行ハ、学文ハ格別無之候得共、志

ノ能立候者ニテ勇名拳ケテ称セラレシ人ナリ、終リ

筑後久留米ニテ切腹、
御国へモ赤崎源介殿杯之時来リシト也、

○ 奉行頭人甲乙 雑話ナレド

一か、せ 一なや

二かも 二まち

三転 三武士

四ねむり 四在

五よし 五寺

六こより 六奥

○ 太閤入之時此方百姓ガ書テ奉リシト

一々 二がくし 三々な 四合せ

五非道な 六な事ハなふして 七こしき

八ひらき 九郷ハむつかしうして

十斗尽た事でござります

ト申タレバ細川幽斎ノ返答ト

十分の世の中に 九せ事を申し

八とをそむき 七な事ハなうして

六な事ハあるまい 五んごどふたん

(願注)四ノ字ヲシ、落セシモノ歟一

三代そふをんの百姓なれハ 二度ハならん

一度ハゆるせ

正三位有画像も□□

一えたのさとの桜に

しられけり

かたやまさとの

はるのさかりを



右、昨日石心院ニテ見ル小横物・掛物覚ヘシマ、

爰ニ記ス、

二十一日 快晴、

朝六ツ起、四ツ前出勤、八ツ前退出、帰宅、直ニ写

本、七ツ後内膳殿・安田喜藤大殿被来候、被帰又暮

迄御隠居ニテ写本、 父上様今日者拙者方へ両度御

出、暮ヨリ毎之通御寢酒之御相手、四ツ時分御暇、

夫ヨリ用筆筒取調ニテ九ツ時臥候事、

一今晚暮相良市之進殿被来、四ツ過被帰、家来之喜悦

上町火事後焼出サレ候テ居所無之候ニ付駕籠部屋へ

召置候処、明日移ル之段申出候間、暮過ヨリ夫婦召

呼候、

実澄卿詠

鶉

水鳥にあらぬ鶉もまの、えや

尾花の浪の下く、るなり

二十二日 晴、

暁大鐘起、四ツ前ヨリ造士館詰、八ツ後荒田方礼廻、

川上家・登殿杯ヘモ一刻ツ、夕方帰宅、暮前ヨリ

父上様御方へ罷出御寢酒御相手、四ツ時分御暇、直

ニ臥候事、

一造士館今日四ツ後講釈ハ久保田新次郎殿ニテ候、九

ツ後伍中会有之、

二十三日 晴、

暁七ツ過起書見、朝六ツ打直ニ出宅、伊地知才右衛

門殿へ先達テヨリ礼ニ参候、未臥居ラレ候、夫ヨリ

安田喜藤太殿へモ一刻参候、夫ヨリ出殿、未日

天輝不出候テ夜前之泊大野家へ代合候テ朝相勤候、

四ツ過御暇、直ニ帰宅、今日者野屋敷イモ取之企ニ

テ、御両親様ニモ先刻ヨリ御出有之、拙者ニハ伊

地知氏同道ニテ跡ヨリ参候、屋敷内処々廻リ後囲基

トモニテ慰ミ候、夕方帰宅、夜入五ツ時分前おむら

様御出ニテ九ツ時御帰、無程臥候事、尤、暮ヨリ毎

之通 父上様御方也、

○一 関勇助殿四五輩之取会ニテ歌会之節、義論ト申候題

ニテ皆歌可レ読トノ事ニテ勇助殿、

難波江のよしとあしとの中にも

竿さす舟の道ハありけり

ト被読ケレハ衆皆筆ヲ置テ感賞セリト、伊地知氏モ

其席ニ居テ同シク頭ヲ低タリト嘶サレシ、此人ハ世

二名ダ、ル才士也、

御供目付

訓読師 無役ヨリ

権原与三次

有馬新七

右、昨日歎一昨日歎、

御納戸奉行御小納戸ヨリ 御小納戸御徒目付ヨリ歎

伊集院周八

大久保正助

二十四日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、今日ハ当番ニテ八ツ前ヨ

リ出勤ニテ宜候得共、(喜入久憲)摂津殿ヨリ昨日承知之趣有之

候由ニテ出勤イタスベキ旨月番ヨリ問合来候間、四

ツ時ヨリ出勤イタシ候処、御筆仰出左之通、

○ 口達之覚

先御代ヨリ当時ニ至リ存慮之程追々書取ヲ以申達候

得共、兎角国家憂患之情意薄候故歎、趣意不相貫甚

憂鬱至極之事ニ候、既ニ先日モ趣意相達候得共、其

後猶更篤ト勸考^{いた}致候処、実ニ国家之安危相迫リ候得

者、此節者是非趣意貫通為致度事ニ候、就テハ夫々

役職申付候得者諸事、心肝ヲ碎キ、銘々職掌々々之趣

意相立候様無之候而者一同振起之期有之間敷存候、

尤、言語モ相開ケ蔽塞キ無之筈ナガラ、未役人以上

ヨリ封書差出候向相少候、左候得者当事ニ而申分無

之事ト被察候得共、時勢之変態ニ随而変革之処置カ

卜存候、依而諸役場呼出丁寧反覆趣意相論、一同精々
思慮ニ渡リ、三日中向々ヨリ可否為申出候様可致候、

右者、各中迄申達候間、篤ト重大之任ヲ相考、下々

迄趣意貫通候儀第一之事ト存候、

十月

御趣意何共難有次第二候得者速ニ心胆ヲ被相碎可否
被申出度、乍此上遅延相成

御趣意不通候而ハ我々之重罪・各方之罪此時二候条、
篤ト被致勸考、時勢相応之存慮申出有之度候、

十月

○當時天下切迫危急世態、

(忠義)
太守様・

(久光)
和泉様深被為苦

尊慮御別紙之通被

仰出、且撰津

御前江被

召出、段々奉承知趣茂有之候、就而者追々天下之情

実案内モ可有之、如何シテ可奉安

尊慮哉、実ニ我々之罪ト同席一同憂屈之次第二候、

然者此涯風俗一洗、下々迄

御趣意相貫、事変ヲ今日ト相考、実用之御用途相立

候基本顯然ト無之候テ者不相濟、別テ恐入奉存候、

且又御役職被相糺候

(川上久封)
筑後
(喜入久高)
撰津
(川上久運)
但馬
(島津久包)
登

当番ニテ七ツ時内匠殿へ代合、御暇イタシ直ニ帰宅
也、

二十五日 晴、

暁大鐘起書見、今日ハ夕詰ニテ八ツ半出勤、主計殿

へ代合相勤、泊番平馬殿暮前代合、御暇、直ニ帰宅、

二十六日 晴、

暁六ツ前起、今日ハ二之丸へ当番頭詰衆御呼出ニテ

五ツ過出 殿、九ツ過

五ツ過出 殿、九ツ過

○ (忠義) 太守様・

(久光) 和泉様御出座ニテ講義素読之

御聴聞之段被 仰出、小学・五経・左伝・大学衍義

相下リ候間、拙者ニハ大学衍義ヲ読候、跡ニテ武術

モ 御覽被仰出、

劍術ハ鳥津兵十郎殿出シニテ一本打イタシ候、鎗術

仁礼小平太殿出シニテイタシ候、拙者ニハ小平太殿・

鳥津良馬殿へ出シイタシ候、七ツ過帰掛鳥津登殿へ

一刻立寄帰宅、暮前ヨリ 父上様御方へ毎之通罷出、

御寝酒御相手相勤候、五ツ前御暇、九ツ半時分迄上

書之下書イタシ候事、

一 今日之御呼出シ余程上都合ニテ候、相濟御側役小松

(清應) 帯刀ヲ以

皆一統出精ト相見得、先度御呼出シ之節ヨリ余程宜、

猶不取捨弥出精イタシ候様 御沙汰ニテ候、且御台

柿ト角饅頭被成下候、詰来方同断、

○ 此節仰出左之通、

音信贈答之儀付而者追々分而被仰出、就中賄賂之音

物等一切受用不致、万事公平ニ可致沙汰ト之趣者先

達テモ

御書取ヲ以被 仰出、其段ハ一統奉承知通ニ候、右

付内意事等申込候迎贈品イタシ候テハ則賄賂之筋相

当、右等之音物受用イタシ候儀不可然ハ勿論之事候

得共、第一差贈候者之心底不宜所ヨリ右次第ニモ相

及、別而如何之至候、依之見聞ヲモ掛置候ニ付、向

後賄賂之音物等差贈候者ハ屹ト可及迷惑候、此旨向々

へ不洩様可致通達候、

十月

筑後

摂津

但馬

登

二十七日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ前出勤、八ツ前退出

之事、

二十八日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ前ヨリ造士館詰、八

ツ時退出、直ニ登殿首途祝ニ參候、富之介との袴着

祝モ今日有之候、夜五ツ過帰宅也、四ツ過臥候事、

一 御家老衆前迄御役人以上職掌々々之存慮封書差出候

様致承知候ニ付、当番頭詰衆中今日差出候事、御政

事向之事共存慮有之者ハ上書御側役方迄封書ニテ差

上候様ニト之事也、

一 伊藤六郎右衛門殿被来候由、

二十九日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ前折田平八殿入来、

同道ニテ出 殿、八ツ後退出、直ニ帰宅、夫ヨリ日

史留共イタシ候、職掌書出、登殿首途祝、御呼出シ

等ニ取紛レ留方不埒イタシ居候、夕ヨリ於筆来、暮

ヨリ一刻才右衛門殿被来候、父上様拙者方へ今日ハ

兩度御出也、

文久元年辛酉十一月

朔日 晴、曉雨、

朝六ツ前起、六ツ半出

殿、御書院 御目見罷出候、今日ヨリ月番ニテ相勤、

八ツ半退出掛登殿へ參、夫ヨリ入来院家へ參、帰宅、

大鐘前登殿へ為御暇乞御入来候、夫ヨリ前内記様へ

參候、昼時分ヨリ父上様御越被成候ニ付為御迎參、

無程帰り候、夫ヨリ此節承知之上書取調ニテ、九ツ

過臥候事、

名越時敏

○

島津伯耆殿 (久極)

右者近年胸痛有之、退役之願申出願之通被成御免候、

左候テ、以来奥へ罷通奉伺御機嫌候様被

仰付候、

御時服

右同人

右者依願退役被仰付候処、多年首尾能相勤候ニ付、

右之通拝領被

仰付候、

右之通表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達

候、

十一月

（川上久運
但馬）

二日 晴、

朝六ツ起、五ツ半出勤、八ツ後退出、帰掛平佐屋敷

へ一刻参候而直ニ帰宅、伊地知才右衛門殿ニモ主税

へ素説ニ被来候、徳熊病氣ニ付平田玄裕殿被来候、

先日ヨリ毎日玄迫へ相頼見候得共快氣イタサス候ニ

付、今日ヨリ玄裕殿へ相頼候、玄迫ハ弟子之事故矢

張今日モ来候、

三日 晴、

暁七ツ前ヨリ起、八ツ時分ヨリ徳熊安眠不出来、別

テ苦數体ニ見受候間起出候、乳モ不吸、粥之上清ヲ

ス、ラセ候得共、不吞込吐出シ候間、些変ラ數候ニ

付七ツ過比玄迫ニ来呉候様申遣候テ則来候、葉之分

ハ少々ツ、給候、熱氣有之故カワキ付候テ葉ハ給候、

玄迫大鐘過帰候、夫ヨリ拙者ニハ夜起ニテ、今日ハ

流鑄馬

（頭注）流鑄馬太守御出

太守様御出之筈候ニ付、月番故五ツ時出 殿候得共、

御出後徳熊病氣ニ付御暇、終日看病ニテ日暮候、今

日江戸飛脚出立ニ付、式部殿・李之介殿・安田氏・

町田六郎左衛門殿・同直五郎殿・丸田氏へ書状遣候、

永田氏へ相頼候也、今日ハ平田氏三度被来徳熊脈被

伺候、漸々快方、昼過ヨリ安眠勝ニ候、先小熱症ニ

テ候ト玄裕殿被申候、玄迫ニモ兩度来候、今日ヨリ

○ 太守様今日御出ニ付、御用人座ヨリ当番頭方へ

御当り之写

一 御番頭之内卷人

但、着服鬘斗目・麻袴、

一 御供番之小番四人

但、着服麻袴、

一 御供番之御先供拾三人

但書同断、

右者、明後三日 御初入部後初而稻荷神事ニ付、四ツ時早目御供揃五本御道具ニテ桜之間・御中門・北御門 御出、稻荷社へ御参詣、夫ヨリ御棧敷へ被爲入流鎭馬

御覽、畢テ宝持院 本地堂へ 御参詣、同所書院へ御入、御出口之通被遊

御帰殿筈候条、御供触等之儀共諸事如何可被申渡旨、大藏殿被仰候、以上、

但、服忌穢又ハ親之正忌日相当候人御供不被仰付候、

十一月朔日

当七月仰出之写

一給地御蔵入高五千石

右者当分窮士六ケ月勤方被仰付候御救方江被差分置候給地御蔵入高式千石之外二三千石被相重、都合右之通御救方江被差分候条、六ケ月勤外ニ近在村山田畑川々見締人之役名被召建、小番・新番ハ大番頭、

御小姓与之儀ハ御小姓与番頭請持ニ而山奉行・郡奉行方へ問合相勤、右勤方之者御扶持米壹石八斗ツ、被成下候、就テ者窮士数多之事候ニ付、右六ケ月勤ハ勿論、見締人勤無親疎練入方手統之儀、篤卜取シラへ永統致持定候様、尚又大番頭・御小姓与番頭ヨリ致吟味可被申出候、

但、造士館稽古扶持之儀ハ教授ヨリ取調候儀共是迄之通ニテ、諸座付目付書役劍銃磨、遠見番人御扶持之儀茂是迄之通四石之割被成下候条、右勤方練入方等之儀ハ尚又致吟味可被申出候、

一御金貳万両

右者前条御高五千石迄ニ而者取続出来兼候賦ニ付、此節右之通御救方へ被差分、寺社方并御薬園方・御製薬方・織屋方へ被相下、御貸付被仰付年々利銀取図、向々ヨリ御趣法方へ差出、外御内用金同様右之名目ヲ以御買物方蔵へ本立被仰付、窮士之内心懸宜敷又ハ不時之災難等有之実ニ難捨置者共へ御取救被成下候条、其時々吟味之形行得差図、金子之儀ハ、大番頭・御小姓与番頭ヨリ名前并金員数横折帳へ書

記被申出候ハ、御趣法方免印ニテ物奉行手形ヲ以御藏弘出相渡候様被仰付候、

右者翦士御救筋之儀、尚又篤ト取シラベ可申出旨御沙汰被為

在、大番頭・御小姓与番頭ヨリ段々ケ条書ヲ以取シラハ被申出趣有之、達

貴聞候処、都テ其通二者不被仰付、先此涯右之通御高并御金被差分、前条之通被仰付候旨被

仰出候、当時御改革中右通過分之米金翦士御救之為ニ御宛行被仰付候儀、誠ニ以不容易

御仁恵之御事候条、屹ト其詮相立、往々御用立士風致振起候様被仰付候、右之通被仰付候条、如例可被

仰渡旨御差図ニテ候、以上、
酉七月廿七日 島津主殿

御勝手方

四日 晴、

暁七ツ前ヨリ起、徳熊熱氣去兼致苦痛候間致看病候、四ツ前出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、升形明後日出

立ニ付参候テ何歎御世話申度相考候得共、右通之事故不得参候、昼玄裕殿被来候、矢張同変余リ不相勝

候、夜八ツ前臥候得共度々起出、夜起同前也、

五日 晴、夜入雨、

暁七ツ時起徳熊看病、五ツ過升形、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、直ニ看病、片手書籍取調共イタシ候、暮ヨリ徳熊ヲ拙者抱キ候テ、おたね御暇乞ニ参ラレ候、

四ツ帰ラル、夫迄之間拙者抱キ通シ、四ツ半時分ヨリ八ツ時迄書籍取調イタシ候テ臥候事、

六日 晴、

暁大鐘起、五ツ時ヨリ升形へ参候、(島津久包)登殿今日出立ニ付テ也、四ツ打切出立賑々敷候、拙者ニハ水上迄ハ

参賦之処、徳熊先日ヨリ不快故今日モ漸升形迄参候テ八ツ時ハ帰宅、徳熊モ今日ヨリ少々快候、玄裕殿

毎日々被来候、夜入八ツ時迄昨夜同断取調物有之候事、

○ 真米三百式石四斗先

但、石二付拾四貫三百四拾八文ツ、

右者御当地米相場格別高料ニ相成、諸人及難儀候由被

聞召上、分而

御内沙汰之趣モ被為

在候ニ付、夫々直成相定致買売融通相成候様申渡置候処、至当分市中売米無多事、軽キ者共及難儀候由相聞得以外之事ニ候、依之出物藏・常平倉・御囲米之内、右之通米屋職之者共日数式拾日延上納ニ而申請被仰付候条、諸色方掛横目ヨリ無親疎石数配渡、一同融通相成候様可取計候、

右通御藏米迄モ申請、被仰付候御趣意厚ク汲受、給地米之儀モ追々皆済之時節相成候付、飯料等之分残置、余分ハ先達申渡置候直成通ヲ以速ニ売払、難有御趣意之詮相立候様屹ト可心掛候、若哉米屋職之者共利欲ニ迷ヒ、以来不融通之儀共有之候テハ別テ不届之至、右ニ付テハ見聞ヲモ掛置候ニ付、乍此上心得違万一モ諸人之難儀ヲモ不顧高料ニ致売買候聞得

モ候ハ、糺方之上屹ト可及沙汰候、此旨支配中へ申渡、奥掛・表方へモ可相達候、

但、代銀之儀ハ諸色方掛横目ヨリ取揃、御趣法方へ致上納候様申付候、

十一月

(喜入久高)
撰津

七日 晴、

朝六ツ時起、五ツ過升形へ一刻參候テ出勤、八ツ後退出、夫ヨリ写本、暮伊勢平右衛門殿入来、四ツ過被帰、九ツ時臥候事、右御通達今晚參候テ其時書留置候、二ノ丸御修甫ニ付、今日ヨリ御門通融被差留候御通達モ来候、

一八ツ後地頭所内之浦横目吉井三次郎・与頭相良治右衛門、拙者此節当番頭へ御役替之為祝儀来候、

八日 晴、

晝大鐘ヨリ起写本、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、暮ヨリ父上様御方へ御寢酒之為御相手罷出候、七ツ時分一刻市見物ニモ參候、徳熊病キ今日ハ熱氣モ薄ク相

成快方二候、夜九ツ時分臥候事、

十二日来候様吹聴有之、

九日 雨夜前ヨリ降出候、

十一日 小雨降、

朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、
七ツ前美代藤兵衛殿被来候、家来之名越喜兵衛事ニ
就テ也、名越祐右衛門・宮之原善右衛門ニモ一刻ツ、
来候、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、大鐘比ヨリ菱刈家葬式ニ
付參、又見立モ遣候、暮前ヨリ花岡モ葬式ニ付參候
テ南林寺葬場迄參候、宗旨ハ天台宗ニテ葬方有之候、
菱刈家モ南林寺ニテ候、夜五ツ過帰宅、夫ヨリ 父
上様御方へ罷出候、四ツ過御暇、無程臥候事、

十日 晴、

暁六ツ前ヨリ起、五ツ半時分折田平八殿へ一刻參候

一 永吉お弥殿今日平産被致候段吹聴有之候、男女之間
不相知候、

テ直ニ出、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、又市見物ニ參
候、無程帰宅、夫ヨリ馬ニ乗候事、夕方辻元新兵衛
来、夜四ツ時分帰候、無程臥候事、

一 竹下清右衛門殿へ短筒之腰差・皮袋其外右へ相付ハ
トロン入ナト集成館ニテ出来方相頼置候処、近々長
崎表へ被差越筈之由ニテ、岩下新之丞殿・田尻善左
衛門殿へ相頼置候段、書状被遣候事、

一 北郷作左衛門殿今日当番頭ヨリ御用人兼務ニテ江戸

詰被仰付候、（頭注）伊地知龍右衛門御軍賦役伊地知龍右衛門殿事、先日助教被仰付

置候処、今日御軍賦役ニテ助教兼務被仰付候、

十二日 雨終日降、

花岡お■殿今日死去之為知、菱刈伴左衛門殿死去之
吹聴有之、双方共明晩葬式、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、退出掛権五郎殿へ立寄、
造士館主税入居候旅へモ同断、島津織之介へモ一刻

一 梅田家今般養子被召呼候ニ付祝咄旁申渡候間、明後

參候、当番頭詰衆中鏡智流稽古始方ニ付テ道具作方

等之儀相談有之、七ツ時ヨリ梅田家へ參候、今般野村彦兵衛殿二男養子被召呼候ニ付内祝ヒトノ事ニ候、養子ハ当年十四歳ニテ至テ神妙ニ相見得候、夜五ツ時分帰宅、四ツ過臥候事、

○ 上書之儀九月之仰出写

上書之儀

(寄極) 順聖院様御代被仰渡置候得共、尚亦以来御為ヲ存シ、何事ニヨラス致言上度面々ハ致封書御側役へ相付可差出、右者上下之情意通達之思召ニテ被 仰付候間、
龜忽之儀無之実意ヲ以及言上候様士以上之面々へ可相達旨被

仰出候条、此旨向々へ不洩様早々可致通達候、

九月

(川上久封)

筑後

(喜入久高)

摂津

(川上久運)

但馬

(島津久包)

登

御改革御年限当酉年迄ニ候得共、来ル戌年ヨリ来ル寅年迄五ヶ年限嵩被仰付候旨
御沙汰被為

在候、此旨向々へ不洩様可致通達候、

十一月

撰津

十三日 晴、

朝六ツ前起、四ツ前出勤、八ツ後退出、町田藤八殿同道ニテ誘引八ツ半時分市見物ニ參候、カンナン縁頭求候、カンシクゴメ 鏝同断、内膳殿・市田隼人殿・隈元直次郎殿・町田八之進殿被来候、隼人殿ニハ明日一日御座頼之事ニ付テ也、暮前ヨリ 父上様御方へ罷出、五ツ過御暇、四ツ過臥候事、今日ハ父上様拙者方へ三度御出之事、徳熊最早余程宜敷相成候、

○ 江戸落書

東なる小梅の里に住るもの、こと葉の花

一九州 乱ノ萌アツテ乱ノ形ナシ、マサニ乱レント

ス、殺氣盛、

○ 御改革御年限嵩

一 薩摩 上下一同ヨシ、無事ヲハカル世評ト殊ナリ

乱ヲカモサス、

一 阿州

君臣和ス、シカシ君公スコシ奢ヲハシム、

一 中国 無事

一 秋田 慷慨、

藩士慷慨、

一 小倉 文武共ニ世話出来ル内ニ文弱、

一 米沢 君侯上手物、藩士慷慨、

君侯上手物、藩士慷慨、

一 四国 九州ニ類ス、

一 土州 武事盛、但聚斂ノ臣多シ、

武事盛、但聚斂ノ臣多シ、

一 筑前 奸臣三四アレトモ上下大ニヨシ、

一 庄内 一藩水戸信仰、

一藩水戸信仰、

一 東国 交易ヲヨロコフ諸侯多シ、

一 宇和島 君公ヨシ、但君臣合体ス、

君公ヨシ、但君臣合体ス、

一 姫路 文武共ニナシ、

一 松代 武盛ノヨシ、

武盛ノヨシ、

一 北国 慷慨ノ氣イサ、カ含ス、

一 ヨイ松山 君臣質朴、

君臣質朴、

一〇 (都カ) 世話ニ文国ト云口伝、

一 土浦 水戸信仰、

水戸信仰、

一 肥前 只一ケノ利ヲ勤ム、

一 高松 富藩、惰弱、

富藩、惰弱、

一 因州 君臣大ニヨシ、家中ヨシ、

一 川越 君臣ノ間大ニヨシ、政事ヨシ、

君臣ノ間大ニヨシ、政事ヨシ、

一 久留米 質朴ニシテ武事盛、

一 水戸 文アツテ武ナキモナシ、武アツテ文ナキモ

文アツテ武ナキモナシ、武アツテ文ナキモ

一 備前 因州之マネヲスル、政事ヨロシカラス、

一 加賀 可モナク不可モナシ、

可モナク不可モナシ、

一 柳川 君臣ヨシ、但困窮ニシテ悪政之沙汰アリ、

一 仙台 君公英主、藩士怠惰、

君公英主、藩士怠惰、

一 広島 怠惰

一 越前 文武全備、

文武全備、

一 肥後 当君英雄、藩士文弱、慷慨ノ士ヨツテ起ル、

一 会津 文武盛、

文武盛、

一 長州 家ニ流ニナル、和洋炮ノ論アリ、

一 尾張 当君公驕奢、家中怠惰、遊興フケル、

当君公驕奢、家中怠惰、遊興フケル、

一 雲州 富藩、文モナク、武モナク、茶ノミヲ愛ス、

一 尾張 当君公驕奢、家中怠惰、遊興フケル、

当君公驕奢、家中怠惰、遊興フケル、

一津 君公ヌカタスキト云、藩士利ヲ事トス、

一彦根 富藩、文武共ニナシ、茶事・猿楽ヲヨクス、

利ヲ好ム、

一紀州 藩威ヲ振フト、用金ヲ取ルコトヲ務トス、

一弘前 君公ヨシ、

右重胤トイフ倭学認候ヨシ、

○ 関西有志之者廻書之由

墨夷入港以來深ク被為惱

叡慮、伊勢神宮ヲ奉初諸神社へ奉幣等

厚被為在、誠ニ安政五年之春者畏茂一七日之間石清

水等江被為籠御祈誓候得共、時未ダ至ラスシテ京師・

関東之奸臣之為ニ誠忠無ニ之御方々御幽閉・御落飾・

御隠居等之大変事ニヲヨヒ、夫ノミナラス此度開闢

以來無例之姫宮様御縁組御下向之事迄ニ至リ、

叡慮之趣一トシテ奉運敷達候事無之、依之今年ニ限り

無此上至極之御重礼本ノマタル新嘗会ニスラ出

御不被為在候辺深ク

逆鱗被遊候由伝承仕候、其根元者外夷ニ出テ悉皆京

師・関東之奸臣之所為也、アワレ

皇国ニ生レテ人心有志、誰カ憤激切齒セサランヤ、

然ルニ当時有名之大諸侯者各其本国ニ引取、天下之

形勢ヲ傍見イタサレ候ハ深慮有之候ノミ之事ト存候

得共、右無上至極之御重礼ニ出

御不被為遊候辺深

逆鱗被遊候由伝承仕候而者片時モ猶予之時無之、微々

之賤士ニ候得共、国家之為抛身命、京師・関東之奸

臣ヲ誅シ外夷ヲ千里之遠キニ退ケ、上ハ奉休

(震カ)震襟、下ハ万民之患苦ヲ救ハント欲ス、アワレ天下有

志之人々不日ニ尊

王攘夷之旗ヲ揚候節者、国ノ為君ノ為合力同心シテ三

百年之以小恩三千余年之大恩ヲ忘ル、事ナク、猶予

不狐疑シテ速ニ可給出張候、以上、

関西有志之者謹而志

申十二月

皇国誠忠士中

○ 国のため君のミためとつくし湯

○ つくす心ハ神ぞしるらん
西東益良健男のおこりたち

戒夷してねし討ん時はや
本ッマ

○ わかれゐて筑紫吾妻とへたて、も

共に守らん宝祖を

以廻状者京師之書生吉田復太郎所持、其本何方

ヨリ出候哉相分兼候得共、長州書生ヨリ借受候

趣復太郎聞候、

一文久元酉年

○ 稲葉様へ御預相成候金子孫次郎（教孝）自詠ノ由ニテ及承候

事、

いたつらにちる桜とやいひなまし

花の心を人はしらすて

右ハ、過シ三日ニ討死候モノヲ弔ヒテト申事ニ御座

候、

言に出ていわぬまことハ殊更に

我心にそお本ッマ思はる、おもひし
らる、歎

右者稲葉様御預人へ相尋候ニハ、此程爪印モ相濟候

得者落着ト申義ニ可有御座候、如何哉ト其御相心得
不申候由、及答候所、孫次郎殊之外御預人之不言所

ヲ感心シテヨメル由、

故郷の人にも告んよしも哉

稲葉の露の深きめくミを

右ハ御預人へ今朝挨拶トシテ与ヨシ、

赤心報国

今更にい、甲斐もなき日の本の

あたと成にし異国船

身を捨て君へさゝくる勝男かな

杉山弥一郎

右之通、西之内ノ紙へ認め握り居候テ刑ヲ受ル故

血ノ染有之、

○ 一右同年八月十四日

御座之間

内藤（信親）紀伊守

昨年以來御仕置之儀、不容易一件之所彼是心配取扱
候ニ付、御懇之蒙

上意御手自御鞍鏡被下之、

文久元酉八月当世流行ノもの輪尽し

- 出来そふで
出来なないものハ
- 一 弱いものハ
林の学文
返寿の浄留理
御老中
かなきん
- 一 大二御苦勞な
ものハ
西丸下り下り殿
夏の自身番
- 一 強いものハ
すたらな
いものハ
此節つまら
ないものハ
なさそふて
あるものハ
- 一 尻ハないものハ
横浜の内証交易
小石川の旦那
茶店の新造
- 一 馬鹿なものハ
橋々の明店
法花の連中
田安の後見
中川の番所
- 一 役にた、ない
ものは
富士講に
御取立の役人
- 一 よく登るものハ
富士講に
御使番の留守詰
夜たかの亭主
中年僧之髪
二本さし
- 一 直の下た
ものハ
炎天の調練に
淡島の灸
- 一 あつちいものハ
諸向御達し
講武所の芸術
御殿山の普請
仮宅の造作
- 一 表裏のものハ
御殿山の普請
仮宅の造作
- 一 益もない
ものハ

- 一 こわそふで
こわくないものハ
- 一 下をいしめる
ものは
おかしな
ものは
- 一 退屈なものハ
ちいさく成た
ものハ
- 一 強そふで
弱いものハ
- 一 難儀のものハ
役に立そふて
立たないものハ
すたれた
ものハ
- 海手の大筒
芝居の化物
番頭の組江小言
辻番の親父
渡船の穿鑿
稲葉の奉行
御台場の固め
末の御商人
讃岐の隠居
やき豆腐
御用出役に
アメリカゴロウ
宿守の御固め
下人の生国
雷除のくさり
見付の役人
屋つちよる
四品の祖父さん

十四日 晴、

朝六ツ起、五ツ時ヨリ花舜軒御墓参詣、夫ヨリ直ニ
出勤、八ツ後退出、夫ヨリタシタトフ屋敷へ参候、
今朝ヨリカライモ取有之、八ツ後ヨリ参候、町田藤
八殿モ七ツ過ヨリ被来候、暮帰宅候得者内膳殿書状
来居候、一見候得者郷十郎不相付暇イタシ帰候ト、
甚威張居候テ仕様無之候間来呉候様ト之事ニテ参候、
四ツ過帰宅、無程臥候事、郷十郎当年十二歳ナリ、

十五日 雨、

朝六ツ前起、河俣仲次郎殿元服被相頼候ニ付受合置候処、五ツ時家村与兵衛殿同道ニテ被来、直ニ理髮イタサレ候、元服相済盃共イタシ、肴料金子百疋ト扇子一箱遣候、彼方ヨリ兩種ト青差壺貫文、右之内家鴨壺羽有之、口上書ニ歌アリ、

善き事をかさねくゝて仰らん

鯛にかさぬる鶴の毛衣

元服相済、河俣氏宅へ是非来呉候様ニト之事ニテ参候、盃取替シ吸物モ二ツ出飯出候、仲太夫殿ニハ先日北御門辺ニテ一寸イタシ倒レラレ候由ニテ足元不自由、小座へ引入居ラレ候、然レトモ拙者ニハ両度参候テ面会イタシ候、五ツ半時分帰宅、直ニ出殿、八ツ後退出、夫ヨリ終日在宿、大鐘比平佐納殿太兵衛明日帰ル之由ニテ来候ニ付酒共為吞候、夕ヨリ 父上様御出酒共被召上、五ツ時分御臥候事、平左衛門暮ヨリ来、四ツ時分帰宅候、無程臥候事、

十六日

朝六ツ起、今朝貴島新左衛門殿・島津内記様御入来

候、四ツ八ツ出勤、帰宅、無程 父上様前へ御出ニ付付添罷出候テ、 母上様ニモ御出故頼上、夫ヨリ島津織之介殿所へ鎗術稽古ニ参候、同席其外詰衆打込十人計出席有之候、暮帰参掛梅田家へモ一刻先日之礼ニ参候、暮帰候得者

父上様御寢酒召上リ之処ニテ直ニ御サシ被下候間、

夫ヨリ四ツ過迄罷出居候、夜六ツ半時分ヨリ前おも

ら様御出、九ツ時分臥候事、

十七日 雨、

朝六ツ起、四ツ時出勤掛おつやとのへ一刻立寄出勤、八ツ後退出、夕方市見物、夫ヨリ吉国杜吉へ一刻立寄、暮帰宅、暮過ヨリ 父上様御方へ罷出御寢酒御相手、五ツ半御暇、夫ヨリ書見イタシ、四ツ半時分臥候事、

十八日 雨、

曉大鐘起書見イタシ、六ツ時ヨリ毎之通掃除・髮結、

夫ヨリ大龍寺馬場ニテ馬乗イタシ、五ツ前帰宅、四ツ前出勤、八ツ後退出ヨリ島織殿所へ参候、同席并詰衆之鎗術同門中之集ニテ候、今日ヨリ隔日ニ稽古

有之筈ニ談合有之、大鐘比雨小降ニ相成、雨之溜リハ相除ケ候テ表稽古有之候、一六之式日ハ是迄之通ニテ談合人数中欠席無之様談合有之、無届ニテ出席無之方ハ又之会人身入迫シ、又三度出席無之方ハ右同断相究、病氣ハ届サヘ有之候得者何度出席無之候共不及其儀ト之事也、暮稽古相濟、市成へ同席同道ニテ素読式夜ニ参候、史記読方有之、四ツ半帰宅、大雨降ニテ帰ニハ床水出ル、帰ニハ右近殿・内匠・兵十郎殿同道、夫ヨリ九ツ半時分迄素読イタシ臥候事、

右近殿へ参候テ四ツ過帰宅、九ツ過迄二十一史略一見ニテ臥候事、

二十日

曉七ツ時ヨリ起、二十一史略并小学之善行一見イタシ、四ツ時出勤、八ツ後退出ヨリ田尻種彦務殿・桂久忠右衛門殿へ先日見廻之礼ニ参候、夫ヨリ演武館へ参鎗術稽古ニテ暮帰宅、山吹之間人数中拾四五人出席有之、外ヨリハ相良佐平太殿・日高軍次郎殿ニテ候、夜四ツ過比臥候事、

一今日内用頼御用ニテ左之通承知、御一門方二男以下并四家・大身分・寄合・寄合並二男以下末子迄

可被罷出事、

右、来ル廿三日四ツ時於外御庭馬術被遊 御視候間

十九日 晴、

曉大鐘前ヨリ二十一史略一見、六ツ時分ヨリ毎之通掃除、五ツ過安田喜藤太殿被来、同刻町田殿へ一刻

但、自馬為牽可被罷出候、

参候テ出勤、八ツ後退出、無程島津右近殿へ参候、

別紙之通被仰渡候間可被得其意候、左候テ、病氣等

島津良馬殿モ退出ヨリ被参居、同道ニテ市見物、又

之人ハ書付ヲ以可被申出候、

十一月廿日

大身分触役所

右罷出候刻限・控所・着服等之儀承合候処左之通、

一朝五ツ時罷出候事

一着服平服上下之事

一控所御台所内

一銘々名札可差出事

一明後廿三日四ツ時寄合並以上二男・三男・末子迄被

遊

御視候間、外御庭御馬場へ可罷出候、

二十一日 昼ヨリ雨、

曉七ツ過起、六ツ時迄書見、六ツヨリ祇園洲台場内

山田直左衛門殿へ馬乗行候テ乗貫候、五ツ前帰掛吉

国壮吉江一刻參候、四ツ前出勤、八ツ後退出、直ニ

帰宅、無程美代藤兵衛殿一刻入來候、又吉壮參候テ

講義承候、七ツ半時分ヨリ義岡八次郎殿・山田直左

衛門殿被來候、明後馬乘方御呼出シ有之候ニ付、何

歎不都合之儀共無之様尋問之儀共段々有之、緩々相

嘶候、美代氏へ亭主振相頼候、夜入五ツ過比各被帰、

七左衛門妻へ料理方共相頼候ニ付招呼、母上様其外

打寄酒吞共有之、父上様ニハ先刻被召上御臥居遊

シ候、各四ツ過比御引取、夫ヨリ拙者ニハ書見共イ

タシ、九ツ時臥候事、

二十二日 晴、

曉七ツ過ヨリ起書見、六ツ時ヨリ毎之通り掃除、四

ツ時出勤、八ツ後退出ヨリ演武館へ鎗術稽古、当番

頭詰衆中出席也、七ツ時帰宅、直ニ市見物ニ一刻參

候、夫ヨリ馬ニ乗候、主税同断、明日ハ外御庭ニテ

乗馬

御覽ニ付、先今晚ハ四ツ過早ク臥候事、

二十三日 快晴、

朝六ツ前起、六ツ半過上之馬場主税・拙者馬ニ乗候、

五ツ時ヨリ外御庭之様罷出候、主税同断、小豆之餅

飯ト煮染被下候、〔頭注〕外御庭ニ於テ馬乗 御覽四ツ過御馬見所へ

御出被為

在

御上覽初り、七ツ過相濟、島津壬生・島津主殿兩人
之馬

御望被為

在被乘候、壬生殿馬余程能走候、跡ニテ川上十郎左
衛門市来栗毛之子

御馬外ニ一疋ヨソ馬之由被乘候、又壹疋余人被乘候
テ相濟、七ツ半時分帰宅、一刻市見物、暮前ヨリ主
税同道ニテ主税ニハ寮へ參、拙者權五郎殿所當番頭
中之式夜ニテ參候、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

二十四日 快晴、桜島嶽薄雪見ユル、

曉大鐘過起書見、六ツ時ヨリ毎之通掃除、四ツ八ツ
出勤、今朝出勤掛伊藤六郎右衛門殿へ一刻、河野八
郎左衛門殿へモ同断立寄候、八ツ後退出ヨリ梅田治
短先生之十七回忌法事昨日申来居候得共、御呼出ニ
テ不得參候ニ付、今日官香五把持參ニテ仏前參詣イ
タシ候、夫ヨリ町田家へモ悔ニ參候、先日監物殿姉
様死去ニ付テ也、夫ヨリ島津織之介殿所鎗稽古ニ出
席、大鐘ヨリ二階堂源太夫殿嫡孫宮參祝ニ參候、新

納次郎四郎殿・島津矢柄其外兩三輩被參居候、夜四
ツ時帰宅、無程臥候事、

二十五日 晴、

曉大鐘前ヨリ起書見、四ツ八ツ出勤、退出ヨリ島津
良馬殿・島津右近殿同道ニテ拙宅へ參、夫ヨリ市見
物、島津兵十郎殿ニモ被来、各四ツ時分被帰、無程
臥候事、

カンナン鍔縁頭并ヤシウ細工提物・折焚柴ノ記六冊
相求候事、

二十六日 暮前ヨリ小雨、

曉大鐘前起、島津良馬殿へ書状遣候、昨夜腹痛ニテ
被帰候ニ付、如何有之候哉ト世話ニ存候、左右聞且
明日ハ未不快ニ候ハ、無遠慮被致加養度申遣候処、
最早快候間、明日モ出 殿、面会之上ニ一礼可申述ト
返答有之候、遠方之事情間、丁度六ツ時分ニ參付時
分曉ヨリ起シ遣シ候処、時間違ニテ大鐘ハ菱刈家下
ヨリ聞候由ニテ、良馬殿所迄モ未夜明内早ク參付候

- 由、拙者ニハ書状差出候ト、夫ヨリ書見ニテ六ツ時ヨリ掃除、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ前ヨリ野屋シキハ参候、用頼美代藤兵衛殿・福留平左衛門参候、野屋敷内之事ニ付、段々吟味トモイタシ候、暮帰宅、夫ヨリ 父上様御方へ罷出御寢酒御相手、五ツ半時分御暇、四ツ時臥候事、
- 二十七日 朝小雨後晴、朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、退出ヨリ直ニ帰宅、伊藤彦介殿一刻入来、暫被相嘶被帰候テ暮迄書見、暮ヨリ 父上様御方へ罷出御寢酒御相手、五ツ時分御暇、夜四ツ過迄書見イタシ臥候事、
- 文秀堂へ此節下シ候書籍目録大略
- 一六国史 一 皇朝史略前後
 - 一日本外史 一 国史参論
 - 一標注令義解 一 令義解
 - 一古訓古事記 一 鼈頭古事記
 - 一貞觀政要 一 日本政記
- 一政談
 - 一草第危言
 - 一明鑑易知録
 - 一伊洛渊源録
 - 一曆史綱鑑
 - 一八大家読本
 - 一保建打聞
 - 一右日平山子龍著
 - 一十八史略
 - 一出定笑語
 - 一七書俚諺抄
 - 一孫子国字解
 - 一新策
 - 一通語
 - 一名臣言行録
 - 一西山遺事写本
 - 一学的
 - 一四書松陽講義
 - 一韓非子解話
 - 一玉多寿喜
 - 一網鑑易知録
 - 一經濟録
 - 一史記評林
 - 一左伝校本
 - 一唐鑑音注
 - 一紀効新書相馬蔵
 - 一刪定紀効新書撮解
 - 一山陽詩集
 - 一七書直解
 - 一七書正義
 - 一新論
 - 一通義
 - 一常山紀談
 - 一洗心洞筍記
 - 一隔靴論
 - 一四書輯疏
 - 一求嘉八面鉞

二十八日 晴、霜降、

暁大鐘前ヨリ起書見、四ツ八ツ出勤、退出ヨリ島津織之介殿へ参候テ鎗術稽古、暮ヨリ市成へ当番頭詰衆中同道、史記素読式夜ニテ九ツ時帰候、八ツ時臥候事、

二十九日 晴、霜降、初テ薄氷、桜島薄雪アリ、

暁六ツ前ヨリ起、書見・掃除等毎之通、五ツ過加藤家へ参候、去ル廿六日先生七年忌法事ニテ菓子来候得共、未仏参イタサス候ニ付、官香五把持参ニテ参詣イタシ候テ出勤、八ツ後退出、帰掛平佐へモ一刻参候テ帰宅、直ニ重富屋敷御法事ニ罷出候、暮帰宅、直ニ父上様御方御寢酒御相手、五ツ半時分御暇、夫ヨリ九ツ時迄書見イタシ臥候事、

十二月第四

朔日 晴、霜降、桜島薄雪アリ、

暁大鐘前ヨリ書見、六ツ時ヨリ毎之通掃除、今日ハ

泊番ニテ隙ニ候間、座内取集共イタシ且居間少々住居替共イタシ候、夕ヨリ泊番ニ出

殿、夕詰新納内匠殿へ代合候、四ツ過臥候事、

一今日者元服 御目見等多人数有之、佐志ニ男殿御目

見ニ付来候様申来、山岡家嫡子殿同断申来、川田家

嫡子殿へ比志島家ヨリ縁与并ニ男殿 御目見ニ付同

断申来、北郷数馬殿嫡子髮置并舍弟 御目見ニ付同

断申来候、

二日 快晴、霜降、桜島薄雪見ユル、

朝六ツ起、六ツ半時分内匠殿朝出ニ出

殿イタシクレラレ候間、無程御暇イタシ、今日モ座

内取集共イタシ、七ツ時ヨリ織之介殿所鎗術稽古ニ

参候、久々ニ今日ハ川上東馬殿ト仕相イタシ暮ニ帰

候、夫ヨリ 父上様御方へ罷出御寢酒御相手、五ツ

半時分御臥シ遊シ候ニ付御暇イタシ、夫ヨリ書見イ

タシ四ツ半時分臥候事、

三日 快晴後雨、

暁六ツ前起、直ニ掃除毎之通、今日ハ当番ニテ九ツ半時分出 殿、夕詰新納内匠殿七ツ前被出代合、夫ヨリ市成へ同席中詰衆中打込、今日ヨリ三之日式日ニ素読有之、先達式夜ニテ読掛リ之史記ニテ孟申君之所ヨリ有之、是迄之式夜取止之筈、暮帰宅、夫レヨリ

父上様御方へ罷出、五ツ半時分御暇、四ツ半時分マテ書見イタシ臥候事、

四日 快晴、霜降、桜島雪、

朝六ツ起、掃除居間ヨリ書院内玄喚迄惣テ、今日ハ夕詰ニテ七ツ前出勤、当番島仁殿へ代合候、泊番平靱殿へ代合、暮前帰宅、夫ヨリ

父上様御方へ罷出四ツ時御暇、主税ニモ夕方旅ヨリ帰居、四ツ時又彼方へ参候、

五日 快晴、大霜降、薄氷、桜島雪アリ、

朝六ツ前起書見、掃除居間ヨリ玄喚迄毎之通、四ツ時出勤、四ツ半退出、直ニ帰宅、父上様御居間御小

襖張イタシ候、暮ヨリ 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、五ツ半時分御暇、夫ヨリ九ツ時迄書見イタシ臥候事、今朝隈元直次郎殿馬カリニ被来候、差支無之遣シ候、

六日 晴、薄霜降、

暁大鐘前ヨリ起書見、六ツ時ヨリ掃除毎之通、四ツ前ヨリ造士館詰ニ参候、主税入候旅へモ一刻参候、八ツ時ヨリ島織之介殿へ参候、今日ハ面ク、リニテ候、然レトモ稽古ハ有之候、鬪取ニテ入身入有之候処、相良佐平太殿拙者鬪ニ取当リ入候、夜入五ツ前帰宅、夫ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ前御暇、四ツ半時分臥候事、

七日 晴、霜降、

暁六ツ前起、六ツ時ヨリ毎之通掃除、外ニ書院迄モ同断、四ツ前出 殿、八ツ前退出、直ニ帰宅、八ツ半田原氏・内膳殿・内記様へ参候得共、何レモ留主故七ツ過帰宅、夫ヨリ先日求候史記ニ目印書共イタ

シ、暮ヨリ 父上様御方へ罷出候、今日徳熊誕生日
ニテ候間、盃取替シドモイタシ候、五ツ半御暇、今
夜早ク四ツ前ハ臥候事、

八日 晴、大霜、

朝六ツ起、掃除毎之通、出勤掛前之内記様へ一刻罷
出候、夫ヨリ講堂詰前ニテ出候而講釈相濟

御殿へ用事有之參、八ツ退出ヨリ又前へ立寄候、用
事有之候ニ付テ也、

御殿ニテ島壬生・肝付兵部殿杯へ面談共イタシ候也、
無程帰宅、七ツ時分直次郎殿被来、無程被帰候、夫

ヨリ屋敷内廻リ板藏差掛普請拝見候、先日ヨリ仁太
郎来居候、夫ヨリ庭之木少々摘、夫ヨリ 父上様御

方御小襖張方共イタシ、暮ヨリ 父上様御方へ罷出
御寝酒御相手毎之通、五ツ半時分御暇、四ツ半時分

臥候事、

九日 晴、霜降、

朝六ツ起、掃除毎之通、四ツ前出勤、八ツ後退出、

直ニ帰宅、夫ヨリ 父上様御方御小襖上張イタシ、
相濟障子張紙六帖并半切一折次方イタシ、暮ヨリ父
上様御方毎之通、四ツ前御暇、四ツ過臥候事、

十日 快晴、霜降、

朝六ツ起、掃除毎之通ヨリ外ニ書院掃除、四ツ前ヨ
リ講堂詰前ニテ參、講釈濟ヨリ仁礼小平太殿同道ニ

テ島津織之介殿へ參候、四ツ時ヨリ鐘稽古企有之候
ニ付テ也、暮帰宅、夫ヨリ 父上様御方毎之通罷出、
四ツ時分御暇、無程臥候事、

十一日 晴、霜大ニ白、

朝六ツ起、朝出ニテ日出出勤、夜前之泊市田隼人殿

へ代合候、四ツ過御暇、帰掛平佐へ一刻立寄、無程
帰宅、終日書見、八ツ後町田図書殿被来候、暮ヨリ

父上様御方へ罷出、おむら様御出、四ツ時分御帰、
同刻拙者ニモ御暇、無程臥候事、

家老中江

○(頭注)軍制之儀ニ付仰出
軍制治定之儀ハ国家之大事ニ而、

(音剛)
金剛(定)院様・

(音彬)
順聖院様御深意被為

在、

御三代様之旧制ニ基キ和漢蘭之法ヲ折衷シ、此度規
格被召居候得共、時世人情ニ応シ變革不致候テ不相

叶場モ可有之、尤、方今之世態別而之急務ト深令心

配候間、各中ハ勿論、役人諸士一同存寄之趣急々可

申出旨可相達候事、

十二月

右之通、

御書取ヲ以テ被

仰出、恐ナガラ御尤之御事ニ候条、

御深慮之趣謹テ被奉承知、各篤ト勘考、存寄之儀ハ

封書ヲ以我々方ヘ可被差出候、此旨早々向々ヘ可致

通達候、

十二月

(川上入封)
筑後
(川上入進)
但馬

十二日 氷、桜島半雪、

朝六ツ起、今日者御座相頼書見、七ツ時ヨリ新納内

匠殿所へ参候、今日昼者史記素読、夜入会読、島兵

十郎殿講義イタサレ候、四ツ時分帰候、九ツ時臥候

事、

十三日 氷、誠之薄雪屋上迄少シ積ル、

暁六ツ前起、毎之通掃除、今日者 御座相頼候テ煤

取ドモイタシ候、拙者ニハ書見イタシ候、八ツ半時

分ヨリ島津藏人殿所式日ニテ参候、暮帰候、昼田原

直助殿被来候、

十四日 桜島雪積、今朝屋内之丹荷水、

朝六ツヨリ掃除毎之通、昼内膳殿被来、七ツ時ヨリ

織之助殿へ参候、昼吉利家へ参、(頭注)山吹之前人数義臣伝統ニ山吹間人数之義臣

伝説圖取ニテ人数ヲ二ツ二分、座ヲ二間ニシテ読状

迄モ不残読候テ七ツ過相済、尤、書物モ二通り也、

相済ミ直ニ帰宅、臥候事、

十五日 大霜、

朝毎之通掃除、四ツ八ツ出勤、退出ヨリ直ニ永吉元服・初テ之 御目見祝ニ参候、夜入四ツ時分帰宅ナリ、

十六日 タヨリ雨、

朝六ツ前起、朝出ニテ日出前出勤、泊リ明市田隼人殿相勤候、四ツ過御暇、七ツヨリ用事有之、町田内^(久憲)膳殿へ一刻参、直ニ島織之助殿へ参候、鎗術表トモイタシ、暮帰掛平佐へ参候、夜四ツ半時分帰、九ツ半時分迄書見イタシ臥候事、

十七日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時分出勤、九ツ前ヨリ島織之助殿へ参、暮迄昨日同断、直ニ帰宅、父上様へ罷出御寝酒御相手毎之通、父上様五ツ半御臥遊シ候ニ付御暇、九ツ時分迄書見イタシ臥候事、

十八日 間々小雨、

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ書見共イタシ、今日ハ夕詰故八ツ半時分出 殿、当番伊集院静馬殿へ代合相勤候、泊島左膳殿へ代合、御暇、暮過ヨリ父上様御方毎之通、四ツ前御暇、無程臥候事、

十九日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、今日ハ四ツ過ヨリ武二階堂家屋敷へ鐘稽古人数中参候テ、相良左平太殿・日高軍次郎殿へ先日ヨリ面作相頼候テ成就相成候礼申答候間可参旨島右近殿ヨリ申来、且御座之儀宜様取計置可申候間、直ニ参候テ宜卜之事候ニ付、四ツ過直様彼之屋敷之様参、夜入五ツ半時分帰宅候事、

二十日 晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、夫ヨリ書見、暮ヨリ父上様御方へ罷出、四ツ時分御暇、無程臥候事、

二十一日 曇、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時出勤、八ツ前御暇、
掃宅、庭ソダケ共イタシ候、暮ヨリ父上様御方毎之
通罷出、四ツ前御暇、無程臥候事、

二十二日 晴、

朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ後退出ヨリ直ニ島織之
助殿へ参候テ鑓術稽古、暮ニ帰候而、直ニ町内膳殿^(久慈)
へ参、夜四ツ半時分帰候事、

二十三日 雨、

朝六ツ起、四ツ時出勤、四ツ半御暇、晝刺参候ニ付
諸下地且庭ソダケ、暮過ヨリ父上様御方へ罷出、御
寝酒御相手毎之通、四ツ時御暇、無程臥候事、

二十四日 晴、

朝六ツ起、屋内并庭掃除共イタシ候、四ツ時出勤、
八ツ前掃宅、七ツ時ヨリ島津織之助殿へ参候テ鑓稽
古也、暮過掃宅、直ニ父上様御方毎之通、五ツ半
父上様御臥シ遊シ候ニ付御暇、四ツ半時分臥候事、

二十五日 晴、

朝六ツ起、座内掃除毎之通、今日ハ山吹之間稽古人
数中四ツ時ヨリ稽古有之筈ニテ、今日者稽古日ニモ
無之候得共、拙者ニモ出候様ニトニ才衆ヨリ承候間、
四ツ半時分ヨリ参り候テ稽古共イタシ、仕相モ拾四
五計イタシ候、暮掃宅、父上様御方毎之通、四ツ時
分臥候事、

二十六日 雨、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時出勤、御暇イタシ
父上様御方御小襖梅稚子之画書調候、暮ヨリ父上
様御方へ罷出、尤、画モ成就ニテ立付差上候、お村
様御出ニテ九ツ時分御帰、無程臥候事、

二十七日 雨、

朝六ツ前起、六ツ半ヨリ荒田御姉様へ歳暮為御祝儀
罷出、四ツ前出勤、九ツ半御暇イタシ、夫ヨリ屋中
取集イタシ、暮ヨリ拙者方屏風立廻シ火共能起シ、
父上様御出遊シ候、前おミち様・おせつとの御出、

四ツ時分御帰リニテ候、 父上様ニハ四ツ時分御引
入ニテ候事、

二十八日 晴、

朝六ツ起、掃除毎之通、庭同断、四ツ八ツ出勤、直
ニ帰宅、上方処々歳暮・寒中見廻相混シ参候、暮帰
宅、重富・今和泉之儀ハ寒中御窺迄申上候、内記録・
伊藤家・戸柱町田家同断、暮過ヨリ 父上様御方毎
之通罷出、五ツ半時分御臥遊シ候ニ付御暇、四ツ半
時分臥候事、

一今夜拙者并おたね誕生祝、形之如クイタシ候也、

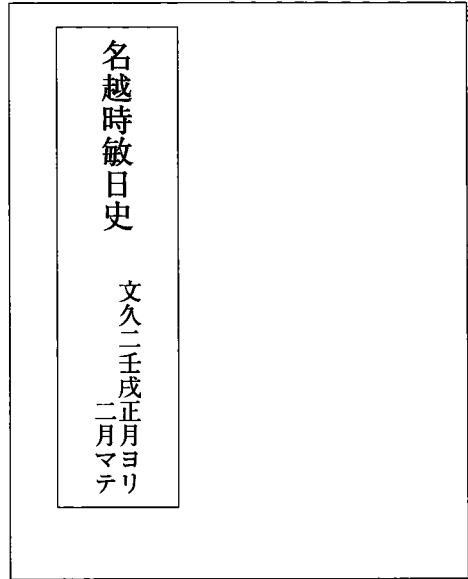
二十九日 晴、

朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ前御暇掛下方寒中見廻、
大鐘比帰、夜五ツ時分
父上様御方罷出、無程御臥シ遊シ候ニ付御暇イタシ、
夜八ツ時分臥候事、

朝六ツ前起、五ツ前ヨリ御墓・花舜軒・今和泉屋敷・
宮之城・垂水屋敷・平佐ナトへ一刻ツ、参、出 殿、
四ツ半御暇、重富屋敷・伊藤家・内膳殿ナトへ参候、
九ツ過帰宅、夜入父上様御方へ一刻罷出、御寝酒御
相手、夫ヨリ屋敷取集方、八ツ前家内中打寄酒トモ
給候テ直ニ臥候事、当年モメデタシ、

晦日 雨、

(表紙)



文久二年戊正月二月

名越日史文久二年壬戌正月ヨリ

日史壬戌正月申

目録

一元日拙者詠歌三首

○一当年家内中年輩并誕生日

○ノ分糺合済

○一山犬之図

○一差杉之御通達

一吉次郎当年七歳七所ズスイ之事

○一加藤家稽古初人数并梅田家同断

○一ニ之丸御殿廻御成就之上 和泉様御住居仰出

一正月十一日雪之詠一首

○一江戸上御屋敷御焼失ニ付御差控之事仰出

○一正月十一日御役替名前

一正月十三日河俣氏発句拙者歌

一河俣氏発句拙者詠歌

○一江戸上御屋敷御焼失ニ付此節御金御拝借御祝儀御通

達之写

○一磯御出御通達之写

一河俣氏ヨリ被贈候発句

○一御用人数大藏殿御前御用

○一和泉様二丸御住居ニ付仰出

○一御下国之節御左右申之事文化二年御達

○一山吹之間 御座 御覽之節当番頭承知之起文化十三

○一小松帯刀御役替御書付振大番頭勳方は迄之通り 御家老中吟味も承候様

○一伊勢何某へ御達シ之御書付写隠居慎

○一吉井何某同断御役御免御奉公障

○一和泉様御上リニ付仰渡

○一江戸上御屋敷御焼失ニ付当秋中御参府御月延御免恐

悦仰出

○一江戸上御屋敷御焼失ニ付御参府御月延御免仰出

○一和泉様御首途御発駕仰渡

○一御上納金四方両御用捨被仰付候御通達之写

○一喜入撰津殿御用部屋へモ相詰候様被仰付候御通達之

写

○一和泉様御休泊仰渡

○一一向宗自訴申出候様ニト之儀仰出

○一和泉様ニ之丸御移徒仰出(徒力)

文久二年壬戌二月中

日史

目録

○一磯御馬乗馬場之事

○一御老中安藤候浪人ヨリ手疵ニ被逢候事

○一和宮様御入輿御日限仰出之写

○一勝山英之進殿安芸殿御養子并和泉様ニ之丸御住居之

事重富屋敷吹聴之事

○一楽水殿乘輿御免之事

○一重富家之儀何篇 和泉様へ御伺相成候様ニト之事

○一和泉様御子様方ニ之丸へ御列レ上リ之事

○一其身無拠願事支配へ相付願出候様ニトノ事

○一和泉様御出府御宿割被召替候事

○一着座門首十五ヶ寺之事

一入来院恰島津左内御役入之事

一野屋敷一里塚之方屋番家作替之事

○一島津周防殿御子様御同様之御会釈被仰出候事

○一島津図書殿何篇御一門同様被仰付候事

○一安田氏江戸状之写

一二階堂家御姉様御法名

○一提道具作用皮程之事

○一板鼻主税殿島津御称号拝領之事

○一農家借受酒食取ハヤスマシキト之事大目付

一島津主税殿御役入之事

○二二之丸御門通融之事

○一和泉様二之丸御住居ニ付仰出之事

○一諸堂社へ疵付間敷ト被仰出候事

○一和泉様御子様方此様之字相用ト候様ト之事

○一島津岩松殿姉御本丸御住居仰出

○一和泉様御首途御発駕被相替候事

○一諸座鑰箱名札引替之発端元禄二年

○一和泉様二之丸御移徒ニ付仰出御式等

○一右御同断ニ付日記

一和泉様二之丸御移徒之事付リ島津権五郎殿書状之写

○一和泉様へ御高三万石御差分并御金式万両御差統之事

○一和泉様此様之字相用候様被仰出候事

○一上巳贈物等之儀ニ付仰出

○一丸田氏江戸状安藤対馬守様江狼藉者切り掛り候事

一二月廿七日詠二首

○一他国製酒造様

○一御国酒造様

○一焼酎造入

○一味噲之事

一風りんノ愚詠二首

○一島津石見妻於治殿外兩人御子様方御同様之御会釈

○一御側役小松帶刀殿和泉様御付

○一町田図書殿民部と名替

日史第五

文久二年壬戌正月

名越時敏

元旦 桜島雪、鹿府終日小雨、

朝六ツ起、髮結・着替共イタシ吉書認候、左之通、

元日筆を試むとて

今朝はミなひとのこゝろもあらたまの

かミよの春にたちかへるらん

時敏

拙者扇子ヲ開ケハキキヨウニ薄穂ニ出ケル絵ナ

レハ

此年は秋をのミこそまちなまし

はなの薄穂にもいつれば

三男吉次郎扇竹ノ絵ナレハ

呉竹のなをき姿をそのまゝに

うつせやおのかいとけなき子ハ

四ツ時ヨリ上方所々礼廻リ、九ツ過ヨリ出

殿、刻割勤ニテ七ツ前左膳殿出勤、夫ヨリ御暇ニテ

又上方礼廻リ、此節福昌寺門前辺ヨリ福昌寺

上様御廟所・拙亭墓参、花舜軒・戸柱墓・石心院、

夫ヨリ川上(久壽)龍衛殿・仁王堂・伊藤家、夫ヨリ横馬場

戸柱町田家、夫ヨリ婦掛礼廻、暮前帰宅、家来共盃

イタシ、夫ヨリ家内中盃、尤、父上様御方ニテ也、

一今日者

太仕様五社御参詣有之、四ツ時ヨリ九ツ時迄之間也、

当番頭新納内匠殿御供ナリ、

○天明七年丁未十月七日誕生

一父上様当年御七十六歳

文化二年乙丑八月三日誕生

於枝様

一母上様当年御歳五十八歳

文政二年己卯十二月二十八日晝卯ノ刻誕生

時敏

一拙者当年四十四歳

文政七年甲申十二月二十八日誕生

一妻於種当年三十九歳

天保十一年庚子正月七日昼七ツ時誕生

嫡女

一川上家へ参居候、嫡女於藤当年二十三歳

弘化二年乙巳六月五日昼未ノ刻誕生

二女

一町田家へ参居候、於筆当年十八歳

弘化四年丁未九月二十四日夜八ツ時誕生

嫡子

一主税時成当年十六歳

嘉永三年庚戌正月二十六日昼未ノ刻誕生

二男

一町田家へ参居候、郷十郎当年十三歳

安政三年丙辰六月二十九日昼未ノ刻誕生

三男

一 吉次郎当年七歳

安政六年己未十二月七日夜戌ノ刻誕生

一 四男徳熊当年四歳

文化十年癸酉

於里様

一 二階堂家江被嫁候、御姉様^{イヌ}当年御歳五十歳

文政五年壬午五月十八日 誕生

一 弟町田内膳^{久慈}当年四十一歳

二日 桜島雪不消、快晴、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚・書院惣テ掃除、四ツ前

七左衛門・平左衛門招呼主税・拙者ニテ剣術稽古始

夫ヨリ直二年礼廻、城ヶ谷ヨリ^{草牟田辺}園牟田へ越、西田・

荒田・千石馬場・平辺廻り候テ暮ニ帰宅、夫ヨリ蔵

祝味噲ニテ餅之吸物出来、尤、ナマコ組付役人七左

衛門出張、御隠居ニテ家内中打寄給候、七左衛門へ

拙者盃イタシ候、四ツ時分臥候事、

一 上様今日御馬乗初アラセラレ候事、

三日 昼ヨリ小雨、桜島雪積、

朝六ツ起、居間少シ掃除、直ニ仕廻五ツ前出 殿、

主税同断、拙者ニハ地頭職之場ニテ 御太刀進上、

尤、御流レ頂戴、又御役場ニテモ 御流レ頂戴、

御謠初有之、大鐘比婦掛肝付家・入来院家へ礼廻ニ

参、直ニ帰宅、昨日・一昨日之通り家来共へ盃イタ

シ、四ツ半臥候事、

四日 晴、霜、桜島雪不消、

朝六ツ起、掃除昨日之通、四ツ時出勤、八ツ前退出、

帰掛柳町通りヨリ下シ口小路・春日之小路・島津鞆

負殿・河野家・河俣氏・伊藤氏へ参帰宅、夫ヨリ書

見、名札共認候、暮前ヨリ 父上様御方へ罷出、今

日晚ハ前内記様へ地頭所之名産品共サシ上度申上越

候得者無御差支、暮ヨリ御出ニテ四ツ半御帰ニ候、

無程臥候事、

五日 晴、霜、桜島雪不消、

朝六ツ起、座内ヨリ内玄喚迄掃除、夫ヨリ七左衛門

出候、暫居候テ用事相濟、今日内へ年礼見廻人八田原直助殿・園田郷右衛門殿・伊藤六郎右衛門殿・辻元新兵衛・戸柱へ参居候二男郷十郎ニテ候、四ツ後屋敷内茶園或ハ畠拵ナト諸下地、八ツ後地頭取頭美代藤兵衛殿被来、内之浦地頭所之吉井玄泰・糞毛郷右衛門・岩永玄圃・東郷直左衛門来候、一通盃トモイタシ引入、取次役人亭主振ニテ緩々酒共為給候、拙者ニハ泊ニテ、地頭所之者共ハ未居候内暮前出殿、夕詰大野多官殿へ代合、相勤、暮ヨリ暫表坊主菱刈玄齋咄ニ被来候、五ツ過 御引ケ有之、御目付ハ名越彦太夫殿ニテ候、四ツ過臥候事、

○ 安政四年丁巳三月求摩山ニテ取タル山犬ナリ、毛灰色腹ノアタリ少々白シ、尾先少々赤ミアリ、狐ノ尾ニ似テ短シ、里犬ニ異ナル所口少シ広ク嘴大ク、耳後ニアリテ短ク、足ノ付根大ク、尾先キ大ク短シ、一体先里犬ノコトシ、

右ハ安政丁巳三月門前ヲ荷ヒ通ルヲ見ル、珍シケレハ呼入、図シ置ヌ、今亦爰ニ写ス、

○一高百石ニ付杉式拾本ツ、

但、差杉・植杉同断、

一高百石以下無高之人迄杉式拾本ツ、可為人役

但書同断、

右者吉野村諸所へ来正月拾七日ヨリ同廿四日迄可致差杉候、鎌・竹・小繩右場所へ持越、山見廻へ取会差調候様組中へ可被申渡者也、

十二月晦日

御家老座印

大身分触役所

右御通達今日来、写、



六日 霜強シ、水初テ厚シ、

朝六ツ起、五ツ時朝出内記様へ代合、御暇、八ツ半時分ヨリ島津織之介殿へ参候、当番頭詰衆中之稽古始也、尤、鎗術、暮過帰宅、四ツ時分臥候事、

七日 霜降、桜島雪不消、

朝六ツ起、居間掃除、六帖敷ヨリ書院・内玄喚辺之儀、戸十郎卜新次郎卜隔日ニ致掃除候様申付置候、書院之儀ハ毎日ニハ不及段申聞候、朝出ニテ六ツ半時分出 殿、四ツ後御暇ニテ帰宅ナリ、吉次郎七才

ニ相成ズスイ賜候、戸柱町田家・伊藤六郎右衛門殿・島津内記様・平佐おつやさま、屋敷内ヨリハ福留七

左衛門・岸良喜右衛門・名越善左衛門所ヨリ貰ヒ給候、八ツ時ヨリ加藤家稽古初ニ参候、(頭注)「加藤家剣術稽古初人数」致稽古候人数

五百三拾人余有之タルヨシ、暮帰宅、今日初リハ四

ツ式ツ計鳴候時分ニテ為有之ヨシ、暮ヨリ前内記様所御女性方年礼廻リトシテ御出、四ツ過比御帰、四ツ半臥候事、

八日 雪降不積、

朝六ツ起、四ツ前ヨリ島津権五郎殿(久懸)へ一刻立寄、夫ヨリ講堂へ出勤、八ツ後ヨリ梅田家稽古始ニ付演武館へ出席、七ツ前相済、夫ヨリ平辺年礼廻リイタシ、又々梅田家宅之様参候、宅稽古ハ暮前相済、暮過帰宅、拙者稽古ハ演武館ニテイタシ候、(頭注)「梅田家槍術稽古初人数」惣人数三百九拾八人為有之ヨシ、暮過ヨリ 父上様御方へ罷出毎之通御寝酒御相手、五ツ半時分御暇、四ツ時分臥候事、

○一二之丸御殿廻リ御成就之上ハ

(久光)和泉様被遊

御住居管候条、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方江モ可相達候、

正月

(喜入久高)撰津

右之通各被得其意、此書付刻付ヲ以致廻達、留ヨリ(川上久運)但馬方へ返納可有之候、以上、

正月九日

申刻

九日 朝霜強氷厚、

朝六ツ起、五ツ半時分ヨリ岩崎年礼廻、四ツ時出勤、
四ツ後御暇、夫ヨリ冷水・上之原・内之丸・韃韃冬々・
後迫・磯辺ヨリ鶴江崎辺年礼廻、八ツ半時分帰宅、
夫ヨリ書見共イタシ、大鐘比門司為兵衛殿妻被来候、
名越亡伴助殿嫡女ニテ候、門司氏へ被嫁候後初テ被
来、夕ヨリ又書見、六ツ半時分ヨリ 父上様御方每
之通罷出候、

十日 間々雨、

朝六ツ起座内掃除、五ツ半ヨリ島津権五郎殿へ参候、
嫡女お冬との先日ノ病氣最早余程快方之由候、四ツ
時ヨリ講堂へ相詰、八ツ時退出、直ニ帰宅、七ツ時
前内記様へ一刻立寄、夫ヨリ島津織之助殿へ参候、
表一廻ハリイタシ候、小雨間々降候故稽古取止ニ相
成、夕方皆引取候、夜入前帰宿候得者年礼お筆来居
候、松岡喜左衛門殿ニモ同断、父上様ニモ拙者方へ
御出故座内四方共屏風立廻シ差上候、五ツ時前ヨリ
参候様申来候間、来客之面々へハ失礼相断参候、四

ツ過帰宅、九ツ過臥候事、

十一日 薄雪積、

朝六ツ起、四ツ前出勤、八ツ退出、直ニ帰宅、七ツ
後ヨリ北郷久徳数馬殿今日詰衆被仰付候朝祝ニ参候、夜
六ツ半時分帰宅、相応酔候故無程臥候事、

一今朝之詠

夜のほとハあらしと計思ひしに

あけて驚く庭のはつ雪

○ 旧臘七日江戸上御屋敷奥向普請場ヨリ火起

御殿廻等及御焼失、御隣家松平伊勢守様御屋敷其外

町家及類焼候、就右翌八日

太守様御差控 御伺書御用番内藤紀伊守様江被差出

候処、同日出火御遠慮被仰渡、同十五日被成御免候

旨被仰渡候段御到来候、依之御一門方并諸大身分其

外月並御礼罷出候面々、明十二日四ツ時登城、於席々

謁御家老可被奉伺

御機嫌候、且御遠慮御免被仰渡候ニ付テハ恐悦可被

申上候、

其外御当地寺院・諸士等之儀留方略ス、

正月

(川上久封)
筑後

一今日御役替左之通、

伊作

鹿兒島郡吉田伊作ヨリ繰替

小松帶刀(清應)

福崎助八

詰衆

御鉄炮奉行勤方は迄之通

島津勇四郎

山本新左衛門

詰衆

御使番勤方は迄之通

北郷数馬

榎本新兵衛

御使番格勤方は迄之通

山口与三左衛門

日当山へ繰替諸県郡高城ヨリ

吉井源七郎

一代小番

十人賦

山口不及

花鎌藏

五人賦

御広敷番之頭勤方は迄之通

三原玄甫

船木五右衛門

御鳥見頭格勤方は迄之通

郡奉行見習

矢野清右衛門

税所弥藤次

御代官格勤方は迄之通

病氣

深栖加右衛門

田上藤八

御勘定小頭

御勘定小頭

上村正兵衛

児玉佐平次

他行

他行

上村直右衛門

猿渡彦左衛門

御細工奉行

高奉行勤方は迄之通

伊東新之丞

平田富五郎

御作事奉行勤方は迄之通

郡奉行三島方掛

高崎藤太

市来八郎

志布志繰替阿久根ヨリ

福島半之進

川上但馬殿


十二日 稀成大霜、木々薄雪ニ似タリ、尤庭同前、水厚シ、

快晴、

朝六ツ起、四ツ前ヨリ講堂詰前ニテ出候得者、今日

ハ此節江戸上御屋敷御焼失御差控御免一件ニ付、奉

伺御機嫌惣出仕故講釈無之由ニテ直ニ

御殿之様罷出候、当番故相勤、七ツ前仁礼小平太殿
へ代合御暇、夫ヨリ十河炮作所へ参候テ、先達テ相
求置候境(塚カ)ト相見得候古筒先之方壹尺計切候テ不目立
様カラスニイタシ、大抵ケ様ニシテ本之方ニ
銀ニテ一文字入呉候様相頼候、無程帰リ候テ書見、
夕七左衛門所稽古所へ参候テ劍術一篇イタシ候、暮
帰宅、夫七左衛門招呼銀太刀拵之儀共嘶イタシ候、
其外御軍役之事ニ付手当事致談合候、七左衛門四ツ
時分帰、夫ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ過御暇、無
程臥候事、

十三日 霜降、快晴、

朝六ツ起、掃除(毎脱之)之通、六ツ半時分ヨリ七左衛門出候
テ、又太刀拵一件、地金共取合四拾八匁程遣シ相頼
候、又彼是ト屋敷内下地、九ツ時分加世田郷土天真
流四段目先日引渡シ有之候者来候テ稽古イタシ候段
七左衛門ヨリ承リ候テ参、拙者ニモ稽古イタシ候、
八ツ前引入庭掃除少々イタシ、左近允氏五代へ書状

遣シ、夫(ヨリ脱カ)レ月代、飯トモ給候テ急キ出

殿、平田靱負殿へ代合相勤候、暫シテ七ツ打ツ、

一 河俣老翁ヨリ

はつ霞たつのにしらむ春の雪

白兔拝呈

此方ヨリ塩くつなども取会返シニ

雪霜ハまた降ながら立春に

かすみわたれる空そのとけき

一 今日夕詰ニテ御通達左之通来候、

○ 旧臘十六日

太守(忠巻)様御一類中様被為

召大久保(忠礼)加賀守様御登

城之処、御居屋敷御焼失可為御難儀ト被思召候、

御由緒別段之思召ヲ以御金式万両御拝借被

仰出候旨、御月番御代松平(信應)豊前守様ヨリ被仰渡候段

御到来候、依之御一門方并諸大身分其外月次御礼罷

出候面々、明後十五日御礼後居残、御祝儀於席々謁

可被申上候、

名越左源太

但、大奥江兼テ御祝儀被申上来候面々ハ当日又ハ

御精進日間被申上、江戸江有来通追テ飛脚便被

申上、御女中方之儀モ同断可被申上候、

和泉様江兼テ御祝儀被申上来候面々ハ有来通可有

之、

右之通表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月十三日

（川上入封）
筑後

別紙之通被仰渡候間此段致通達候条、銘々承知之名

前引札ヲ以可被申出候、以上、

正月十三日

福崎助八

大番頭以下

当番頭衆

月番

奏者番衆

詰衆

引札

当番頭月奏者番代

詰衆代迄モ

一今日磯御出為有之由左之通、

○今八ツ時御供揃壹本御道具

御馬ニテ桜之間・御中門・北御門

御出、磯御茶屋へ被為

入、

御出之通

御帰殿之筈候旨被仰渡候、

正月十三日

（清應）
小松帯刀

当番頭衆

十四日 霜快晴、夕刻霰少シ降、

朝六ツ起、五ツ半出殿、夫ヨリ講堂詰ニテ参候テ八

ツ退出、夫ヨリ下方札廻リイタシ、七ツ過ヨリ島津

織之介殿へ参、鎗稽古イタシ暮帰候、暮過ヨリ父上

様御方へ罷出候テ四ツ時分御暇ニテ臥候事、

河俣氏ヨリ申ヲコサレケル

今朝ハ御翰難有拜誦、御詠如仰ノのりの天氣罷成、

追々暖気老体誠ニ嬉敷、何歎メクミ出候、頓ト世ノ
恵ミニ御座候、殊ニ名所之鮮魚何トモ奉謝カタク厚
御礼申上候、其御庭前之露ノトフ一入名ニメテ、歛
入、

又おかしくも

はつ草のうちに薫し露のとふ

唯今則鮮魚ト大賞翫之露ノハナシタ、カカヘ頂戴、

又七十五日目出度かしく、

乱筆真平

青陽十三日賀

一 明日御用人数

(島津久敷)
大藏殿

右御前

出水

(喜入久高)
摂津殿

羽月

田中仲次郎

右表

大番頭勤方は迄之通

小松帯刀

御広敷番頭

高木孫市

御広敷番

肥後太郎八

右御側

他行

松元覚右衛門

右御勝手方

御広敷番之頭勤方は迄之通

川口新左衛門

御広敷番

前田勇左衛門

物奉行見習勤方は迄之通

伊集院直二

十五日 霜降水、快晴、

朝六ツ起、九ツ時馬ヨリタシタトフ野屋敷へ参候、

原へモ登リ山後之方へモ参、大庭氏ニテ一刻茶給候、

野呂氏へモ一刻着之祝儀ニ参候、八ツ打直ニ馬乗切

リ、未タ八ツ帰り無之内帰宅イタシ候、夫ヨリ書見

イタシ、夕方一刻島津右近殿へ参候テ泊番ニテ出勤、

島津兵十郎殿へ代合相勤候、四ツ過臥候事、

御通達之写

○ (久光)
和泉様御儀ニ付先度

御書取ヲ以被

仰出、一同奉承知通ニテ実以奉恐入御儀ニ候、然処

此度深

尊慮之訳被為

在、再三強而

御直御願被遊趣有之、乍漸二丸

御住居

御許容被為

在、追々御成就之上

御住居被遊筈ニ候、

右之趣撰津

御前へ被

召出

御直被

仰出候、此旨奉承知候様表方へ致通達、奥掛・御勝

手方へモ可相達候、

正月

(川上入封
筑後)

(善入久高
撰津)

(川上入連
但馬)

○ 江戸ヨリ御着城之節御左右申、左之通仰渡相成居候、

一 山王之脇 御通

一 西田橋 右同

一 枅形 右同

右御左右申御兵具方足輕

一 西田町入口 御通

一 西田町 右同

右御左右申町人

右ハ御下国之節右諸所御左右申之儀、以来者御門へ

參掛候節御門番足輕承、直ニ御門番ヨリ御番所へ申

出、御番人ヨリ早々御側御用人・月番御用人・月番

御目付・御目付へ可申出、御番人之儀、枅形御左右

迄御番所へ罷在、夫ヨリ庭上へ可罷出候、

右之通被仰渡候条、向々へ無間違様可被申渡旨御

差図ニテ候、以上、

但、郡奉行御左右申之儀ハ是迄之通可相心得候、

文化二丑五月十八日 畠山逸見

当番頭衆

御座 御覽之節者当番頭御座不及相迦末之方江相敬
罷在候様、御家老(町田久視)監物殿ヨリ島津登致致承知候二付、
以後為見合記置候事、

文化十三年子正月廿日

十六日 霜降水、快晴、

朝六ツ起、今朝ハ島津右近殿へ朝出相頼置候得共、
今日者同席中御用談之儀有之候、致出勤候様順達參
候由承候二付、朝出之儀断申遣居殘、九ツ過退出イ
タシ候、七ツ過ヨリ島津織之助殿へ鎗術稽古ニ出席、
仕相表等イタシ暮帰宅候得者平佐おつやとの御出、
八ツ前被帰候テ無程臥候事、

○ 昨日小松帯刀(清應)御役替被 仰付候御書付御証文之

写

一大番頭

一勤方は迄之通

小松帯刀

右之通御役替被 仰付候、左候テ、別段

思召之訳被為

在候付、御家老中吟味之儀茂都テ承候様被

仰付候条、此段申達候、以上、

戌正月十五日

福崎助八

○

伊勢何某

右者異国船之儀於公辺通商御約条モ有之、折々漂来
之事候ニ付自然異変之儀ハ無之筈候得共、非常御手
当弁天波戸台場受持被仰付置候処、調練等之節々自
身出張茂不致、心得違之儀共有之段相聞得候、台場
受持之儀ハ一手之物主ニテ、急変之節

御国家之安危ニ相抱リ不輕職掌ニ付時々出役致差図、
殊ニ先祖勲功之家柄・家名不墜様一涯可相勵之処、
兼テ酒宴遊楽酖候処古来之家風取失、太切成

御軍備相惰候儀ニ茂成立、御役柄旁別而不埒之至被
思召上候、依之屹卜被 仰付様モ可有之候得共、右
之通先祖勲功之訳モ有之候ニ付格別之 御宥免ヲ以
御役被成御免、隱居慎罷在候様被仰付候条、諸帳面
等如例可被申渡旨筑後殿御差図ニテ候、以上、
(川上久封)

万延元年申十二月十八日

吉井何某

右者全体高慢成生質ニ而、御用向ニ付同席一統不納得之儀有之、尤、其身氣向ニ不叶、新役之者江ハ御書認振其外耽ト不相教、且勤場ハ毎々食物類為差出、新役共相催折々酒会相企候趣相聞得、当時風俗沙汰之儀分而被仰渡置事候処、右次第如何之至候ニ付御役被成御免、御奉公方被障置候条此段申達候、以上、

西三月八日

右兩人御達ハ諸向へ相廻候御証文之写ニテ候、

○ 正月十六日御通達之写

此節江戸上御屋敷御焼失ニ付御参府御月延御願ニ相成候処、出格之以御取訊当秋中可被遊御参府旨被

仰渡候付テハ一昨春ヨリ御打重之御願ニ付、

公辺御都合向如何ト被

思召、此節之御礼且御断旁トシテ、御熟談之上当春

中
和泉様可被遊

御出府旨被

仰出候、此旨向々へ可申渡候、

正月

(喜入久徳)
摂津

○ 太守様当年四月中可被遊

御参府之処、御屋敷御焼失外御屋敷御住居モ御手狭

ニテ

御住居差支候趣及

上聞候処、出格之訊ヲ以御用捨被遊、当秋中可被遊御参府旨被仰渡候段ハ別紙申渡通ニ候、依之御一門方并島津(久徳)左衛門一列・諸大身分・月次御礼罷出候面々、

来ル十九日四ツ時登

城、於席々謁御家老恐悦可被申上候、

但、大奥へ兼テ恐悦等被申上来候面々者有来通被

申上、江戸へハ追テ飛脚便被申上、御女中方之儀

モ同断可申上候、且 和泉様へ兼テ恐悦等被申上

来候面々者有来通可有之候、

右之通表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月

(川上久刻)
筑後

方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

但、諸郷へハ地頭・領主大番頭ヨリ可被申渡候、

正月

筑後

一 太守様御儀、当四月中可被遊

御参府旨被

十七日 霜降、快晴、

仰出置候処、此度江戸上御屋敷

朝六ツ起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、権五郎殿・田

御殿廻等無残及御焼失候ニ付テハ、高輪其外御屋敷

尻氏・図書殿へ一刻ツ、立寄、島津織之介殿所鎗術、

之儀ハ御手狭ニテ仮成ニモ御住居不被為整候ニ付、

四ツ後ヨリ之企ニ出席、表并仕相十三イタシ候、暮

当秋迄御参勤御用捨被成下度旨、(川上久美)式部殿ヨリ旧臘廿

過帰宅、風呂ニ入、夫ヨリ

一日御老中久世^(広周)大和守様へ願書被差出候処、太守様

父上様御方へ罷出候、五ツ過内記様御出ニテ、九ツ

当年四月中可被遊

過御帰ニテ程ナク臥候事、

御参府之処、御屋敷御焼失外御屋敷御住居向茂御手

狭ニテ

十八日 霜降、晴、

御住居差支之趣及

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ前ヨリ講堂へ相勤、

上聞候処、出格之訳ヲ以 御用捨被遊、当秋中可被

八ツ時退出、夫ヨリ写本、大鐘ヨリ前へ鎗稽古ニ出

遊

席、今日ヨリ上方内稽古初リニテ十人計出席有之候、

御参府旨御老中様

夫ヨリ内記様方へ参候様申来候間、暮ヨリ参候得者

御連名之

川北氏・寺山氏ニテ碁打ニテ候、拙者ニハ見物ニテ

御奉書ヲ以被仰渡候段御到来候、此旨奉承知候様表

八ツ過帰宅、無程臥候事、

○ 御通達之写

二月二十二日午刻

右御首途

二月廿五日巳刻

右御発駕

右

和泉様御出府付

右之通被

仰出候条可承向へ可申渡候、

正月

（喜入久高）
撰津

十九日 霜降、氷、晴天、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時出勤、四ツ後御暇、

新内殿・市隼殿・島兵殿同道ニテ大蔵殿へ祝儀ニ参

候、八ツ前帰宅、師子之尾参、馬式拾疋計通ル、お

藤来、夜五ツ半時分帰候、四ツ過臥候事、

二十日 霜降、氷厚、快晴、桜島薄雪、

朝六ツ起、掃除毎之通、四ツ前講堂詰ニテ出勤、八

ツ退出ヨリ島権五郎殿へ参候、登殿江戸着之左右有
之候祝且二男殿官参之祝ニテ候、夜入五ツ過帰宅、
無程臥候事、

二十一日 霜降、氷、間々小雨降、

朝六ツ起、馬老鞍乗、掃除毎之通、四ツ八ツ出勤、

帰宅、直ニ書見、大鐘頃ヨリ夜入四ツ半時分迄被語

候、無程臥候事、

○ 御通達之写

御本丸御普請ニ付先達テ御願申上御上納金被仰付置

候処、今度江戸上御屋敷御焼失ニ付御上納金四万

両之分御用捨被仰出候段御到来候、此旨奉承知候様

表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月

但馬

○ 喜入撰津殿

右者別段

思召之訳被為

在候ニ付、

(久光)和泉様 御下着迄之間御用部屋へ茂相詰御用承候様

被

仰付候、

右同人

右前条之通被仰付候ニ付繰廻月番被成御免候、

右之通被仰付候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝

手方へモ可相達候、

正月廿二日

(川上久運)
但馬

二十二日 霜、晴、

朝六ツ起、座内掃除毎之通、講堂詰前ニテ四ツ前出

勤、八ツ後退出、七ツ過迄屋敷諸下地、夫ヨリ書見、

暮ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ前御暇、四ツ過臥候

事、

二十三日 霜降、快晴、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、七ツ過桑丸氏父子入来、

同道ニテ島津求馬殿へ参候、夜四ツ時分帰、無程臥

候事、

二十四日 快晴、

朝六ツ起、四ツ前出勤、夫ヨリ講堂詰ニテ彼方へ相

勤、四ツ後御暇、終日庭取集共イタシ、暮ヨリ父上

様御方へ罷出、四ツ時分臥候事、

二十五日 晴、夕方ヨリ又寒冷厳、

朝六ツ起、掃除毎之通、四ツ時出勤、九ツ半御暇、

帰宅、八ツ後ヨリ野屋敷へ参、竹之子五本堀山芋同

断、杉之葉・椎之葉・ヤニウチ竹・梅之枝ナト取り

候テ暮前帰宅、夫ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ前御

暇、四ツ過臥候事、

二十六日 誠之薄雪、終日嚴寒、

朝六ツ起、六ツ半朝出ニテ出勤、兵十郎殿へ代合候、

四ツ過帰宅、明日御座書役来緩々初テ相断筈候ニ付、

終日右之事ニ付諸下地、暮ヨリ 父上様御方へ罷出、

四ツ前御臥シナサレ候ニ付御暇ニテ、無程臥候事、

二十七日 霜降、水、晴天、

朝六ツ起、四ツ前出勤、四ツ過御暇、八ツ後ヨリ御座書役緩々相斷置申入候処入来ニテ、夜入五ツ過皆々被帰候、入来人数富田伝内殿・平山源八殿・津留与右衛門殿・久保雄右衛門殿・吉留直次郎殿、亭主前ハ井上弥兵衛殿・美代藤兵衛殿入来ニテ候事、

二十八日 霜降、水、快晴、

朝六ツ起、四ツ前出勤、四ツヨリ講堂話ニテ參、四ツ後直ニ帰宅、七ツ後ヨリ鳥求殿・鳥權殿・葉丸氏父子・鮫島吉左衛門殿・松山三膳殿・伊藤六郎右衛門殿入来ニテ、夜四ツ半時分被帰候事、おつやとのニも御出ニテ御泊之事、

二十九日 霜降、水、晴、

朝六ツ起、六ツ半朝出ニテ出勤、四ツ後御暇、おつやとの夜入九ツ時分御帰ニテ候事、

三十日 雨、

朝六ツ起、講堂話ニテ四ツ前出勤、八ツ後退出、帰掛平佐へ一刻立寄、夫ヨリ帰宅、夕ヨリ島内記様御出、上脇龍岡ニモ来、各四ツ過帰リニテ候、九ツ過臥候事、

一 一昨夜今和泉屋敷裏門前辺ニテ、夜九ツ時知識何某殿へ伊集院氏之家来疵付候テ逃去、郷中之衆ヨリ貫於洲崎打果候由、

○ 御通達之写

一 九州路日数拾弍日

一 御船中日数二日

一 中国路日数四日

一 大坂 御逗留中二日

一 牧方筋二日

一 伏見 御逗留中五日

一 伊勢路東海道日数拾五日

右者当春

和泉様御出府付、豊前小倉ヨリ

御船ニテ播州室(室津カ)へ御着船御上陸被為

在、別紙

御休泊之通可被遊御通行旨下

被仰出候条、此旨可承向へ可申渡候、

正月

(喜入久高)
撰津

○ 一向宗之儀、

御当家御代々堅御禁制之段ハ一統承知之通ニ而、追々

嚴敷申渡趣モ有之候処、于今右宗旨信仰之者不少、

剩本尊・經文等致所持、門徒ヲ弘於諸所講會取企、

或一向宗僧ヲ引入法談致聽聞等、追年講中ヨリ之出

銀及莫大、夫故自然卜郷村等及疲弊候茂有之哉ニ相

聞得、別而不届之至候、就テハ夫々御取扱可被仰付

事候得共、達

御聽候処

御家督涯別段之思召ヲ以此節ハ御憐愍被召加、自訴

御断申出候者ハ御咎目等之不及沙汰一同御赦被仰付、

以來ハ改而一涯嚴重可被仰付旨 御沙汰被為 在、

誠以難有

御趣意之

御事候条、取違致執行候者於有之ハ当五月迄之間形

行ヲ以御断可申出候、若右限月内不申出押隠居候者

於有之者夫々糺方之上屹卜可及御取扱候、此旨宗門

改役ハ勿論、夫々支配下又ハ主人等ヨリ手堅申渡、

難有

御趣意之程丁寧ニ申論、限月通無殘御断申出候様精々

可取計候、左候テ、是迄自訴御断申出候者共御赦之

儀ハ宗門改役ヨリ可相達候、

右之通、向々へ不洩様可致通達候、

正月

(川上久封)
筑後

(島津久敷)
大藏

(喜入久高)
撰津

(川上久運)
但馬

御通達之写

○ (久光)和泉様御事、近々二丸江被遊

(從之)御移徙筈候条、来ル十三日ヨリ御座建被

仰付候間、彼御方江相勤候面々ハ外掛之向御用透ヲ

以繰廻、同日ヨリ

二九へ致日勤候様被仰付候条、向々へ可致通達候、

二月

撰津

日史第六

文久二年壬戌二月中

名越時敏

朔日 快晴、

今日相良治部栗野、島津藏人諸県郡高城地頭職被仰付候、

朝六ツ起、掃除等毎之通、島平馬殿ヨリ昨日手簡ヲ以練替承候、当番ニテ九ツ過ヨリ出勤、夕詰伊集院静馬殿へ代合御暇、七ツ過帰宅、夕ヨリ 父上様拙者方ニテ御寝酒被召上、五ツ時分御引入、四ツ時分 臥候事、

二日 快晴、

朝六ツ起、屋敷内中庭掃除、四ツ過ヨリ集成館へ参候、短筒・腰差・皮袋杯頼置候間最早出来候半歟ト

参候、三男吉次郎召列居候ニ付集成館モ処々拝見、夫ヨリ油シメ所花倉御飯屋杯拜見イタシ、七ツ時帰宅、大鐘ヨリ泊番ニテ出勤、島津藏人殿へ代合相勤候、四ツ過臥候事、

一 今日江戸へ之定飛脚立候事、

一 磯御飯屋下罷通候処、(頭注)「磯浜辺御馬乗馬場出来」浜辺へ御馬乗馬場新規御出来

相成、最早御成就前ニテ今日芝フセドモ有之候、御

馬見上未御出来不相成決ト不日出来カト奉推量候、

一 当正月何日比之事歟、御老中安藤对馬守様へ浪人共(修正)

十七八人計ニテ手疵為逢候テ、双方トモ五六人ツ、

及死傷候得共、对馬守様家来之者余程働強候テ十三

人ハ為生捕ト之事、三日跡町飛脚便ヨリ為相知由風

評有之候、未慥成儀ハ不承候得共、人々嘶有之事ニ

付次第ハ替リ候共、騒働之有之候ニハ相違有之間敷

候、

○

公儀御通達之写

大目付江

カス和宮様御入興御日限

十二月十一日 辰刻

右之通被仰出候、

御婚礼御日限之儀ハ追而可被仰出候、此段向々へ可被達候、

十二月

別紙之通、從

公義被仰渡候段申来候、此旨表方へ致通達、奥掛・

御勝手方へ茂可相達候、

二月

(川上久運)
但馬

重富屋敷ヨリ吹聴状之写

勝山英之進殿御事、

安芸様養子被

迎出、且又

和泉様二丸御住居被為

在候二付、勝山悦之助殿初

御子共方御列上リ被為

在候様被

仰出候旨被致承知候、此旨各様迄為御知申進候、以

上、

二月三日

名越左源太様

御役人衆中

重富役
別府市郎右衛門

三日 晴、霜降、

朝六ツ起、今日ハ御用談之順達来候ニ付夜前泊番ニ候得共、朝出不相頼居残候テ四ツ過帰候事、

御通達之写

島津楽水殿
(忠公、重富)

右者御老体之御事候二付

御城諸御門御下乘之儀者家格通ニテ、御台所口御門

之儀ハ御乘輿ニテ被為通候儀、御勝手次第被仰付候、

左候而、

御本丸ハ大奥通番所前辺ニテ

御下乘被為在候様被

仰付候条、向々へ致通達候、

二月二日

(喜入久高)
撰津

○

右者重富家之儀、是迄何篇

和泉様二毛被遊

御聞候処、此節

二丸御住居被為

在候而茂、矢張是迄之通万端

御伺相成候様被

仰出候、此旨向々へ可致通達候、

二月二日

撰津

島津周防殿（久光男、忠鑑）

在候様被

仰出候条、向々へ可致通達候、

二月二日

撰津

○ 其身無拋願事之儀ハ、夫々支配頭へ相付可申出卜之趣者追々被

仰出置候得共、間二ハ親類縁者旁之手寄ヲ以不勤弁

之内意、且又御女中方又ハ大奥手寄等ヲ以内意事申

込候者茂有之哉二相聞得、甚以不可然事候条、以来

右様之儀一切有之間敷候、乍此上筋違之内意等申出

候者ハ不取揚、屹卜可及迷惑旨猶又

御内沙汰被為

在候条、向後

御趣意相守聊取違有之間敷候、万一不守之者於有之

者屹卜可及沙汰候、此旨向々へ不洩様可致通達候、

二月

（川上久封）
筑後

（島津久敏）
大藏

（菅入久高）
撰津

（川上久運）
但馬

○

右者今般

和泉様二丸へ御住居被為在候付、右

御子共方御列上り

御住居被為

勝山悦之助殿（久光男、久封）
於成殿（久光女）
勝山真之助殿（久光男、忠濟）
於俊殿（久光女）
勝山芳之進殿（久光男）

四日 霜降、

兵庫

朝六ツ起、永吉法事ニテ六ツ半過ヨリ參、四ツ前帰

御立五里

掛千石馬場町田家へモ參、四ツ時講堂詰相勤、八ツ

御休無之、

時退出、二階堂家御姉様御機嫌暫不奉伺候ニ付罷出

西之宮五里

候処、昨日ヨリ些御不塩梅之由ニテ御臥居ナサレ候、

御休無之、

シカシナカラ差而之御事トハ窺ハレス候、無程御暇、

大坂

川上式部殿今日江戸ヨリ之着ニテ祝ニ參候、夜入り

右

五ツ過キ帰宅、四ツ時分臥候事、

(久光)和泉様御出府ニ付御宿割等右之通被召替候旨被

仰出候条、可承向へ可申渡候、

○ 御通達之写

正月

(喜入久高)
摂津

小倉式里半

内、海上沓里、大里ヨリ

着座門首十五ヶ寺

御渡海、

南泉院

大乘院

下之関

飯隈山

般若院

但、御着翌日、一日御逗留、

福昌寺

不断光院

下之関ヨリ

平等王院

本田加賀守

御乗船、兵庫江

井上駿河守

浄光明寺

御着船、

千眼寺

一乘院

但、御着船翌日、一日御逗留、

弥勒院

大龍寺

寿国寺

五日 晴、

朝六ツ起、朝之内一刻内記録へ用事有之罷出候、今日者夕詰ニテ七ツ前出 殿、平田鞆負殿へ代合相勤、泊北郷浪江殿へ代合、暮ニ帰宅、夫ヨリ父上様御方へ罷出御寝酒御相手、四ツ前ヨリ前内記録御入来、九ツ時分御帰、無程臥候事、

入来院恰今日当番頭ニテ御用人勤、島津左内御鐘奉行被仰付候、其外ニモ段々御役替為有之由候、

六日 大霜、快晴、

朝六ツ起、朝出ニテ六ツ半出 殿、四ツヨリ講堂詰ニテ参、又々 御殿へ御用有之、罷出候テ九ツ前帰宅、無程加藤権兵衛殿入来候テ八ツ過被帰、直ニ島津織之助殿所へ稽古ニ参候テ、大鐘ヨリ町田家之新兵衛相誘市見物ニ参候処、未何モ格別之道具不相見、
〔^{籠力}箱〕
箱々ツ相求帰候、新兵衛ニモ召列来、夜九ツ帰候、無程臥候事、

七日 晴、

朝六ツ起、今日者御座相頼タンタトフ屋敷へ参候、一里塚之方屋敷番木屋損居候間新調イタシ具候様承、今日古家解方ニテ候、此節左絵図面之通造立之筈候、処々番木屋・飯屋等有之事候得ハ毎々修甫等面倒相掛事候間此節ハ小振相調候、南之方石場上之番木屋モ三四年跡同様小振立替置候、召列之者共へ茶園草取土寄ナトイタサセ、拙者ニモ庭掃共作候、屋敷内処々廻リ候処、十五六年跡西通り上ニ差置候杉久々ニ見候処、最早進ミ能ノハ軒柱位ニハ相成居候、存外太リ居楽ニテ候、其節ハ処々へ過分ニ差置タル事候得共、漸五六拾本位モ此処ニハ付居候半歟、一昨年植杉・差杉イタシ置タルハ式千本位モ皆共見事ニ相成居、往々ハ相成之山ニ相成可申筈也、



八日 霜降、快晴、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時分ヨリ市見物、隅州住正景之刀彦本借帰候、暮ヨリ戸柱町田家へ参候テ四ツ過帰宅、無程臥候事、

二月

(島津久敏)
大藏

九日 晴、

朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ前退出、直ニ帰宅、八ツ過ヨリ市為見物参、七ツ過ヨリ織之助所稽古ニ参ルヘクト花岡屋敷角迄参候得者、織之助殿・相馬殿・弥市郎殿・東馬殿へ行逢候処、今日ハ今迄出席人数此人數ニテ候間、市見物同伴致シ候間又々市へ不参候哉之旨承候ニ付、否不申直ニ又々市之様参候テ暮前帰宅、夫ヨリ 父上様御方へ罷出候テ四ツ時分御暇、無程臥候事、

○ 御通達之写

島津周防殿 (久光男、忠鑑)

右者御続柄格別成御詔合ニ付、別段之以思召以来何篇

御子様方御同様之御会釈被

仰出候、

島津図書殿 (久光男、久造)

右者御続柄格別成御詔合、別段之以思召以来何篇

御子様方御同様之 御会釈被仰出候、左候而、此節

ヨリ此殿文字相用、年頭・八朔其外都テ一世

御一門方同様被仰付、何ソニ付御上リ之節者北御門

又者御台所御門ヨリ御入、御内玄喚ヨリ御上リ有之

候様被仰出候、

右之通被仰付候条、向々へ不洩様可致通達候、

○ 去十二月廿八日安田氏江戸ヨリ之書状、尚々書迄書

抜、

尚々御聞及も御座候半、去ル七ツ過大奥より出火

ニ而 御殿廻リ・御役所不残御焼、誠ニ暫時之間

ニ焼野原と罷成、残念共何共難申上次第御座候、

御長屋ハ纒式軒焼、皆共相残し申候、南向御屋敷

ハ御長屋不残焼失、其外亀丸様始町家七百軒程類

焼、町家江八金三百兩・米三百俵被下候、

十一日 雨、

御姫様方ハ高輪御屋敷へ御迦し被為在候、於御機嫌ハ御差障無御座候、大略迄申上越候、

朝六ツ起、九ツ過ヨリ荒田二階堂家へ參候、暮六ツ時源太夫殿二男実御姉様嫡子二階堂弥六殿田布施ヨリ被歸候、五ツ過比御姉様御入館（箱力）、御法名

十日 夕ヨリ雨、

智芳院殿安室貞心大姉

朝六ツ起、朝出ニテ六ツ半出勤、夜前泊番喜入多門殿ハ代合候、四ツ過御暇、夫ヨリ浄光明寺へ參詣、歸宅、無程白浜孝兵衛召呼刀為拭候、四ツ半時分ヨリ暮ニ相掛リ候、少々錆落シ杯モイタサセ候、暮前荒田二階堂家御姉様昼七ツ過些御不塩梅被為在御座候得共、最早快被成御座候段申来、戸柱町田家へハ此方ヨリ申上越呉候様承候二付、又々家来へ委敷為被承候テモ不落付、又自身玄喚迄出候テ承候得ハ七ツ時分暫時御氣絶アラセラレ候得共、最早少々御快候得共其段為御知申ト之事故、何レ是迄申来程之事情得ハ、大抵之御事ニハ不被為在御座ト則駈付罷出候得ハ、夜入四ツ前ニテモ候半歟、終ニ無常之風ニ吹レ給ヒ、如何トモスヘキヤウナク中途ニテ八ツ聞歸宅、無程臥候事、

夜四ツ時分歸宅候事、主税ニモ七ツ時分ヨリ參候テ

歸ニハ同道イタシ候、母上様ニモ今日御越之賦候処、母上様ヨリ 父上様へ私ニモ參可申ト被仰上候得者、主ユキヤルナト被仰候由承知イタシ候、右通ニ候得ハ、父上様ニモ当年七十六歳ニ被為成御年齢稀成御事ニ候得ハ、母上様被差越候テハ弥御愁歎相増候半歟ト奉存候間、先今日ハ母上様被差越候儀御取止可然奉存候、二階堂家之儀ハ私參候上宜敷様可申上ト御差留申上候、家内中何篇申談、折角御愁歎無之様談ハ不申様堅ク心得候事、

一智芳院様当年御齡五十二ナラセラレ候、

十二日 晴、

朝六ツ起、八ツ時ヨリ二階堂家へ參候、暮六ツ時御

出館、夜四ツ時分御治之御左右承知之上帰候、御葬

場園^(草幸田カ)幸田隆盛院、主税ニハ隆盛院迄参り候、忌中ニ

付人数等略ス、

○ 提道具用皮厚目鹿之ナメシ皮ニテ

一 煙草入用、横幅五寸五部、長九寸、

一 煙管筒用、横幅三寸五部、長九寸五部、

二月十四日

十三日 大霜、快晴、

朝六ツ過起、終日在宿之事、段々忌中見廻人数略ス、

十四日 大霜、快晴、

朝六ツ過起、終日在宿之事、悔見廻人数等不書留候事、

○ 板鼻主税事、別段之以

一 板鼻主税殿所ヨリ之吹聴書之写

思召今日島津之

御称号・実名久之字、代々寄合格連名之此以前之

通被仰付難有仕合奉存候、依之祝酒致進上度御座候

間、八ツ後ヨリ何レモ様御入来被下度此段私ヨリ御

吹聴申上候、以上、

二月十二日

島津主税用頼代
太田八郎

一 梅田丸左衛門ヨリ吹聴書之荒増

私亡祖父并亡妻・嫡子拾七年回忌法事相混、明後十

六日執行仕候ニ付、以下略ス、

○ 御通達之写

御当地近在農家又者中宿者所へ遊山体之者共宿貸間

敷段ハ追々申渡置候得共、押々宿借受酒食等取ハヤ

シ、酔後間ニハ家財等為相痛、宿主迷惑ハ勿論、田

畠等踏荒シ在家妨相成候儀トモ有之哉ニ相聞得別テ

如何之至候、此以後右通理不尽ニ宿等申付不法之儀

モ有之候ハ、其宿主ヨリ向々へ相付名前可申出旨

申渡置候間、向後右体不勸弃之儀一切有之間敷候、

右ニ付見聞ヲモ掛置候条、此上違背之者於有之者可

及迷惑旨、組中へ被仰渡候様可相達旨大目付衆被仰

渡候、以上、

二月十六日

月番御目付

永江伊右衛門

大身分触役所

十五日 晴、

朝六ツ起、六ツ過ヨリ隆盛院智芳院様御姉様御墓へ
参詣、直ニ隆盛院脇ヨリ城ヶ谷越ニテ五ツ半時分帰
宅、終日在宿、永代節用無尽蔵書拔ニテ候、朝夕食
後ニハ庭掃除共イタシ候、暮おとくとこの被来四ツ時
分被帰候、伊藤六郎右衛門殿妻也、川上式部殿妹ニ
テ候、当分拙者終日在宿之事候間、 父上様拙者方
へ日之内ニハ三四度モ御出、今夜御寝酒モ拙者方ニ
テ被召上候、四ツ半臥候事、

十六日 朝小雨、後霽、

朝六ツ起、終日在宿、昨日同断書物書拔ニテ候、且
食後ニハ朝夕庭掃除、今日者
父上様拙者方へ五六度モ御出御日暮ニテ候、夜御寝
酒モ拙者方ニテ被召上候、暮ヨリおつやとの精進落

トシテ御出ニテ御泊ニ候事、

一昨日島津主税殿へ御鍵奉行被仰付候由吹聴有之候得
共、当分忌中之事ニテ不参候、

十七日

朝六ツ起庭掃除、忌中故終日在宿、暮ヨリ田原直助
殿・奥山藤左衛門殿入来ニテ四ツ過被帰候、おつや
との今晚モ御泊ニ候事、

○ 御通達之写

二丸御門通融差留置候得共、明十八日ヨリ通融之筈
候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達
候、

二月十七日

(島津入敷)
大蔵

○ (久光) 和泉様御事、二丸御住居ニ付御一門方年頭・八朔・

五節句・朔望・廿八日二丸へ罷上御祝儀被申上、島
津又八郎一列八年頭・八朔・五節句迄被罷上、大目
付以上并奥向之儀ハ、右節々ハ勿論、月次并平日迎_ト

毛御用透次第被罷上御祝儀・何御機嫌可被申上候、
此段可致通達候、

二月

(喜入久庵)
撰津

○二九御門、年頭・八朔・五節句・朔望・廿八日其外

屹卜立候節ニ候ハ勿論、御一門方并島津図書殿被罷

通候節々迄開扉ニテ、平日ハ小門通融之筈候、

一和泉様平日

御出之節ハ南御門御通被遊筈候、尤、御一門方并島

津図書殿御広敷へ被罷上候節モ南御門被罷通筈候、

一御女中方并大奥其外女中之儀ハ御台所御門被罷通、

御台所口御門ヨリ

二丸御広敷御門通融之筈候、

右者

和泉様二丸御住居ニ付、右之通被仰付候条、向々へ

可致通達候、

二月

撰津

○諸堂社へ疵付間敷等之趣ハ夫々制札モ被立置、就中

五社之儀ハ

御崇敬茂格別ニ而、当年頭

御參詣之所社頭へ疵付等有之段

御沙汰被為

在、何トモ奉恐入事ニ候、右ニ付テハ請持之御役場

茂有之、其外取締人等茂申付置候得共、右次第不都

合之至候条、向後五社者勿論其外堂社へ徒ニ相集、

疵付又ハ致案書候儀一切イタス間敷候、乍此上違背

之族於有之者屹卜可及沙汰候、此旨向々へ不洩様可

致通達候、

二月

(川上久運)
但馬

十八日 快晴、夜小雨、

朝六ツ過起、昨日同断終日在宿、昨日同断写本、暮

ヨリ 父上様御方へ罷出候、前お村様御出ニテ九ツ

過御帰、おつやどのニモ未御泊ニテ候、九ツ半時分

臥候事、

○

勝山悦之助殿
(久光男、久封)

於成殿 (久光女)

勝山真之助殿 (久光男、忠濟)

於俊殿 (久光女)

勝山芳之進殿 (久光男)

右者

二丸へ御上り之上ハ以来何篇諸書付等ニモ此様之字

相用候様被仰付候、左候而、島津何様ト相唱、

御女子様ニハ

於何様ト相唱候様被仰付候条、向々へ可致通達候、

二月

撰津

○島津岩松殿姉 (久玉、加治木)

於直殿事、

思召之訊被為

在、御本丸御住居被

仰出候、左候テ、御上り御比合之儀者追テ可被仰出

候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達

候、

二月

撰津

十九日 晴、

朝六ツ起、今日ヨリ忌御免ニテ出勤、八ツ時退出、

直ニ帰宅、庭取集屋敷内中掃除イタシ候、大鐘比ヨ

リ島内記様・島権五郎殿、父上様并拙者父子へ為精

進落人来、夜入四ツ過被帰候、おつやとのニハ今晚

モ御泊候事、

○ 御通達之写

三月六日午之刻

右御首途

三月十六日巳之刻

右御発駕

和泉様御出府

右之通被相替候条、可承向々へ可申渡候、

二月

撰津

二十日 雨、

朝六ツ起、座内掃除、四ツ前講堂詰ニテ出勤、四ツ

過ヨリ 御殿之様罷出当番相勤、夕詰左膳殿へ代合、

退出、夫ヨリ写本、暮ヨリ

父上様御方へ罷出五ツ時分御暇、拙者方へおつやとの御寝酒上り故御相手、母上様ニモ又々拙者方へ御出、四ツ時分臥候事、

詰之由候得共、四ツ過被相断候、無程臥候事、

○ 諸御座鑰箱名札引替之発端

諸座奉行中取之間卷人ツ、御用被罷出候様被仰渡罷出候処、高橋左門殿ヨリ種子鳥次郎右衛門ヲ以被仰渡候者、諸御座鑰箱以来ハ名札引替可受取旨明十一日ヨリ屹ト被仰渡候筋、元禄二年巳二月十日宗体座日帳ニ有之、宗体改方八月十七日罷出、承知候筋相見得候、

二十一日 雨、

朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ前退出、帰掛花舜軒御墓へ参詣、八ツ時帰宅、七ツ前ヨリ野屋敷へ参候、今日梶苗千五百本申請候ニ付植付ニ参、小嶋迄五畝ニ植、其外畠之脇道脇等見合植付候得共、漸今日六百本計モ植候半、暮過帰候テ父上様御方へ罷出御寝酒御相手、四ツ時分御暇ニテ臥候事、

○ 御通達之写

一張番勤方足輕立番等物頭請持、
一御門内外飾桶等可差出候、

二十二日 晴、

朝六ツ起、四ツ時ヨリ野屋シキへ参候テ昨日植残シ楮植付候、惣テ千四百八拾本ニテ候、式拾本ハ居屋敷へ持帰植付候賦、

八ツ過野屋敷ヨリ帰宅、大鐘ニ泊番ニテ出勤、夕詰多門殿へ代合相勤候、伊地知殿今日御番之由ニテ夕

一小番・御小姓与御式台詰同所御番人之儀、御番所不明様申談可相詰候、

一御殿鎮定并水入初・火焚初之御作法有馬衛守勤之、
一御書院其外御座向御床御棚飾等御数寄屋頭請持、
一和泉様御方へ相勤候諸御役人、御式向相掛候御役々(久光)ノシメ半袴又八十徳、書役・小役人麻袴十徳、足輕

其外壹身モノ麻上下、

但、赤色類之衣類無用、

一御供之面々着服右同断、

一御門御通之節、二丸へ相勤候表方諸御役人并奥支配

御役々御門外へ可罷出候、

但、御式台薄縁等へ罷出候御役々ハ其通可相心得

候、

一御供之御家老御刻限前以重富

御住居へ罷出、

一御行列五本御道具ニテ引次、御家老御供二丸御門ニ

テイツレモ左之足ヨリ可入候、

一御式相濟候以後、御家老并御普請掛之御趣法掛御用

人并御側役に奥吸物・取肴・御酒被下候、

一和泉様御方奥向并御供相勤候御供目付へ於奥同断被

下候、

一御普請掛之書役・小役人・御大工頭へ取肴・御酒被

下候、

但、御台所頭請持、

一御一門方并島津図書殿・諸大身分其外月次御礼罷出

候面々当日登

城、御移徒(能カ)濟之上席々調ニテ

(忠巻)太守様へ御祝儀被申上、諸大身分以下月次御礼罷出

候面々ハ引次

和泉様へモ同断可被申上候、

御一門方并島津図書殿二丸へ罷出、調ニ而御祝儀可

被申上候、

但、大奥江兼テ御祝儀申上来候面々者毎之通可被

申上候、

一大目付以上之儀モ二丸江参上、御側役へ取会御祝儀

可被申上候、

一火用心猶以可入念候、

一右外別冊御次第書之通、

右之通無間違様可取計旨、向々へ可申渡候、

二月

(喜入久高)
撰津

和泉様二丸へ

御移徒之御次第

一已上刻重富 御住居

御出、二丸御門

御通、

但、左之御足ヨリ 御入、

兵道

有馬衛守

右、御門外へ罷在、御作法相勤之、

御式台へ

御入御書院へ

御揚疊

御着座 御褥

御熨斗目・御長袴

御先立

御側御用人・御側役之間

御熨斗

御茶

但、火焚初之御湯相用、

右御給仕水持役・火焚役勤之、長袴、

右御給仕水持役・火焚役勤之、長袴、

一右畢テ

右休息所へ

御着座、 御袴

御相伴

長袴

喜入（欠禮）攝津

右、上之間御敷居ヨリ二疊目ニテ御礼、恐悦申上之、

御意有之御右之方へ着座、

御熨斗

御茶

御盃御土器三方

御移徒（徒力）

御神酒

但、長柄之御銚子二人、御酌奥御小姓、長袴、

右差上、御相伴モ頂戴、畢テ御銚子入、

但、御相伴へハ足付八寸、

一式御三献 御給仕奥御小姓、長袴、

但、御相伴へハ本膳計差出、給仕御近習番、長袴、

長柄之御銚子

御加

御盃御土器三方

御抑 三方

長柄之御銚子

御加

右被召上御盃三之間上御敷居ヨリ一疊目ニ置之、同

二重目ニ撰津罷出頂戴、取肴被下、加有而復座者御

肴三之間上御敷居ヨリ三疊目上ニ無之、同四疊ニテ

御普請掛之御趣法掛御側用人・御側役咄人ツ、罷出

御礼、御通頂戴、末席ヨリ御盃持下奥向之面々五人

ツ、三之間御襖涯へ罷出御礼、

一御書院へ再

御出座、

御盃御土器三方

長柄之御銚子

御加

数之御土器

右被 召上御加無之、御残ヲ御銚子入、御盃ハ御三

方ニ載置、

有馬衛守

右、三之間末御敷居涯へ罷出御礼、同三疊目御流頂

戴シ、畢而御銚子等引之、

御普請掛之
御作事奉行

御細工奉行

右、兩人ツ、末御敷居涯へ罷出御礼、兩銚子ニテ御

酒頂戴也、

但、酌者御小姓、半袴、

一二九へ相勤候諸御役人五六人ツ、同断罷出御礼、畢

テ

御入、

以上、

○ （欠也）和泉様御事、来ル二十四日巳刻

二九へ被遊

御移徒答候条、向々へ可致通達候、

二月

撰津

二十三日 快晴、

朝六ツ起、島津平馬殿へ朝出相頼、五ツ前掃毛、終

日在宿ニテ写本共イタシ候、暮前ヨリ薬丸猪之介殿

入来候テ夜四ツ半時分被帰候、おつやとのニハ先日ヨリ未タ御泊リニテ候、

父上様ニモ今晚ハ拙者方ニテ御寢酒被召上候、

二十四日 曇天、昼時分細雨少々、

朝六ツ起、居間掃除并庭父上様御方・拙者方迄掃除、

四ツ過

和泉様

二丸へ 御移徒被為

在、重富

御住居御出宅、

右ニ付テ

周防殿・ 静洞殿式台迄御出ニテ、

御立御跡御門外迄御出之由候、今和泉家へ御養子之

英之進殿、宮之城へ御養子之^{〔忠敷〕}図書殿ニ茂右御同断ニ

テ御門外迄御出之由候、御先十三人、対御道具・御

打物・御手鏡・御立傘、御家老御供喜入^{〔忠敷〕}撰津殿乗物

ニテ御付被申上候、重富家来本御門脇ヨリ上之馬場

重富物見下迄麻上下高股立ニテ平伏、拙者屋敷掛之

方へモ多人数相見得候、吉次郎^{当年}・徳熊ニモ^{当年}

重富前拙者屋敷掛リへ出候、吉次郎ニハ着服麻上下

ニテ、甌島ヨリ来居候番所勤之橋口仲太郎、伊作ヨ

リ来居候宇都新次郎召付候テ出ス、徳熊未幼少故日

置ヨリ来居候下女竹へ為抱出シ候、重富之家来其外

女中共之顔色甚絶兼候様子、落涙之者多ク相見得候、

暫御間有之、御子様方御上リ周防殿・英之進殿・図

書殿ニモ御同断、珍敷事拜見候、賑々サ紙上難認候、

四ツ半時分ヨリ書見、九ツ半時分相良吉右衛門殿・

伊藤六郎右衛門殿入来、八ツ過被帰候、拙者事今日

ハ夕詰ニテ候処、相良治部殿当番ニテ用事之儀有之、

早目ニ出勤イタシ呉候様申来候間八ツ打無程出

殿イタシ候、八ツ帰、未多人数有之候間納屋之下之

通りヨリ琉球館後通りヨリ吉野橋トイタシ候、詰所

机之上ニ島権五郎殿ヨリ之書状有之、尤、当番頭方

月番へ参候ノ也、今日

和泉様御移徒一卷之事有之故爰ニ写置、

御暇後直ニのしめ着用、二之九江瞬目之間ニ駈付

候之処、最早御先キ厩之角ニ相見得、御番所江刀

を抜捨、幸ニ相良治部殿被參居申候而仕合ニ御座

候、早速席詰之場所御目付江口合候而直ニ相分詰

居候得者、無間も

太守様御玄喚江被為入、誠ニ以恐伏仕居候処、

和泉様被為在御着御都合別而宜敷御事ニ御座候、

太守様御出迎之時ハ少々

御落涙有之、何共我々さへも恐入奉存候、左候而、

拙者御暇之儀、御家老座書役迄口合候得ハ直ニ御

暇仕候而可然段承申候間、早速罷歸申候、是迄者

拙者心配中々のし不申候、地半ハあせにひたり氣

分ハ暑中之趣ニ有之候、先ハ首尾能相勤候御届并

御着之為書認如斯御座候、以上、

二月廿四日

右席詰之儀モ今朝相知レ、権五郎殿ニハ朝出ニテ被

相勤居候間、早クノシメニテ被相詰候様ニト之事ニ

テ被帰、漸右次第御間ニ逢候由、大鐘過泊番喜入多

門殿へ代合、帰宅、今日於筆八ツ前ヨリ參居今晚泊

候、おつやとのニモ未御泊ニテ候、父上様奉初皆々

打寄、拙者御寢酒被召上、拙者ニモ九ツ時分臥候事、

○ 御通達之写

御高三万石

右者今般

和泉様ニ丸御住居被為

在候ニ付、右之通御高御差分ニテ被進候旨被仰出候、

左候而、右所務迄ニ而者御不足茂可有之候付御統料

高ハ名目ニテ、以来年々御産物料之内ヨリ金貳万兩

ツ、別紙月割之通大坂ヨリ差統相成候様被仰付候条、

可承向へ申渡、御勝手方江モ可相達候、

二月

摂津

金貳万兩

内、三千五百兩

二月届

三千兩

四月届

三千五百兩

六月届

三千兩

八月届

三千五百兩

十月届

三千五百兩

十一月届

○ 御通達之写

(久光)
和泉様御事、

二丸江被遊

御移徒候処、(従力)当分通二而者

御成合不宜被

思召上、殊ニ御家老中ヨリモ分而願之趣モ有之、被

遊

御許容候ニ付、今日ヨリ此様之字御用被遊候様被

仰出候条、諸書付等ニモ其通可相認候、此旨表方江

致通達、奥掛・御勝手方江モ可相達候、

二月廿四日

(喜入久高)
撰津

○ 上巳雜飾之儀ニ付而者草餅之外菓子類一切相調間敷、

勿論結構之人形・鞠類不相成段者毎年申渡置候処、

間二者汲受薄ク、就中輕キ者共取違初雜杯ト申致贈

物等、左候得者為返礼菓子類差遣候儀モ有之哉ニ相

聞得候ニ付、右様之取遣堅停止申付候、且又台披ト

名付賑々敷取企候儀不相成段モ先年来申渡置候ニ付、

取違有之間敷候、右ニ付而者見聞ヲモ掛置候ニ付、

乍此上違背之者於有之ハ可及迷惑旨与中江被仰渡候

様可被達旨、大目付衆被仰候、以上、

二月

御目付
葉丸猪之助

○ 丸田氏ヨリ之江戸状之写

前略ス、

去ル十五日西丸下変事別紙御届書之通ニテ、兎角足

本之混雜只々奉恐入候、乍然此度ハ彦根節之様余リ

高名ニ無御座候、最早度々之事ニテ左迄之評判モ無

御座候、同日戸田越前守様御家来謀叛之次第致露現、

追々風評御聞可被成候、只一通リ之封廻状写取差上

候、御一覽之上町田家へ御差廻被下度候、先年始御

祝詞申上度如斯御座候、恐惶謹言、

丸田孫左衛門

正月廿九日

正裕 

○ 今朝登 城懸ケ坂下御門所馬所手前ニテ狼籍者鉄砲

打懸、七八人拔身ヲ以テ左右ヨリ駕籠へ切懸ケ候間、

供方之者防戦イタシ狼籍者六人討留、其余ノ者ハ逃

去申候、拙者モ捕押方等致指揮候内、少々致怪我候

二付坂下御門御番所ニテ手当致候得共、出血等モ有之候間一先帰宅致候、供方初手負者茂有之候間相糺、追テ御届申達候、以上、

正月十五日 安藤対馬守（信正）

昨日御届申上候家来手負之者相糺候処、別紙之通御座候、此段御届申上候、以上、

正月十六日 安藤対馬守

別紙

深手

原田莊藏

同

友田六藏

同

小草平次郎

同

松本鍊次郎

鉄砲打レ

浅手

大坂大五郎

同

村上秀二

深手

斎藤勇之助

同

高沢幸之助

浅手

押方

万藏

狼籍者即死六人

名前

三島三太郎（三郎力）

十八九才

上之原邦之介（豊原力）

二十二三才

細谷忠斎

二十二三才

吉野政助

三十才

(相田カ)
柏田千之助

三十五六才

浅田儀助

三十才

安藤对馬守様

御供方

御駕籠脇

大小姓

鉄砲打レ

松本鍊之助

同

御刀番

斎藤勇之助
小草七之助

中疵

御徒士

高沢幸之助

薄手

押

藤田万蔵

中間小姓

拔群之働

横山盛之助

御勘定奉行

深手重体

原田莊蔵

右外少々手疵式三人有之、御上ニ少シモ怪我無御座候、

外

浪人之儀ハ凡人程ト申事御座候、

内、六人 坂下御門外ニテ相果候、

忝人 十五日四ツ半時比長州様御家来之内知

人有之、相便リ罷越、同夜六ツ半時自

害仕候、翌十六日早朝御届申上候、

封廻状

一橋付近習番

一通り尋之上
揚屋へ遣ス

山本繁三郎

四十八才

一通り尋之上
揚屋へ遣ス

戸田越前守家来
大橋順蔵

四十七才

右同

順藏養子

同春藏

右同

右同家来

松本鑑太郎

式十七才

右於黒川備中守御役宅浅野伊賀守立会、備中守申渡、

(盛孝)

(氏祐)

正月十五日

二十五日 曇、

朝六ツ起、座内ヨリ庭掃除トモイタシ候、腹へ腫物

イタシ刀差候儀難儀ニ有之候間、今日ヨリ三四日之

間御座相頼出勤イタサス、終日写本共ニテ候、野屋

敷番人小家作りヨリ引続、仁太郎ハ拙宅へ参、内証

通り之小門修甫ニテ未成就ニハ不相成候、暮ヨリ

父上様御方へ罷出御寝酒御相手、おつやとの・お筆

其外家内中打寄候、お筆ニハ暮過帰り、おつやとの

ニハ未御泊リニテ候、四ツ過臥候也、

二十六日 朝雨後霽、

朝六ツ起、未腹之腫物不宜候故出勤イタサス、終日

写本共イタシ候、暮ヨリ

父上様御方へ罷出候、おつやとの其外家内中打寄御

寝酒御相手、四ツ時分 父上様御臥遊シ候ニ付御暇

ニテ臥候事、おつやとの未御泊ニテ候事、

庭之前ナル宮里氏ノ柳ヲ詠ル

春風にとなひの柳打なひく

いとのみとりの色にそひ行

内記様所之ミづきを詠ル

朝夕にみるハとなひのなさけかな

ミのるみつぎのいろのくれなひ

○

他国製酒造様

頭白米壺升能々洗ヒ、夫ヲ水壺升五合計ニ混シ置、

五六日モイタシ候得者水少クサレ、フク浮候時分ヲ

見合桶ノ上ニ素器ヲ置、夫ニ右米水共ニ移シ、米ハ

洗ヒ上ケ焚ニテモ蒸ニテモイタシ、糍五合入能々モ

ミ合桶ニ入、右之クサレ水ヲ壺升入置候得者十四五

日モ日数経些ワキカヘル時分、此節ハ白米式升焚キ

糍壺升入モミ合、清水ヲ式升入添ヘラ懸置、廿日余

モイタシ候得者酢ノ蓋ノ様上ヲ張り切候節、右之ム

ルミヲ少シタベ候得者大概出来不出来ハ相知レ可申候、月数経程宜敷罷成申候、甘口カラ口ハ糶ノ加減

次第、酒汲取候跡粕ハ焼酎煎シ妙ニ出来可申候、其

余ハ第一御工夫次第奉存候、

○ 御国酒造入

一白米三斗 一糶米壹斗貳升

一水三斗

七日八日目

一白米四斗 一糶壹斗六升

一水四斗

毎日

一白米八斗 一糶米三斗貳升

一水六斗

毎日

一白米壹石 一糶米四斗

一水四斗

合米三石五斗

生酒六百盃

右作入候テ十日内外ニテ船ニ乗候、寒中ニハ十四五

日位、

○ 夏新酒作入同断

白米三斗

内、三升飯ニタキ、本作之内ヘツケ置候ヘハ能ク

ワク也、

一七日位ニテワキ候節、汁ハカリ取、米ハムシ候

テ交置也、

○ 焼酎作入

一米七斗

内、貳斗四升糶米

四斗六升

水見合

拾貳釜分

一釜ニ拾四盃ツ、

合生焼酎百六拾八盃

味噌之事

○ 一大豆壹升

むし上七百目

斤ニシテ

四斤三合七勺五才

但、味噌ニ相成候斤目、

二十七日 晴、

朝六ツ起、未腫物不宜出勤不致、終日写本或者書物
トチニテ候、昼過主税短冊式ツ持来、風りんニ提候
ノ、ヨシ、歌書具候様申候テ言葉之下ヨリ直ニ認候、
愚詠二首、

春風の和らき初てけふよりは

よものとかなるいろハ見へけり

春風の静なりとはしられけり

のきはのかねのやわらかの音に

暮ヨリ毎之通 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、お
つやとのニモ未御泊ニテ同断、御打寄其外家内中、
父上様五ツ半時分御臥候故御暇、無程臥候事、

二十八日 晴、

朝六ツ起、昨日同断ニテ出勤不致、今朝ハ
御城山モ霞ニ立カクレテ、

春深き空とも今朝ハ成にけり

やまも霞の立かくすまで

一 今日ヨリ大工小細工ニ参候、琉球付届燭箱六ツ作
候、安政午之三月二日ニ朱書ニテ留置候寸法ヲ内法
リニシテ為作候、前田直太郎モ取寄、書物表紙合方
為致候、外ニ具足箱・両掛・薙刀杯入候紙袋、且端
芝水之浄川軒筆襖剝取掛物ニモ致シ候賦、且右之襖
張トモ相頼候、右ニ付明日下町大坪ヨリ左之通取寄
候賦、

覚

一 梅之軸式ツ

但、卷寸式部、

一 木綿サナダ

但、幅三部、長卷丈五尺、

一 千載紙式拾枚

○

鳥津石見（久勝）

妻 於治殿（久光女）

入来院怡(公寛)

妻 於珍殿(久光女)

喜人多門(久博)

妻 於寛殿(久光女)

右者御続柄格別成御沢合ニ付別段之以思召、以来

御子様方御同様之御会釈被仰付候、左候テ、此殿文

字相用、何ソニ付大奥へ御上等之節ハ何篇

(秀宣女、種子島久道室)
松寿院殿御振合せ被

仰出候、此旨向々へ可致通達候、

二月廿八日

(島津久敏)
大藏

七ツ過ヨリ内膳殿入来、暮前被帰候、今日茂度々父

上様拙者方へ御出、夕方ヨリモ御出ニテ今晚ハ御寝

酒モ拙者方ニテ被召上候、此肌寒ク候故屏風トモ立

廻シサシ上候、夜四ツ時分御引入候、荒田島津家バ

、おつやとの江彼方暇出候ニ付暇乞ニ参候ヨシ、バ

、ニモ来、皆召呼酒給候、おつやとの未御泊候事、

○一御側役小松帯刀殿(清藤)一昨日

(久光)和泉様御付被仰付候由今日承候テ爰ニ記ス、

二十九日 今日ハ終日冷風吹、

朝六ツ起、腫物弥張立難儀イタシ候ニ付出勤イタサ

ス、今日ヨリ平田氏相頼煎薬モ給候、七ツ時分ヨリ

伊地知才右衛門殿被来候、拙者ニハ四ツ半時分申断

臥候、才右衛門九ツ前被帰候、おつやとのニモ未御

泊ニテ候事、直太郎モ大工モ未タ来候、直五郎ニハ

書物表紙・鎧箱式ツ・両掛ナト紙ニテ覆ヒ作候、大

工ハ大振之日勤弁当センタン木ニテ内外トモ作候、

○一町田(久忠)図書殿民部ト名替之吹聴有之候事、